

官報

号外
平成十七年六月二十二日

○第百六十二回 参議院會議録第二十七号（その一）

平成十七年六月二十二日（水曜日）

午前十時一分開議

○議事日程 第二十八号

平成十七年六月二十二日

午前十時開議

- 第一 公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 第二 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 第三 行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 第四 証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 第五 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 第六 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
- 第七 介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 第八 不正競争防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

- 一、政策評価制度の見直しに関する決議案（山

平成十七年六月二十二日 参議院會議録第二十七号（その一） 議事日程追加の件 政策評価制度の見直しに関する決議案

口那津男君外八名発議（委員会審査省略要求事件）
以下 議事日程のとおり

○議長（扇千景君） これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

山口那津男君外八名発議に係る政策評価制度の見直しに関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長（扇千景君） 御異議ないと認めます。

よつて、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。山口那津男君。

〔議案は本号（その二）に掲載〕

〔山口那津男君登壇、拍手〕

○山口那津男君 ただいま議題となりました自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案に係る政策評価制度の見直しに関する決議案につきまして、発議者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

政策評価制度の見直しに関する決議案
本院では、政策評価制度の導入当初からその重要性にかんがみ、政策評価の在り方等について議論が行われてきた。

議論の中では、政策評価制度は一定の進展が図られているものの、必ずしも政策評価結果が有効に活用されていない場合もあることから、政策評価制度を充実・発展させていくためには、政策評価と予算等の連携強化、政策評価の客観性の確保、無駄が多いと指摘されている特別会計の見直しに向けた政策評価の活用強化などが課題であると指摘されている。

現在、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行後三年が経過し、政策評価制度の見直しの時期を迎えている。よつて政府は、効果的・効率的な行政を推進するとともに、国民への説明責任を徹底するため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、政策評価の質の向上を図るとともに、政策の企画立案や予算への適切な反映を始めとして、政策評価結果の一層の活用を努めること。

二、政策評価を踏まえた予算の作成に資するため、政策、施策、事業などの政策体系をあらかじめ明示した上で評価を行うこと。また、新規事業等については、事前評価を積極的にを行うとともに、事後評価の徹底に努めること。

三、政策評価結果を反映した政策の実現に資するため、政策評価の重点化・効率化を図り、制度改正が必要な政策や複数府省に関係する重要な政策等については、適時的確に評価すること。

四、政策評価の客観性を確保するため、政策目標の数値化に一層取り組むとともに、外部からの検証が可能となるよう、評価に当たって前提としたデータや評価手法等の公表を徹底すること。

五、政策評価の実効性を高めるため、政策評価と予算、決算の連携強化を図るとともに、総務省及び財務省間の連携を密にし、会計検査院との積極的な情報交換に努めること。

六、国民への説明責任を果たすため、政策評価結果を国民に分かりやすく伝えるとともに、政策評価の取組等の広報活動を積極的に行うこと。

右決議する。

以上でございます。

政策評価制度は、平成十三年一月から全政府的に導入され、十四年四月からは行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づいて実施されております。同法では、法律施行後三年が経過した場合において、法律の施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されております。

行政監視委員会では、これまで政策評価結果を活用して当該政策の検証を行うとともに、政策評価の在り方等について議論を重ねてまいりました。その結果、政策評価制度の見直しに際し、委員会では集約された意見について本院の意思として明らかにすることが必要であるとの結論に達し、各派合意の下に本決議案を提出した次第であります。

何とぞ皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（扇千景君） これより採決をいたします。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 投票の結果を報告いたします。

平成十七年六月二十二日 参議院会議録第二十七号(その一)

公職選挙法の一部を改正する法律案
改正する法律案 行政手続法の一部を改正する法律案

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

二

投票総数

賛成

反対

二百二十二
二百二十二

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) ただいまの決議に対し、総務大臣から発言を求められました。麻生総務大臣。

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 政策評価制度の見直しに関する決議に對しまして所信を申し述べさせていただきます。

本年四月に行政機関が行う政策の評価に関する法律の施行から三年が経過したことから、目下、同法の施行状況を踏まえつつ、政策評価制度に関する見直しを行っているところであります。

今後、ただいまの御決議の趣旨を踏まえ、政策評価の充実・発展のために、各府省と連携しつつ、適切な措置を講じてまいります。(拍手)

○議長(扇千景君) 日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長吉村剛太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔吉村剛太郎君登壇、拍手〕

○吉村剛太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、長野県木曽郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院小選挙区及び衆議院比例代表選挙区の改正を行うとするものであります。

委員会におきましては、今回の越県合併に限定して、選挙区の改正を行う理由、市町村合併の進展に応じた選挙区改定の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百二十一
二百二十一

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長中川義雄君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔中川義雄君登壇、拍手〕

○中川義雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農林漁業体験民泊事業者の登録事務について、農林水産大臣が指定した者が行う制度から、法律で定める要件に適合するものとして登録を受けた者が行う制度に改めるほか、登録の対象となる事業者の範囲について、農林漁業者又はその組織する団体に限定せず、農林漁業体験活動に必要なサービスを提供する者にまで拡大する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、体験民泊の登録数が減少している原因、登録の対象となる民泊の範囲を拡大する理由、農政におけるグリーンツーリズムの位置付けと、これを推進することの意義等について質疑が行われましたが、その詳細につきましては会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百二十三
二百二十三

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第三 行政手続法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長木村仁君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔木村仁君登壇、拍手〕

○木村仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、政省令などの命令等を定める際に、広く一般の意見や情報を求める手続等を定めることによつて、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、今回の改正により、意見公募手続を法制化する意義と今後の課題、行政指導について書面交付を原則とすることの必要性、意見公募手続の地方公共団体による条例化の促進、三者構成の審議会の決定を意見公募手続等の適用除外とする理由等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第四 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長浅尾慶一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔浅尾慶一郎君登壇、拍手〕

○議長(扇千景君) たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の証券市場をめぐる情勢の変化に対応し、我が国証券市場の国際競争力の向上を図るため、公開買付け制度の適用範囲の見直し及び親会社等状況報告書制度の導入並びに外国会社等の英文による開示制度の導入等の措置を講じようとするものであります。

また、本法律案は、衆議院において、継続開示義務違反に対する課徴金制度を導入する等の修正が行われております。

委員会におきましては、証券取引所における親

子会社上場の是非、継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入の意義と実効性、外国証券会社の業務実態と擬似外国会社規制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第五 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案

日程第六 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長長田名部匡省君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔田名部匡省君登壇、拍手〕

○田名部匡省君 たいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案は、公営住宅の管理主体の拡大、住宅金融公庫及び独立行政法人都市再生機構に対する政府貸付金の償還期限の変更、地方住宅供給公社の解散事由の追加等の措置を講じようとするものであります。

次に、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案は、国土交通大臣による基本方針の策定、地方公共団体が作成する地域住宅計画に係る交付金制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、公的賃貸住宅の役割と今後の住宅政策、住宅セーフティーネットの確保と地域コミュニティの再生、住宅金融公庫及び都市再生機構の財投資金繰上償還と経営改善策、都市再生機構の子会社等への天下り問題、新たな住宅基本法制の整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比寿員より、二法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、二法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第七 介護保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長長岸宏一君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔岸宏一君登壇、拍手〕

○議長(扇千景君) たいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため、予防給付の給付内容の見直し、食費及び居住費に係る保険給付の見

直し等保険給付の効率化及び重点化、地域密着型サービスの創設等新たなサービス類型の導入等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、地域支援事業のうち権利擁護事業を市町村の必須事業に改めるとともに、予防給付及び地域支援事業について施行後三年を目途に費用対効果等を検討し所要の措置を講ずる旨の修正が行われております。

委員会におきましては、新予防給付のサービス内容及びその有効性、居住費・食費を保険給付の対象外とする理由及びこれにより影響を受ける入所者等への対策、ケアマネジャーを始めとする介護労働者の労働条件等を改善するための方策、新たに設置される地域包括支援センターの在り方、被保険者・受給者の範囲拡大についての考え方等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、民主党・新緑風会を代表して山本孝史理事より賛成、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十一

賛成 二百七

反対 十四

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第八 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長佐藤昭郎君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔佐藤昭郎君登壇、拍手〕

○佐藤昭郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国産業の知的財産の保護を強化するため、営業秘密の国外使用や退職者による不正使用に対する処罰規定を設けるとともに、模倣品・海賊版対策の強化を図り、あわせて裁判外紛争解決手続における弁理士の役割を拡充する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、我が国の知的財産保護強化の必要性、退職者処罰の導入と職業選択の自由との関係、法改正による模倣品・海賊版取締りの効果、弁理士の業務範囲拡大の課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三

賛成 二百二十三

反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。午前十時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長	
扇 千景君	角田 義一君	近藤 正道君	山本 保君
大田 昌秀君	又市 征治君	西田 実仁君	谷合 正明君
浜田 昌良君	坂本由紀子君	小泉 昭男君	浮島とも子君
山本 香苗君	澤 雄二君	山本 香苗君	遠山 清彦君
	松 あきら君		

福本 潤一君	佐藤 昭郎君
山谷えり子君	福島みずほ君
加藤 修一君	高野 博師君
弘友 和夫君	渡辺 孝男君
岸 宏一君	木村 仁君
亀井 郁夫君	山口那津男君
山下 栄一君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浅野 勝人君
谷川 秀善君	常田 享祥君
浜四津敏子君	風間 昶君
白浜 一良君	草川 昭三君
木庭健太郎君	小野 清子君
太田 豊秋君	魚住 汎英君
竹中 平蔵君	西銘順志郎君
柏村 武昭君	段本 幸男君
小泉 顕雄君	末松 信介君
中川 雅治君	中村 博彦君
二之湯 智君	西島 英利君
野村 哲郎君	小池 正勝君
北川イッセイ君	岸 信夫君
河合 常則君	藤野 公孝君
松山 政司君	有村 治子君
中川 義雄君	中島 啓雄君
大仁田 厚君	吉田 博美君
小林 温君	岩城 光英君
小斉平敏文君	加納 時男君
市川 一朗君	岩永 浩美君
大野つや子君	国井 正幸君
三浦 一水君	阿部 正俊君
金田 勝年君	保坂 三蔵君
荒井 広幸君	松村 龍二君
狩野 安君	泉 信也君
景山俊太郎君	溝手 顕正君
尾辻 秀久君	吉村剛太郎君
佐藤 泰三君	清水嘉与子君
若林 正俊君	鴻池 祥肇君
田中 直紀君	杏掛 哲男君
片山虎之助君	藤井 基之君

加治屋義人君	伊達 忠一君
鈴木 陽悦君	長谷川憲正君
松村 祥史君	水落 敏榮君
山本 順三君	黒岩 宇洋君
愛知 治郎君	椎名 一保君
荻原 健司君	岡田 直樹君
秋元 司君	関口 昌一君
鶴保 庸介君	野上浩太郎君
荒井 正吾君	後藤 博子君
舩添 要一君	田村耕太郎君
岡田 広君	脇 雅史君
山内 俊夫君	世耕 弘成君
山下 英利君	山崎 力君
田村 公平君	田浦 直君
山本 一太君	矢野 哲朗君
鈴木 政二君	林 芳正君
武見 敬三君	北岡 秀二君
中島 真人君	中原 爽君
橋本 聖子君	青木 幹雄君
松田 岩夫君	陣内 孝雄君
真鍋 賢二君	山東 昭子君
竹山 裕君	桜井 新君
関谷 勝嗣君	倉田 寛之君
尾立 源幸君	藤末 健三君
富岡由紀夫君	松下 新平君
糸数 慶子君	水岡 俊一君
藤本 祐司君	足立 信也君
那谷屋正義君	白 眞勲君
小林 正夫君	柳澤 光美君
加藤 敏幸君	主演 了君
神本美恵子君	山根 隆治君
池口 修次君	若林 秀樹君
平野 達男君	辻 泰弘君
大塚 耕平君	工藤堅太郎君
広野ただし君	高嶋 良充君
佐藤 雄平君	小川 敏夫君
郡司 彰君	福山 哲郎君
円より子君	直嶋 正行君

山本 孝史君	小林 元君
佐藤 道夫君	朝日 俊弘君
平田 健二君	田名部匡省君
渡辺 秀央君	西岡 武夫君
広中和歌子君	山下八洲夫君
大石 正光君	今泉 昭君
蓮 舩君	林 久美子君
広田 一君	仁比 聡平君
大久保 勉君	前川 清成君
島田智哉子君	小林美恵子君
芝 博一君	松岡 徹君
津田弥太郎君	紙 智子君
松井 孝治君	鈴木 寛君
岩本 司君	榎葉賀津也君
山本 マルテイ君	大門実紀史君
井上 哲士君	内藤 正光君
浅尾慶一郎君	木俣 佳丈君
高橋 千秋君	谷 博之君
藤原 正司君	小池 晃君
羽田雄一郎君	大江 康弘君
齋藤 勲君	和田ひろ子君
小川 勝也君	家西 悟君
吉川 春子君	市田 忠義君
興石 東君	江田 五月君
佐藤 泰介君	柳田 稔君
千葉 景子君	岡崎トミ子君
前田 武志君	築瀬 進君
北澤 俊美君	峰崎 直樹君
総務大臣	麻生 太郎君
厚生労働大臣	尾辻 秀久君
農林水産大臣	島村 宜伸君
経済産業大臣	中川 昭一君
国土交通大臣	北側 一雄君
内閣府特命担当大臣(金融)	伊藤 達也君

議長の報告事項

去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 家西 悟君 補欠 櫻井 充君

法務委員

辞任 尾辻 秀久君 補欠 魚住 汎英君

財政金融委員

辞任 松岡 徹君 補欠 広野ただし君

厚生労働委員

辞任 櫻井 充君 補欠 家西 悟君

農林水産委員

辞任 小池 晃君 補欠 小池 晃君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十六年の海事債権についての責任の制

限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

生活保護受給者に対する公的保険制度適用に関する質問主意書(谷博之君提出(第二九号))

拘留所における妊娠・出産前後の未決勾留者に対する待遇の運用に関する質問主意書(福島みずほ君提出(第三〇号))

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成十六年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

魚住 汎英君

尾辻 秀久君

広野ただし君

松岡 徹君

外交防衛委員

辞任

補欠

荒木 清寛君

魚住裕一郎君

財政金融委員

辞任

補欠

大塚 耕平君

島田智哉子君

松岡 徹君

広野ただし君

国土交通委員

辞任

補欠

魚住裕一郎君

荒木 清寛君

環境委員

辞任

補欠

島田智哉子君

大塚 耕平君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

補欠

吉田 博美君

北川イッセイ君

水岡 俊一君

千葉 景子君

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

刑法等の一部を改正する法律案

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)審査報告書

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五一号)審査報告書

行政手続法の一部を改正する法律案(閣法第七二号)審査報告書

証券取引法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)審査報告書

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案(閣法第二四号)審査報告書

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案(閣法第二五号)審査報告書

介護保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)審査報告書

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

刑法等の一部を改正する法律

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員

辞任

補欠

魚住裕一郎君

荒木 清寛君

財政金融委員

補欠

島田智哉子君

大塚 耕平君

国土交通委員

補欠

荒木 清寛君

魚住裕一郎君

環境委員

補欠

大塚 耕平君

島田智哉子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

補欠

北川イッセイ君

吉田 博美君

同日衆議院から、同院は国会の会期を八月十三日まで五十五日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜納昌吉君提出在沖米軍の訓練水域及び空域縮小による漁場確保等に関する質問に対する答弁書(第二八号)

同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成十六年度環境の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成十七年度環境の保全に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成十六年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成十七年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

一昨二十日議員から次の質問主意書が提出された。

歯科技工士国家試験に関する質問主意書(尾立源幸君提出)(第三二一号)

昨二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員谷博之君提出生活保護受給者に対する公的保険制度適用に関する質問に対する答弁書(第二九号)

参議院議員福島みずほ君提出拘置所における妊娠・出産前後の未決勾留者に対する待遇の運用に関する質問に対する答弁書(第三〇号)

投票者氏名

政策評価制度の見直しに関する決議案(山口那津男君外八名発議)

賛成者氏名

二二二名

- | | |
|--------|---------|
| 阿部 正俊君 | 愛知 治郎君 |
| 青木 幹雄君 | 秋元 司君 |
| 浅野 勝人君 | 荒井 正吾君 |
| 荒井 広幸君 | 有村 治子君 |
| 泉 信也君 | 市川 一朗君 |
| 岩城 光英君 | 岩永 浩美君 |
| 魚住 汎英君 | 小野 清子君 |
| 尾辻 秀久君 | 大仁田 厚君 |
| 大野つや子君 | 太田 豊秋君 |
| 岡田 広君 | 荻原 健司君 |
| 加治屋義人君 | 加納 時男君 |
| 狩野 安君 | 景山俊太郎君 |
| 柏村 武昭君 | 片山虎之助君 |
| 金田 勝年君 | 亀井 郁夫君 |
| 河合 常則君 | 木村 仁君 |
| 岸 宏一君 | 北川イッセイ君 |
| 北岡 秀二君 | 国井 正幸君 |
| 倉掛 哲男君 | 小池 正勝君 |
| 倉田 寛之君 | 小泉 顕雄君 |
| 小泉 昭男君 | 後藤 博子君 |
| 小斉平敏文君 | 佐藤 昭昭君 |
| 鴻池 祥肇君 | 坂本由紀子君 |
| 佐藤 泰三君 | 山東 昭子君 |
| 桜井 新君 | 椎名 一保君 |
| 清水嘉与子君 | 末松 信介君 |
| 陣内 孝雄君 | 世耕 弘成君 |
| 鈴木 政二君 | 関谷 勝嗣君 |
| 関口 昌一君 | 田中 直紀君 |
| 田浦 直君 | 田村耕太郎君 |
| 田村 公平君 | 竹山 裕君 |
| 伊達 忠一君 | 谷川 秀善君 |
| 武見 敬三君 | 常田 享祥君 |
| 段本 幸男君 | 中川 雅治君 |
| 鶴保 庸介君 | 中島 啓雄君 |
| 中川 義雄君 | 中原 爽君 |
| 中島 眞人君 | 二之湯 智君 |
| 中村 博彦君 | 西銘順志郎君 |
| 西島 英利君 | |

平成十七年六月二十二日 参議院會議録第二十七号(その一) 投票者氏名

野上浩太郎君	野村 哲郎君
長谷川憲正君	橋本 聖子君
林 芳正君	藤井 基之君
藤野 公孝君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	舩添 要一君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
三浦 一水君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山下 英利君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 信也君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	家西 悟君
池口 修次君	今泉 昭君
岩本 司君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 正光君
大江 康弘君	大久保 勉君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加藤 敏幸君	神本美恵子君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	小林 元君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	芝 博一君
島田智哉子君	主演 了君
榎葉賀津也君	鈴木 寛君
田名部匡省君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	谷 博之君
千葉 景子君	ツレンマリイ君
津田弥太郎君	辻 泰弘君
富岡由紀夫君	那谷屋正義君
内藤 正光君	直嶋 正行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君

反対者氏名

白 眞勲君	林 久美子君
平田 健二君	平野 達男君
広田 一君	広中和歌子君
広野ただし君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤本 祐司君
藤原 正司君	前川 清成君
前田 武志君	松井 孝治君
松岡 徹君	松下 新平君
円より子君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
山本 孝史君	蓮 舩君
和田ひろ子君	若林 秀樹君
渡辺 秀央君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
高野 博師君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	大田 昌秀君
近藤 正道君	福島みずほ君
淵上 貞雄君	又市 征治君
糸数 慶子君	黒岩 宇洋君
鈴木 陽悦君	角田 義一君

○名

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
荒井 広幸君	有村 治子君
泉 信也君	市川 一朗君
岩城 光英君	岩永 浩美君
魚住 汎英君	小野 清子君
尾辻 秀久君	大仁田 厚君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	加納 時男君
狩野 安君	景山俊太郎君
柏村 武昭君	片山虎之助君
金田 勝年君	亀井 郁夫君
河合 常則君	木村 仁君
岸 宏一君	北川イッセイ君
北岡 秀二君	国井 正幸君
杵掛 哲男君	小池 正勝君
倉田 寛之君	小泉 顕雄君
小泉 昭男君	小林 温君
小斉平敏文君	鴻池 祥肇君
後藤 博子君	佐藤 泰三君
坂本由紀子君	桜井 新君
清水嘉与子君	椎名 一保君
陣内 孝雄君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
段本 幸男君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 雅治君

中川 義雄君	中島 啓雄君
中島 眞人君	中原 爽君
中村 博彦君	二之湯 智君
西島 英利君	西銘順志郎君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
長谷川憲正君	橋本 聖子君
林 芳正君	藤井 基之君
藤野 公孝君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	舩添 要一君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
三浦 一水君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山下 英利君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 信也君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	家西 悟君
池口 修次君	今泉 昭君
岩本 司君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 正光君
大江 康弘君	大久保 勉君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加藤 敏幸君	神本美恵子君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	小林 元君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	芝 博一君
島田智哉子君	主演 了君
榎葉賀津也君	鈴木 寛君
田名部匡省君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	谷 博之君
千葉 景子君	津田弥太郎君

ツレン マルテイ君	津田弥太郎君	黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君	田村 公平君	田村耕太郎君	芝 博一君	島田智哉子君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君	角田 義一君		伊達 忠一君	竹中 平蔵君	主濱 了君	榎葉賀津也君
那谷屋正義君	内藤 正光君			竹山 裕君	武見 敬三君	鈴木 寛君	田名部匡省君
直嶋 正行君	西岡 武夫君			谷川 秀善君	段本 幸男君	高嶋 良充君	高橋 千秋君
羽田雄一郎君	白 眞勲君		○名	常田 享詳君	鶴保 庸介君	谷 博之君	千葉 景子君
林 久美子君	平田 健二君			中川 雅治君	中川 義雄君	ツレン マルテイ君	津田弥太郎君
平野 達男君	広田 一君			中島 啓雄君	中島 眞人君	辻 泰弘君	富岡由紀夫君
広中和歌子君	広野ただし君			中原 爽君	中村 博彦君	那谷屋正義君	内藤 正光君
福山 哲郎君	藤末 健三君			二之湯 智君	西島 英利君	直嶋 正行君	西岡 武夫君
藤本 祐司君	藤原 正司君			西銘順志郎君	野上浩太郎君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
前川 清成君	前田 武志君			野村 哲郎君	長谷川憲正君	林 久美子君	平田 健二君
松井 孝治君	松岡 徹君			橋本 聖子君	林 芳正君	平野 達男君	広田 一君
松下 新平君	円 より子君			藤井 基之君	藤野 公孝君	広中和歌子君	広野ただし君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君			保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	福山 哲郎君	藤末 健三君
築瀬 進君	柳澤 光美君			外添 要一君	松田 岩夫君	藤本 祐司君	藤原 正司君
柳田 稔君	山下八洲夫君			松村 祥史君	松村 龍二君	前川 清成君	前田 武志君
山根 隆治君	山本 孝史君			松山 政司君	三浦 一水君	松井 孝治君	松岡 徹君
蓮 舩君	和田ひろ子君			水落 敏栄君	溝手 顕正君	松下 新平君	円 より子君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君			矢野 哲朗君	山内 俊夫君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君			山崎 力君	山下 英利君	築瀬 進君	柳澤 光美君
浮島とも子君	加藤 修一君			山谷えり子君	山本 一太君	柳田 稔君	山下八洲夫君
風間 昶君	草川 昭三君			山本 順三君	吉田 博美君	山根 隆治君	山本 孝史君
木庭健太郎君	澤 雄二君			吉村剛太郎君	若林 正俊君	蓮 舩君	和田ひろ子君
白浜 一良君	高野 博師君			脇 雅史君	足立 信也君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君
谷合 正明君	遠山 清彦君			浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
西田 実仁君	浜田 昌良君			家西 悟君	池口 修次君	浮島とも子君	加藤 修一君
浜四津敏子君	弘友 和夫君			今泉 昭君	岩本 司君	風間 昶君	草川 昭三君
福本 潤一君	松 あきら君			江田 五月君	小川 勝也君	木庭健太郎君	澤 雄二君
山口那津男君	山下 栄一君			小川 敏夫君	尾立 源幸君	白浜 一良君	高野 博師君
山本 香苗君	山本 保君			大石 正光君	大江 康弘君	谷合 正明君	遠山 清彦君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君			大久保 勉君	大塚 耕平君	西田 実仁君	浜田 昌良君
井上 哲士君	市田 忠義君			岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
紙 智子君	小池 晃君			神本美恵子君	木俣 佳丈君	福本 潤一君	松 あきら君
小林美恵子君	大門実紀史君			北澤 俊美君	工藤堅太郎君	山口那津男君	山下 栄一君
仁比 聡平君	吉川 春子君			郡司 彰君	小林 正夫君	山本 香苗君	山本 保君
大田 昌秀君	近藤 正道君			小林 元君	輿石 東君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
福島みずほ君	洲上 貞雄君			佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	井上 哲士君	市田 忠義君
又市 征治君	糸数 慶子君			佐藤 雄平君	齋藤 勁君	紙 智子君	小池 晃君

反対者氏名

小林美恵子君 大門実紀史君
仁比 聡平君 吉川 春子君
大田 昌秀君 近藤 正道君
福島みずほ君 洲上 貞雄君
又市 征治君 糸数 慶子君
黒岩 宇洋君 鈴木 陽悦君
角田 義一君

○名

日程第三 行政手続法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二四名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
荒井 広幸君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩城 光英君 岩永 浩美君
魚住 汎英君 小野 清子君
尾辻 秀久君 大仁田 厚君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
片山虎之助君 金田 勝年君
亀井 郁夫君 河合 常則君
木村 仁君 岸 宏一君
岸 信夫君 北岡 秀二君
北川イッセイ君 沓掛 哲男君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小池 正勝君 小泉 昭男君
小泉 顕雄君 小斉平敏文君
小林 温君 後藤 博子君
鴻池 祥肇君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 坂本由紀子君
桜井 新君 清水嘉子子君

平成十七年六月二十二日 参議院会議録第二十七号(その一)

投票者氏名

椎名 一保君 陣内 孝雄君
末松 信介君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
関谷 勝嗣君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
田村耕太郎君 伊達 忠一君
竹中 平蔵君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
段本 幸男君 常田 享詳君
鶴保 庸介君 中川 雅治君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中島 眞人君 中原 爽君
中村 博彦君 二之湯 智君
西島 英利君 西銘順志郎君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
長谷川憲正君 橋本 聖子君
林 芳正君 藤井 基之君
藤野 公孝君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 舩添 要一君
松田 岩夫君 松村 祥史君
松村 龍二君 松山 政司君
三浦 一水君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 力君
山下 英利君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉田 博美君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
足立 信也君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 家西 悟君
池口 修次君 今泉 昭君
岩本 司君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 正光君
尾立 康弘君 大久保 勉君
大塚 耕平君 岡崎トミ子君
加藤 敏幸君 神本美恵子君
木保 佳丈君 北澤 俊美君

工藤堅太郎君 郡司 彰君
小林 正夫君 小林 元君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 道夫君 佐藤 雄平君
齋藤 勲君 芝 博一君
島田智哉子君 主濱 了君
榊賀津也君 鈴木 寛君
田名部匡省君 高嶋 良充君
高橋 千秋君 谷 博之君
千葉 景子君 谷 マルテ君
津田弥太郎君 辻 泰弘君
富岡由紀夫君 那谷屋正義君
内藤 正光君 直嶋 正行君
西岡 武夫君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 林 久美子君
平田 健二君 平野 達男君
広田 一君 広中和歌子君
広野ただし君 藤本 哲郎君
藤末 健三君 藤本 祐司君
藤原 正司君 前川 清成君
前田 武志君 松井 孝治君
松岡 徹君 松下 新平君
円より子君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 築瀬 進君
柳澤 光美君 柳田 稔君
山下八洲夫君 山根 隆治君
山本 孝史君 蓮 舫君
和田ひろ子君 若林 秀樹君
渡辺 秀央君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 浮島とも子君
加藤 修一君 風間 昶君
草川 昭三君 木庭健太郎君
澤 雄二君 白浜 一良君
高野 博師君 谷合 正明君
遠山 清彦君 西田 実仁君
浜田 昌良君 浜四津敏子君
弘友 和夫君 福本 潤一君
松 あきら君 山口那津男君

反対者氏名

山下 栄一君 山本 香苗君
山本 保君 渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君 井上 哲士君
市田 忠義君 紙 智子君
小池 晃君 小林美恵子君
大門実紀史君 仁比 聡平君
吉川 春子君 大田 昌秀君
近藤 正道君 福島みずほ君
洲上 貞雄君 又市 征治君
糸数 慶子君 黒岩 宇洋君
鈴木 陽悦君 角田 義一君

○名

日程第四 証券取引法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二三名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
荒井 広幸君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩城 光英君 岩永 浩美君
魚住 汎英君 小野 清子君
尾辻 秀久君 大仁田 厚君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
片山虎之助君 金田 勝年君
亀井 郁夫君 河合 常則君
木村 仁君 岸 宏一君
岸 信夫君 北岡 秀二君
北川イッセイ君 沓掛 哲男君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小池 正勝君 小泉 昭男君
小泉 顕雄君 小斉平敏文君

吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 信也君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
家西 悟君	池口 修次君
今泉 昭君	岩本 司君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 正光君	大江 康弘君
大久保 勉君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君
神本美恵子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君
郡司 彰君	小林 正夫君
小林 元君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君
芝 博一君	島田智哉子君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	千葉 景子君
ソレン マルティン君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	西岡 武夫君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
林 久美子君	平田 健二君
平野 達男君	広田 一君
広中和歌子君	広野ただし君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤本 祐司君	藤原 正司君
前川 清成君	前田 武志君
松井 孝治君	松岡 徹君
松下 新平君	円 より子君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	山本 孝史君

蓮 舫君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	澤 雄二君
白浜 一良君	高野 博師君
谷合 正明君	遠山 清彦君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君
角田 義一君	
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
小林美恵子君	大門実紀史君
仁比 聡平君	吉川 春子君
大田 昌秀君	近藤 正道君
福島みずほ君	洲上 貞雄君
又市 征治君	糸数 慶子君
阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
荒井 広幸君	有村 治子君
泉 信也君	市川 一朗君
岩城 光英君	岩永 浩美君
魚住 汎英君	小野 清子君
大仁田 厚君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡田 直樹君

岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	加納 時男君
狩野 安君	景山俊太郎君
柏村 武昭君	片山虎之助君
金田 勝年君	亀井 郁夫君
河合 常則君	木村 仁君
岸 宏一君	岸 信夫君
北岡 秀二君	北川イッセイ君
香掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小池 正勝君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君
小齊平敏文君	小林 温君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
坂本由紀子君	桜井 新君
清水嘉与子君	椎名 一保君
陣内 孝雄君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	竹中 平蔵君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	段本 幸男君
常田 享詳君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中原 爽君	中村 博彦君
二之湯 智君	西島 英利君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	長谷川憲正君
橋本 聖子君	林 芳正君
藤井 基之君	藤野 公孝君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
舩添 要一君	松田 岩夫君
松村 祥史君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君
水落 敏栄君	溝手 顕正君

矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山下 英利君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 信也君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
家西 悟君	池口 修次君
今泉 昭君	岩本 司君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 正光君	大江 康弘君
大久保 勉君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君
神本美恵子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君
郡司 彰君	小林 正夫君
小林 元君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君
芝 博一君	島田智哉子君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	千葉 景子君
ソレン マルティン君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	西岡 武夫君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
林 久美子君	平田 健二君
平野 達男君	広田 一君
広中和歌子君	藤本 祐司君
福山 哲郎君	藤原 正司君
藤末 健三君	前田 武志君
松井 孝治君	松岡 徹君
松下 新平君	松井 孝治君
水岡 俊一君	水岡 俊一君

賛成者氏名		反対者氏名	
阿部 正俊君 青木 幹雄君 浅野 勝人君 荒井 広幸君 泉 信也君		井上 哲士君 紙 智子君 小林美恵子君 仁比 聡平君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君	
二二三名		一四名	
愛知 治郎君 秋元 司君 荒井 正吾君 有村 治子君 市川 一朗君		市田 忠義君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 近藤 正道君 淵上 貞雄君 糸数 慶子君	
岩城 光英君 魚住 汎英君 尾辻 秀久君 大野つや子君 岡田 直樹君 荻原 健司君 加納 時男君 景山俊太郎君 片山虎之助君 亀井 郁夫君 木村 仁君 岸 信夫君 北川イッセイ君 国井 正幸君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 鴻池 祥肇君 佐藤 泰三君 桜井 新君 椎名 一保君 末松 信介君 世耕 弘成君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹中 平蔵君 武見 敬三君 段本 幸男君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君 長谷川憲正君 林 芳正君		岩永 浩美君 小野 清子君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 狩野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小齊平敏文君 後藤 博子君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君 橋本 聖子君 藤井 基之君	
藤野 公孝君 真鍋 賢二君 松田 岩夫君 松村 龍二君 三浦 一水君 溝手 顕正君 山内 俊夫君 山下 英利君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 正俊君 足立 信也君 朝日 俊弘君 池口 修次君 岩本 司君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大江 康弘君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 木俣 佳文君 工藤堅太郎君 小林 正夫君 興石 東君 佐藤 道夫君 齋藤 勁君 島田智哉子君 榛葉賀津也君 田名部匡省君 高橋 千秋君 千葉 景子君 津田弥太郎君 富岡由紀夫君 内藤 正光君 西岡 武夫君 白 眞勲君 平田 健二君		保坂 三蔵君 舛添 要一君 松村 祥史君 松山 政司君 水落 敏栄君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山谷えり子君 山本 順三君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 浅尾慶一郎君 家西 悟君 今泉 昭君 江田 五月君 小川 敏夫君 大石 正光君 大久保 勉君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 北澤 俊美君 郡司 彰君 小林 元君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君 芝 博一君 主濱 了君 鈴木 寛君 高嶋 良充君 谷 博之君 シケン マルティン君 辻 泰弘君 那谷屋正義君 直嶋 正行君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿部 正俊君 青木 幹雄君 浅野 勝人君 荒井 広幸君 泉 信也君		井上 哲士君 紙 智子君 小林美恵子君 仁比 聡平君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 黒岩 宇洋君 角田 義一君	
二二三名		一四名	
愛知 治郎君 秋元 司君 荒井 正吾君 有村 治子君 市川 一朗君		市田 忠義君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 近藤 正道君 淵上 貞雄君 糸数 慶子君	
岩城 光英君 魚住 汎英君 尾辻 秀久君 大野つや子君 岡田 直樹君 荻原 健司君 加納 時男君 景山俊太郎君 片山虎之助君 亀井 郁夫君 木村 仁君 岸 信夫君 北川イッセイ君 国井 正幸君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 鴻池 祥肇君 佐藤 泰三君 桜井 新君 椎名 一保君 末松 信介君 世耕 弘成君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹中 平蔵君 武見 敬三君 段本 幸男君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君 長谷川憲正君 林 芳正君		岩永 浩美君 小野 清子君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 狩野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小齊平敏文君 後藤 博子君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君 橋本 聖子君 藤井 基之君	
藤野 公孝君 真鍋 賢二君 松田 岩夫君 松村 龍二君 三浦 一水君 溝手 顕正君 山内 俊夫君 山下 英利君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 正俊君 足立 信也君 朝日 俊弘君 池口 修次君 岩本 司君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大江 康弘君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 木俣 佳文君 工藤堅太郎君 小林 正夫君 興石 東君 佐藤 道夫君 齋藤 勁君 島田智哉子君 榛葉賀津也君 田名部匡省君 高橋 千秋君 千葉 景子君 津田弥太郎君 富岡由紀夫君 内藤 正光君 西岡 武夫君 白 眞勲君 平田 健二君		保坂 三蔵君 舛添 要一君 松村 祥史君 松山 政司君 水落 敏栄君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山谷えり子君 山本 順三君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 浅尾慶一郎君 家西 悟君 今泉 昭君 江田 五月君 小川 敏夫君 大石 正光君 大久保 勉君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 北澤 俊美君 郡司 彰君 小林 元君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君 芝 博一君 主濱 了君 鈴木 寛君 高嶋 良充君 谷 博之君 シケン マルティン君 辻 泰弘君 那谷屋正義君 直嶋 正行君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿部 正俊君 青木 幹雄君 浅野 勝人君 荒井 広幸君 泉 信也君		井上 哲士君 紙 智子君 小林美恵子君 仁比 聡平君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 黒岩 宇洋君 角田 義一君	
二二三名		一四名	
愛知 治郎君 秋元 司君 荒井 正吾君 有村 治子君 市川 一朗君		市田 忠義君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 近藤 正道君 淵上 貞雄君 糸数 慶子君	
岩城 光英君 魚住 汎英君 尾辻 秀久君 大野つや子君 岡田 直樹君 荻原 健司君 加納 時男君 景山俊太郎君 片山虎之助君 亀井 郁夫君 木村 仁君 岸 信夫君 北川イッセイ君 国井 正幸君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 鴻池 祥肇君 佐藤 泰三君 桜井 新君 椎名 一保君 末松 信介君 世耕 弘成君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹中 平蔵君 武見 敬三君 段本 幸男君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君 長谷川憲正君 林 芳正君		岩永 浩美君 小野 清子君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 狩野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小齊平敏文君 後藤 博子君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君 橋本 聖子君 藤井 基之君	
藤野 公孝君 真鍋 賢二君 松田 岩夫君 松村 龍二君 三浦 一水君 溝手 顕正君 山内 俊夫君 山下 英利君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 正俊君 足立 信也君 朝日 俊弘君 池口 修次君 岩本 司君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大江 康弘君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 木俣 佳文君 工藤堅太郎君 小林 正夫君 興石 東君 佐藤 道夫君 齋藤 勁君 島田智哉子君 榛葉賀津也君 田名部匡省君 高橋 千秋君 千葉 景子君 津田弥太郎君 富岡由紀夫君 内藤 正光君 西岡 武夫君 白 眞勲君 平田 健二君		保坂 三蔵君 舛添 要一君 松村 祥史君 松山 政司君 水落 敏栄君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山谷えり子君 山本 順三君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 浅尾慶一郎君 家西 悟君 今泉 昭君 江田 五月君 小川 敏夫君 大石 正光君 大久保 勉君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 北澤 俊美君 郡司 彰君 小林 元君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君 芝 博一君 主濱 了君 鈴木 寛君 高嶋 良充君 谷 博之君 シケン マルティン君 辻 泰弘君 那谷屋正義君 直嶋 正行君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿部 正俊君 青木 幹雄君 浅野 勝人君 荒井 広幸君 泉 信也君		井上 哲士君 紙 智子君 小林美恵子君 仁比 聡平君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 黒岩 宇洋君 角田 義一君	
二二三名		一四名	
愛知 治郎君 秋元 司君 荒井 正吾君 有村 治子君 市川 一朗君		市田 忠義君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 近藤 正道君 淵上 貞雄君 糸数 慶子君	
岩城 光英君 魚住 汎英君 尾辻 秀久君 大野つや子君 岡田 直樹君 荻原 健司君 加納 時男君 景山俊太郎君 片山虎之助君 亀井 郁夫君 木村 仁君 岸 信夫君 北川イッセイ君 国井 正幸君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 鴻池 祥肇君 佐藤 泰三君 桜井 新君 椎名 一保君 末松 信介君 世耕 弘成君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹中 平蔵君 武見 敬三君 段本 幸男君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君 長谷川憲正君 林 芳正君		岩永 浩美君 小野 清子君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 狩野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小齊平敏文君 後藤 博子君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君 橋本 聖子君 藤井 基之君	
藤野 公孝君 真鍋 賢二君 松田 岩夫君 松村 龍二君 三浦 一水君 溝手 顕正君 山内 俊夫君 山下 英利君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 正俊君 足立 信也君 朝日 俊弘君 池口 修次君 岩本 司君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大江 康弘君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 木俣 佳文君 工藤堅太郎君 小林 正夫君 興石 東君 佐藤 道夫君 齋藤 勁君 島田智哉子君 榛葉賀津也君 田名部匡省君 高橋 千秋君 千葉 景子君 津田弥太郎君 富岡由紀夫君 内藤 正光君 西岡 武夫君 白 眞勲君 平田 健二君		保坂 三蔵君 舛添 要一君 松村 祥史君 松山 政司君 水落 敏栄君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山谷えり子君 山本 順三君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 浅尾慶一郎君 家西 悟君 今泉 昭君 江田 五月君 小川 敏夫君 大石 正光君 大久保 勉君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 北澤 俊美君 郡司 彰君 小林 元君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君 芝 博一君 主濱 了君 鈴木 寛君 高嶋 良充君 谷 博之君 シケン マルティン君 辻 泰弘君 那谷屋正義君 直嶋 正行君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿部 正俊君 青木 幹雄君 浅野 勝人君 荒井 広幸君 泉 信也君		井上 哲士君 紙 智子君 小林美恵子君 仁比 聡平君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 黒岩 宇洋君 角田 義一君	
二二三名		一四名	
愛知 治郎君 秋元 司君 荒井 正吾君 有村 治子君 市川 一朗君		市田 忠義君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 近藤 正道君 淵上 貞雄君 糸数 慶子君	
岩城 光英君 魚住 汎英君 尾辻 秀久君 大野つや子君 岡田 直樹君 荻原 健司君 加納 時男君 景山俊太郎君 片山虎之助君 亀井 郁夫君 木村 仁君 岸 信夫君 北川イッセイ君 国井 正幸君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 鴻池 祥肇君 佐藤 泰三君 桜井 新君 椎名 一保君 末松 信介君 世耕 弘成君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹中 平蔵君 武見 敬三君 段本 幸男君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君 長谷川憲正君 林 芳正君		岩永 浩美君 小野 清子君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 狩野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小齊平敏文君 後藤 博子君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君 橋本 聖子君 藤井 基之君	
藤野 公孝君 真鍋 賢二君 松田 岩夫君 松村 龍二君 三浦 一水君 溝手 顕正君 山内 俊夫君 山下 英利君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 正俊君 足立 信也君 朝日 俊弘君 池口 修次君 岩本 司君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大江 康弘君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 木俣 佳文君 工藤堅太郎君 小林 正夫君 興石 東君 佐藤 道夫君 齋藤 勁君 島田智哉子君 榛葉賀津也君 田名部匡省君 高橋 千秋君 千葉 景子君 津田弥太郎君 富岡由紀夫君 内藤 正光君 西岡 武夫君 白 眞勲君 平田 健二君		保坂 三蔵君 舛添 要一君 松村 祥史君 松山 政司君 水落 敏栄君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山谷えり子君 山本 順三君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 浅尾慶一郎君 家西 悟君 今泉 昭君 江田 五月君 小川 敏夫君 大石 正光君 大久保 勉君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 北澤 俊美君 郡司 彰君 小林 元君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君 芝 博一君 主濱 了君 鈴木 寛君 高嶋 良充君 谷 博之君 シケン マルティン君 辻 泰弘君 那谷屋正義君 直嶋 正行君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿部 正俊君 青木 幹雄君 浅野 勝人君 荒井 広幸君 泉 信也君		井上 哲士君 紙 智子君 小林美恵子君 仁比 聡平君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 黒岩 宇洋君 角田 義一君	
二二三名		一四名	
愛知 治郎君 秋元 司君 荒井 正吾君 有村 治子君 市川 一朗君		市田 忠義君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 近藤 正道君 淵上 貞雄君 糸数 慶子君	
岩城 光英君 魚住 汎英君 尾辻 秀久君 大野つや子君 岡田 直樹君 荻原 健司君 加納 時男君 景山俊太郎君 片山虎之助君 亀井 郁夫君 木村 仁君 岸 信夫君 北川イッセイ君 国井 正幸君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 鴻池 祥肇君 佐藤 泰三君 桜井 新君 椎名 一保君 末松 信介君 世耕 弘成君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹中 平蔵君 武見 敬三君 段本 幸男君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君 長谷川憲正君 林 芳正君		岩永 浩美君 小野 清子君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 狩野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小齊平敏文君 後藤 博子君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君 橋本 聖子君 藤井 基之君	
藤野 公孝君 真鍋 賢二君 松田 岩夫君 松村 龍二君 三浦 一水君 溝手 顕正君 山内 俊夫君 山下 英利君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 正俊君 足立 信也君 朝日 俊弘君 池口 修次君 岩本 司君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大江 康弘君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 木俣 佳文君 工藤堅太郎君 小林 正夫君 興石 東君 佐藤 道夫君 齋藤 勁君 島田智哉子君 榛葉賀津也君 田名部匡省君 高橋 千秋君 千葉 景子君 津田弥太郎君 富岡由紀夫君 内藤 正光君 西岡 武夫君 白 眞勲君 平田 健二君		保坂 三蔵君 舛添 要一君 松村 祥史君 松山 政司君 水落 敏栄君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山谷えり子君 山本 順三君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 浅尾慶一郎君 家西 悟君 今泉 昭君 江田 五月君 小川 敏夫君 大石 正光君 大久保 勉君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 北澤 俊美君 郡司 彰君 小林 元君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君 芝 博一君 主濱 了君 鈴木 寛君 高嶋 良充君 谷 博之君 シケン マルティン君 辻 泰弘君 那谷屋正義君 直嶋 正行君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿部 正俊君 青木 幹雄君 浅野 勝人君 荒井 広幸君 泉 信也君		井上 哲士君 紙 智子君 小林美恵子君 仁比 聡平君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 黒岩 宇洋君 角田 義一君	
二二三名		一四名	
愛知 治郎君 秋元 司君 荒井 正吾君 有村 治子君 市川 一朗君		市田 忠義君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 近藤 正道君 淵上 貞雄君 糸数 慶子君	
岩城 光英君 魚住 汎英君 尾辻 秀久君 大野つや子君 岡田 直樹君 荻原 健司君 加納 時男君 景山俊太郎君 片山虎之助君 亀井 郁夫君 木村 仁君 岸 信夫君 北川イッセイ君 国井 正幸君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 鴻池 祥肇君 佐藤 泰三君 桜井 新君 椎名 一保君 末松 信介君 世耕 弘成君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹中 平蔵君 武見 敬三君 段本 幸男君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君 長谷川憲正君 林 芳正君		岩永 浩美君 小野 清子君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 狩野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小齊平敏文君 後藤 博子君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君 橋本 聖子君 藤井 基之君	
藤野 公孝君 真鍋 賢二君 松田 岩夫君 松村 龍二君 三浦 一水君 溝手 顕正君 山内 俊夫君 山下 英利君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 正俊君 足立 信也君 朝日 俊弘君 池口 修次君 岩本 司君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大江 康弘君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 木俣 佳文君 工藤堅太郎君 小林 正夫君 興石 東君 佐藤 道夫君 齋藤 勁君 島田智哉子君 榛葉賀津也君 田名部匡省君 高橋 千秋君 千葉 景子君 津田弥太郎君 富岡由紀夫君 内藤 正光君 西岡 武夫君 白 眞勲君 平田 健二君		保坂 三蔵君 舛添 要一君 松村 祥史君 松山 政司君 水落 敏栄君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山谷えり子君 山本 順三君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 浅尾慶一郎君 家西 悟君 今泉 昭君 江田 五月君 小川 敏夫君 大石 正光君 大久保 勉君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 北澤 俊美君 郡司 彰君 小林 元君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君 芝 博一君 主濱 了君 鈴木 寛君 高嶋 良充君 谷 博之君 シケン マルティン君 辻 泰弘君 那谷屋正義君 直嶋 正行君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿部 正俊君 青木 幹雄君 浅野 勝人君 荒井 広幸君 泉 信也君		井上 哲士君 紙 智子君 小林美恵子君 仁比 聡平君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 黒岩 宇洋君 角田 義一君	
二二三名		一四名	
愛知 治郎君 秋元 司君 荒井 正吾君 有村 治子君 市川 一朗君		市田 忠義君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 近藤 正道君 淵上 貞雄君 糸数 慶子君	
岩城 光英君 魚住 汎英君 尾辻 秀久君 大野つや子君 岡田 直樹君 荻原 健司君 加納 時男君 景山俊太郎君 片山虎之助君 亀井 郁夫君 木村 仁君 岸 信夫君 北川イッセイ君 国井 正幸君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 鴻池 祥肇君 佐藤 泰三君 桜井 新君 椎名 一保君 末松 信介君 世耕 弘成君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹中 平蔵君 武見 敬三君 段本 幸男君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君 長谷川憲正君 林 芳正君		岩永 浩美君 小野 清子君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 狩野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小齊平敏文君 後藤 博子君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君 橋本 聖子君 藤井 基之君	
藤野 公孝君 真鍋 賢二君 松田 岩夫君 松村 龍二君 三浦 一水君 溝手 顕正君 山内 俊夫君 山下 英利君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 正俊君 足立 信也君 朝日 俊弘君 池口 修次君 岩本 司君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大江 康弘君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 木俣 佳文君 工藤堅太郎君 小林 正夫君 興石 東君 佐藤 道夫君 齋藤 勁君 島田智哉子君 榛葉賀津也君 田名部匡省君 高橋 千秋君 千葉 景子君 津田弥太郎君 富岡由紀夫君 内藤 正光君 西岡 武夫君 白 眞勲君 平田 健二君		保坂 三蔵君 舛添 要一君 松村 祥史君 松山 政司君 水落 敏栄君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山谷えり子君 山本 順三君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 浅尾慶一郎君 家西 悟君 今泉 昭君 江田 五月君 小川 敏夫君 大石 正光君 大久保 勉君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 北澤 俊美君 郡司 彰君 小林 元君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君 芝 博一君 主濱 了君 鈴木 寛君 高嶋 良充君 谷 博之君 シケン マルティン君 辻 泰弘君 那谷屋正義君 直嶋 正行君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君	
賛成者氏名		反対者氏名	
阿部 正俊君 青木 幹雄君 浅野 勝人君 荒井 広幸君 泉 信也君		井上 哲士君 紙 智子君 小林美恵子君 仁比 聡平君 大田 昌秀君 福島みずほ君 又市 征治君 黒岩 宇洋君 角田 義一君	
二二三名		一四名	
愛知 治郎君 秋元 司君 荒井 正吾君 有村 治子君 市川 一朗君		市田 忠義君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 近藤 正道君 淵上 貞雄君 糸数 慶子君	
岩城 光英君 魚住 汎英君 尾辻 秀久君 大野つや子君 岡田 直樹君 荻原 健司君 加納 時男君 景山俊太郎君 片山虎之助君 亀井 郁夫君 木村 仁君 岸 信夫君 北川イッセイ君 国井 正幸君 小池 正勝君 小泉 顕雄君 小林 温君 鴻池 祥肇君 佐藤 泰三君 桜井 新君 椎名 一保君 末松 信介君 世耕 弘成君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹中 平蔵君 武見 敬三君 段本 幸男君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中島 眞人君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君 長谷川憲正君 林 芳正君		岩永 浩美君 小野 清子君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 岡田 広君 加治屋義人君 狩野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河合 常則君 岸 宏一君 北岡 秀二君 倉掛 哲男君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 小齊平敏文君 後藤 博子君 佐藤 昭郎君 坂本由紀子君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 竹山 裕君 谷川 秀善	

反対者氏名

○名

在沖米軍の訓練水域及び空域縮小による漁場確保等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年六月九日

参議院議長 扇 千景殿 喜納 昌吉

在沖米軍の訓練水域及び空域縮小による漁場確保等に関する質問主意書

沖縄県の周辺には長年、在日米軍地位協定に基づき、在沖米軍用の訓練水域及び空域が設定されてきた。そのうち、名護市辺野古沖合に設置されている「ホテル・ホテル訓練水域及び空域」については、その中の東経一二九度から辺野古寄りの海域がマグロの漁場として漁民の間でよく知られているところであるが、漁業を行うことが禁止されている。

そこで、以下質問する。

一、「ホテル・ホテル訓練水域及び空域」の一部を返還し、漁民の漁場として解放することはできないか。

二、平成八年四月一日には、辺野古東方約四〇キロ付近に設置された名護漁協のパヤオ周辺で操業していた漁船が、米軍の訓練に遭遇し、危険な状態が生じた。漁民の安全操業の確保を在沖米軍に徹底させることが必要と考えるがいかがか。

三、現在、沖縄の周辺に設置されている在沖米軍の訓練水域や訓練空域の返還・縮小を求める考えがあるか。あれば、その具体策を示されたい。逆にその考えがない場合は、その理由は何か。

平成十七年六月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出在沖米軍の訓練水域及び空域縮小による漁場確保等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出在沖米軍の訓練水域及び空域縮小による漁場確保等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二条の規定によりアメリカ合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)が使用を許されている水域及び空域や、我が国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図ること等のために区域を指定して合衆国軍隊が使用する水域及び空域として告示しているものの在り方については、地方公共団体、住民等からの返還、使用方法等に関する要望及び合衆国軍隊の必要性を勘案しつつ、随時、日米合同委員会の枠組みを通じ、アメリカ合衆国と協議してきている。今後とも、日米合同委員会の枠組みの中で、個々の水域及び空域の実情を踏まえながら適切に対応していく考えである。

二について

御指摘の事案については、正確な事実関係について確認できないが、一般に、ホテル・ホテル訓練区域における合衆国軍隊の訓練については、合衆国軍隊は、当該区域の使用期間について我が国に事前通告を行うこととなっており、当該事前通告は、関係行政機関を通じて関係者に周知することとしている。これにより、当該区域における漁民の安全操業は確保されると考える。

生活保護受給者に対する公的保険制度適用に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年六月十日

参議院議長 扇 千景殿 谷 博之

生活保護受給者に対する公的保険制度適用に関する質問主意書

我が国の現在の社会保障制度は、先人達の長年の努力によつて勝ち取ったものであるが、その後の度々の修正や追加の結果、諸制度が複雑に絡み合っており、そこには制度の谷間が少なからずできてしまっている。異なる制度である以上、谷間ができるのは当然と居るのではなく、常に谷間を埋める改善を考え実行することは、為政者の義務であると認識する。

現在の我が国の社会保障制度の柱を成す医療保険制度及び介護保険制度は、国民皆保険の趣旨にのっとり、社会における支え合いを実現している。

介護保険制度において、生活保護受給者で六五歳以上の者は第一号被保険者として制度に参加している。具体的には、生活保護費算定の際に収入から介護保険料分を差し引くことで実質保険料を生活保護費から負担し、実際に利用した介護給付費の一部に当たる自己負担分を介護扶助として生活保護費で負担している。

これに対して、生活保護受給者で四〇歳以上六五歳未満の者の大多数は、第二号被保険者になることができず、介護保険の適用除外となっている。これは介護保険法第九条第二項において、第二号被保険者を医療保険加入者に限定していることによる。

国民年金法第一八条によれば、生活保護を受けていた者が、本人に悪意なく裁定請求が遅れた

り、裁定に日時を要した場合には、年金受給権が遡及して認められ、既往分の年金が一括して支給される。この場合、生活保護法第六三条に基づき、生活保護費用の返還を求められることになる。その際、被保護者が満六四歳で介護保険の被保険者ではない場合、それまで受けてきた介護扶助の全額を返還せられるのに対し、六五歳以上の場合は一律介護保険の被保険者であるから介護保険料相当額と自己負担分である介護費用の割合のみを返還せられるに過ぎない。ALSなどの特定疾病患者であれば、受ける介護扶助は多額であり、全額を請求されるとせっかく一括支給された年金から相当な額あるいは全額を持っていられず、その後支給される年金だけでは再び生活保護を受けざるを得なくなることが容易に想定される。

別の見方をすれば、一般に介護保険制度において、第二号被保険者の位置づけは、制度の支え手であり、特定疾病患者しか介護サービスを利用できない。したがって、四〇歳以上六五歳未満の生活保護受給者の介護サービスの利用は、六五歳以上の生活保護受給者と比べ、当然に少ないのである。六五歳未満の大多数を適用除外し、六五歳以上を適用とすることは、介護保険財政上、不合理である。

以上の認識に立つて、以下質問する。

一、平成一一年度から平成一五年度の五年度間において、生活保護受給中に、年金の一括支給が遡及して認められ、既往分の医療扶助費をその一括支給された年金から差し引かれたケースのうち、返還請求された生活保護費の額が一括支給された年金額を上回ったケースの年度ごとの件数と、そのうち再び生活保護を受けることになった件数を明らかにされたい。

二、平成一二年度から平成一五年度の四年度間において、生活保護受給中に、年金の一括支給が遡及して認められ、六五歳になるまでの既往分

平成十七年六月二十二日 参議院會議録第二十七号(その二) 質問主意書及び答弁書

の介護扶助費をその一括支給された年金から差し引かれたケースのうち、返還請求された生活保護費の額が一括支給された年金額を上回ったケースの年度ごとの件数と、そのうち再び生活保護を受けることになった件数を明らかにされたい。

三、介護保険制度における第二号被保険者を医療保険加入者に限定している理由は、保険料徴収を医療保険者に行わせるという実務的便宜からであると理解してよい。

四、介護保険という単一の制度上において、生活保護受給者を年齢によって差別的に取り扱い、本人の希望にかかわらず六十五歳未満の医療保険未加入者を適用除外としている介護保険法第九条第二項の規定は、国民皆保険の原則に反し、法の下での平等を定めた憲法第十四条に違反し、かつ憲法前文にある「人間の尊厳を侵すものではないか。

五、国民健康保険法第六条第六項は、年齢に関係なく生活保護受給者をすべて適用除外としている。その理由について、平成一五年七月一七日の参議院厚生労働委員会において当時の坂口厚生労働大臣は、生活保護受給者には保険料の負担能力がないため、他の被保険者の保険料負担や国保財政に与える影響が大きいためという趣旨の答弁をしている。この答弁内容と、介護保険制度において六十五歳以上の生活保護受給者が保険料を負担していることとの整合性を説明されたい。

右質問する。

平成十七年六月二十一日

内閣総理大臣臨時代理

国 務 大 臣 細 田 博 之

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員谷博之君提出生活保護受給者に対する公的保険制度適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷博之君提出生活保護受給者に対する公的保険制度適用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)に基づく保護は、本来、同法第六十一条に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)が資力を有しない場合に行われるものであるが、急迫の場合等において保護が行われた際の同法第六十三条に基づく保護に要した費用の返還については、被保護者の資力を返還額の限度としており、一括支給された年金が資力として認定された場合、その額を上回る額の返還を請求されることはない。なお、年金等の収入があったことを契機として被保護者が保護を要しなくなる場合には、保護の実施機関は、被保護者の世帯の自立更生に必要な額等を勘案しつつ返還額を決定しているところである。

三について

介護保険制度は、被保険者が保険料を負担し、被保険者自身が要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)になった場合に必要介護サービスを受けるものであるが、四十歳以上六十五歳未満の被保険者(以下「第二号被保険者」という。)の負担する保険料は、高齢者の介護を社会全体で支援するという性格も有しているものである。また、六十五歳以上の者と比較した場合、就労や稼得の形態が多様である四十歳以上六十五歳未満の者については、地域で一元的に保険料を徴収するよりも、就労や稼得の形態に合わせて地域と地域に分けて保険料を徴収した方が効率的である。これらのことから、第二号被保険者については、その保険料を全国を単位として一定のルールで算定し、医療保険者が医療保険の保険料として徴収することとし、四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者を第二号被保険者としているものである。

四について

介護保険制度は、要介護状態等にある被保険者に対して必要な介護サービスに係る給付を行うものであるが、三について述べたように、第二号被保険者については、その保険料が高齢者の介護を社会全体で支援するという性格も有していること等から、四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者を介護保険制度の第二号被保険者としており、介護保険の被保険者とならない四十歳以上六十五歳未満で要介護状態等にある被保護者については、生活保護制度において介護扶助が行われることにより、必要な介護サービスを受けることができるので、介護保険法(平成九年法律第二十三号)第九条第二号の規定は、法の下での平等に反するものではなく、また、人間の尊厳を侵すものでもないと考えている。

五について

国民健康保険制度においては、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の被保険者等についての適用を除外しており、被保護者についても、保険料の負担能力がないことや、その多くが医療扶助を受けており、他の被保険者の保険料負担や国保財政に与える影響も大きいこと等から、従来から被保険者から除外しているものである。

一方、介護保険制度においては、介護ニーズの高い高齢者を等しく被保険者とするように、普遍的に介護費用の保障を行うという観点から、六十五歳以上の被保護者も被保険者としているものであり、両制度の被保険者の範囲について異なることは、必ずしも整合性を欠くものではないと考えている。

出する。

平成十七年六月十三日

参議院議長 扇 千景殿

福島みずほ

拘置所における妊娠・出産前後の未決勾留者に対する待遇の運用に関する質問主意書

未決勾留者は、刑事裁判において確定判決がなされる前の者であつて、その待遇は「推定無罪」を大原則とするものである。

未決勾留者の中には妊娠中又は出産後に勾留される事例もあるが、この場合にあつても出産及び育児に関しては母子の健康や人権等に十分な配慮が払われなければならない。そこで、妊娠・出産前後の未決勾留者に対し、拘置所においてどのような待遇を行っているのかを明らかにするため、以下質問する。

一、妊娠している未決勾留者に対して、どのような健康管理体制を実施し、医師の診察やカウンセリング、指導等はどのように行っているのか。その頻度及び具体的な内容についても明らかにされたい。

二、出産直前期においては、破水等の緊急事態の発生に備え医療の即応体制が求められるが、妊娠した未決勾留者を収容する拘置所においては、どのような医療体制を採っているのか。拘置所内部はもとより、外部医療機関との連携も含めて現状を詳細に示されたい。

三、出産時及び出産直後において、未決勾留者が出産した新生児はどのように保護され、母親である未決勾留者との間の授乳機会の保障など母子関係の保護についてどのように配慮されているのか、具体的に明らかにされたい。

四、出産後、母親である未決勾留者が出産した子供の育児に關与できるよう、拘置所においてどのように配慮しているのか、具体的に明らかにされたい。

五、母子健康保健法においては母性の保護や乳幼

拘置所における妊娠・出産前後の未決勾留者に対する待遇の運用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提

児の保護等が規定されており、また、児童福祉法においては児童の健全育成の必要性や国及び地方公共団体の児童の健全育成の義務がうたわれている。未決勾留者に関する妊娠・出産前後の時期を通じて採られている措置について、これらの法の趣旨は具体的にどのようなに反映されているのか示されたい。

六、未決勾留者に対し無罪の推定が働いていること、未決勾留制度の趣旨及び円滑な刑事裁判手続の要請との両立を具体的にどのように図っているか示されたい。

七、妊娠中の未決勾留者と配偶者及び配偶者以外の親族との面会に関し、どのように配慮されているのか、具体的に示されたい。

平成十七年六月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員福島みずほ君提出拘置所における妊娠・出産前後の未決勾留者に対する待遇の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出拘置所における妊娠・出産前後の未決勾留者に対する待遇の運用に関する質問に対する答弁書

一について

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定により勾留されている者(以下「被勾留者」という。)であつて妊娠しているものについては、拘置所の医師による健康管理を行つてい

るほか、必要に応じて外部の産婦人科医師による診察を受けさせている。
医師の診察等の頻度及びその具体的な内容については、妊娠している被勾留者の個々の状況により異なるものであり、一概にお答えすることはできない。

二について

拘置所においては、当該施設の規模に応じた医療部又は医療課が設けられており、妊娠している被勾留者に出産前に破水等の緊急事態が発生した場合には、直ちに当該施設の医師による診療又は外部の医療機関への移送が行える体制にある。

また、拘置所においては、医師が妊娠している被勾留者の状態を的確に把握できるよう、医療部門と処遇部門が連絡を密にするよう努めているほか、外部の医療機関への移送が必要に応じて円滑に実施できるよう、移送することが見込まれる医療機関とあらかじめ調整を行う等の連携に努めている。

三及び四について

一般的に、被勾留者が出産をする場合には、勾留の執行が停止され、又は外部の医療機関に移送しているところであり、新生児についても、必要な期間、外部の医療機関に入院の上、必要な処置が行われており、母子関係に対する配慮も当該医療機関においてなされているものと認識している。

被勾留者が出産した子については、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第十二条の規定により、被勾留者の子を施設内で養育したい旨の申出をした場合において、必要と認めるときはこれを許しており、これを許された被勾留者が授乳等を始めとする育児に関与できるよう取り計らっている。

また、拘置所においては、施設内での子の養育を許さない場合には、出生後速やかにその子の父等の引取人に引き渡すか、適当な引取人がいないときは乳児院に預ける等の措置を講じており、被勾留者が当該引取人等を通じて育児に関与できるよう取り計らっている。

五について

拘置所においては、被勾留者が、妊娠してお

り、又は出産をしたときは、母子ともに健全な状態で過ごせるよう、例えば、母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十五条の規定に基づき妊娠の届出を速やかに行うよう被勾留者を指導したり、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十五条の規定に基づき、保護を要する児童について福祉事務所等に通報する等の医療上又は保護上の措置を講じている。

六について

勾留は、刑事訴訟法の規定に基づき、被疑者又は被告人を監獄に拘禁する処分であるところ、被疑者及び被告人は有罪の確定判決を受けた者ではないので、勾留に伴うその権利又は自由の制限は、勾留の目的のために必要かつ合理的な範囲のもの(監獄の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要かつ合理的な範囲のものを含む。)でなければならず、その範囲を超えて刑の執行に伴う制限等を行うことはできないと解される。

具体的には、例えば、勾留されている被告人については、同法第八十条及び第八十一条の規定により、その勾留が逃亡及び罪証隠滅の防止を目的とするため、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、弁護人等以外の者との接見の禁止等がされることがあるが、そうでない限り、監獄の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制約の範囲内で、弁護人等以外の者との接見等を行うことができることとされている。

七について

妊娠している被勾留者とその配偶者等との面会の実施に当たっては、例えば、子の養育についての相談等の要件を処理するために必要な範囲で面会時間を延長する等、個別の事情に応じた適切な配慮を行っている。

(参照)

六月十七日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左に議事日程を掲載する。

○議事日程 第二十七号

平成十七年六月十七日

午前十時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 行政手続法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 介護保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

官報

号外
平成十七年六月二十二日

○第百六十二回 参議院會議録第二十七号（その二）

（本号（その一）参照）

政策評価制度の見直しに関する決議案
右の議案を發議する。

平成十七年六月十三日

發議者

山口那津男 荒井 広幸
後藤 博子 鶴保 庸介
岩本 司 浜田 昌良
松 あきら 吉川 春子
近藤 正道
賛成者
愛知 治郎 加納 時男
狩野 安 北岡 秀二
佐藤 泰三 山東 昭子
田中 直紀 橋本 聖子
藤野 公孝 水落 敏栄
吉田 博美 岡崎トミ子
鈴木 寛 千葉 景子
ツルネ マルティ 津田弥太郎
松岡 徹 蓮 舫
和田ひろ子 渡辺 秀央
浮島とも子
参議院議長 扇 千景殿

本院では、政策評価制度の導入当初からその重要性にかんがみ、政策評価の在り方等について議論が行われてきた。

議論の中では、政策評価制度は一定の進展が図られているものの、必ずしも政策評価結果が有効に活用されていない場合もあることから、政策評価制度を充実・発展させていくためには、政策評価と予算等の連携強化、政策評価の客観性の確保、無駄が多いと指摘されている特別会計の見直しに向けた政策評価の活用強化などが課題であると指摘されている。

現在、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行後三年が経過し、政策評価制度の見直しの時期を迎えている。よって政府は、効果的・効率的な行政を推進するとともに、国民への説明責任を徹底するため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、政策評価の質の向上を図るとともに、政策の企画立案や予算への適切な反映を始めとして、政策評価結果の一層の活用を努めること。

二、政策評価を踏まえた予算の作成に資するため、政策、施策、事務事業などの政策体系をあらかじめ明示した上で評価を行うこと。また、新規事業等については、事前評価を積極的にに行

うとともに、事後評価の徹底に努めること。

三、政策評価結果を反映した政策の実現に資するため、政策評価の重点化・効率化を図り、制度改正が必要な政策や複数府省に関係する重要な政策等については、適時的確に評価すること。

四、政策評価の客観性を確保するため、政策目標の数値化に一層取り組むとともに、外部からの検証が可能となるよう、評価に当たって前提としたデータや評価手法等の公表を徹底すること。

五、政策評価の実効性を高めるため、政策評価と予算、決算の連携強化を図るとともに、総務省及び財務省間の連携を密にし、会計検査院との積極的な情報交換に努めること。

六、国民への説明責任を果たすため、政策評価結果を国民に分かりやすく伝えるとともに、政策評価の取組等の広報活動を積極的に行うこと。右決議する。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十七年六月十六日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長 吉村剛太郎
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、長野県木曾郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区及び衆議院比例

代表選出）議員の選挙区の改正を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十七年六月十日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 別表第一中長野県木曾郡及び岐阜県中津川市の区域並びに別表第二中長野県及び岐阜県の区域（地方自治法第七条第三項の規定により長野県木曾郡山口村を廃止し、及びその区域を岐阜県中津川市の区域に編入する都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更をする総務大臣の処分に係るものに限る。）については、第十三条第三項本文及び第五項の規定は、適用しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員の選挙について

平成十七年六月二十二日 参議院会議録第二十七号(その二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

審査報告書

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十七年六月十六日

農林水産委員長 中川 義雄

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公益法人改革を推進するため、農林漁業体験民宿業者の登録事務について、農林水産大臣が指定した者が行う制度から、法律で定める要件に適合するものとして登録を受けた者が行う制度に改めるほか、登録の対象となる業者の範囲について、農林漁業者又はその組織する団体に限定せず、農林漁業体験活動に必要なサービスを提供する者にまで拡大する等の措置を講ずるものであつて、妥当な措置と認めらる。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年六月十日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第三十八条」に、「第四章 雑則(第三十条―第三十二条)」を「第五章 罰則(第三十九条―第四十条)」に改める。

第二章第五項中「山村・漁村滞在型余暇活動」の下に「(以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。)」を加え、「であつて、農林漁業者又はその組織する団体が行うもの」を削る。

第十六条から第二十三条までを次のように改める。
(農林漁業体験民宿業者の登録)
第十六条 農林漁業体験民宿業者を営む者(以下「農林漁業体験民宿業者」という。)は、農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関し農林水産省令で定める基準に従つて営業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、第十八条から第二十条までの規定により農林水産大臣の登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)が行う登録を受けることができる。

2 前項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる事項について、農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るために必要なものとして定めるものとする。
一 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容に関する事項
二 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項
三 地域の農林漁業者との調整に関する事項
(標識の掲示)
第十七条 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けた者は、農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設ごとに、その見やすい場所に、農林水産省令で定める様式の標識を掲示するものとする。

2 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。
(登録実施機関の登録)
第十八条 第十六条第一項に規定する農林水産大臣の登録(以下「登録実施機関の登録」という。)は、同項の規定による農林漁業体験民宿業者の登録の実施に関する事務(以下「登録実施事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。
(欠格条項)
第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録実施機関の登録を受けることができない。
一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第二十九条の規定により登録実施機関の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの(登録実施機関の登録の基準)
第二十条 農林水産大臣は、第十八条の規定により登録実施機関の登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならない。この場合において、登録実施機関の登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が登録実施事務を実施し、その人数が登録実施事務を行う事務所ごとに二名以上であること。
イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学を卒業した者であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して一年以上従事した経験を有するもの
ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校を卒業した者であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して一年以上従事した経験を有するもの
ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に連関して三年以上従事した経験を有する者

二 登録申請者が、農林漁業体験民宿業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、農林漁業体験民宿業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員に占める農林漁業体験民宿業者の役員又は職員(過去二年間に当該農林漁業体験民宿業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、農林漁業体験民宿業者の役員又は職員(過去二年間に当該農林漁業体験民宿業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 登録実施機関の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録実施機関の登録の年月日及び登録番号

二 登録実施機関の登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 登録実施機関の登録を受けた者が登録実施事務を行う事務所の所在地

(登録実施機関の登録の更新)

第二十一条 登録実施機関の登録は、三年を下ら

ない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録実施機関の登録の更新について準用する。

(登録実施の義務)

第二十二条 登録実施機関は、登録実施事務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録実施事務を行わなければならない。

2 登録実施機関は、公正に、かつ、農林水産省令で定める基準に適合する方法により登録実施事務を行わなければならない。

(事務所の変更の届出)

第二十三条 登録実施機関は、登録実施事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第三十二条を削り、第三十一条を第四十条とし、第三十条を第三十九条とする。

第三章中第二十九条を第三十八条とする。

第二十八条中「第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)」の規定による指定の取消しを「第二十九条又は第三十五条の規定による処分」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十七条第一項中「全国協会を」登録実施機関に改め、同条を第三十六条とする。

第二十六条を削り、第二十五条を第三十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(農林漁業体験民宿業団体に対する改善命令)

第三十四条 都道府県知事は、前条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めると

きは、農林漁業体験民宿業団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(農林漁業体験民宿業団体の指定の取消し)

第三十五条 都道府県知事は、農林漁業体験民宿業団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により農林漁業体験民宿業団体の指定を受けたとき。

第二十四条を第三十二条とし、第二十三条の次に次の八条を加える。

(登録実施事務規程)

第二十四条 登録実施機関は、登録実施事務に関する規程(次項において「登録実施事務規程」という。)を定め、登録実施事務の開始前に、農林水産大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 登録実施事務規程には、登録実施事務の実施方法、登録実施事務に関する料金その他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。

(登録実施事務の休廃止)

第二十五条 登録実施機関は、登録実施事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十六条 登録実施機関は、毎事業年度経過後

三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 農林漁業体験民宿業者その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農林水産省令で定めるところにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十七条 農林水産大臣は、登録実施機関が第二十条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施機関に対する改善命令)

第二十八条 農林水産大臣は、登録実施機関が第二十二条の規定に違反していると認めるときは、その登録実施機関に対し、登録実施事務を行うべきこと又は農林漁業体験民宿業者の登録の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施機関の登録の取消し等)

第二十九条 農林水産大臣は、登録実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録実施機関の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十九条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十六条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録実施機関の登録又はその更新を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第三十条 登録実施機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録実施事務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第三十一条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録実施機関の登録をしたとき。

二 第二十三条又は第二十五条の規定による届

出があつたとき。

三 第二十九条の規定により登録実施機関の登録を取り消し、又は登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 罰則

第四十一条 第二十九条の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

二 第二十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十条の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十四条 第二十六条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号

の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(以下「新法」という。)第十八条に規定する登録実施機関の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十四条第一項の規定による登録実施事務規程の届出についても、同様とする。

(旧法)の規定による登録に関する経過措置

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(以下「旧法」という。)

第二十三条第一項の登録を受けている者は、新法第十六条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けているものとみなす。

(全国協会の事業報告書等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の指定を受けている者が行うべきこの法律の施行の日の属する事業年度の事業報告書及び収支決算書の農林水産大臣に対する提出については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十号の三の次に次のように加える。

録

三十の四 農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業体験民宿業者に係る登録実施機関の登録

(一) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第十六条第一項(農林漁業体験民宿業者の登録)の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数	
	登録件数	一件につき九万円
(二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第十六条第一項の登録実施機関に係る登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

審査報告書

行政手続法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年六月十六日

参議院議長 扇 千景殿
法務委員長 木村 仁

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、命令等を定める手続に関し、共通する事項として、意見公募手続等に係る規定を整備することにより行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ろうとするものである。よつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案の施行のため、別に費用を要しない。

行政手続法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年六月十日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

行政手続法の一部を改正する法律案
行政手続法の一部を改正する法律
行政手続法(平成五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 補則(第三十八条)」を「第七

章 意見公募手続等(第三十八条—第四十五条) 補則(第四十六条)」に改める。

第一条第一項中「に関する手続」の下に「並びに命令等を定める手続」を加え、「第三十八条」を「第四十六条」に改め、同条第二項中「に関する手続」の下に「並びに命令等を定める手続」を加える。

第二条第一号中「同じ」を「規則」というに改め、同条第五号イ中「内閣府」を「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関」に、「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」を「会計検査院」に改め、同条に次の一号を加える。

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令(処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。又は規則

ロ 審査基準(申請により求められた許認可等を審査するかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

ハ 処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

二 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)

第三条第一項第四号中「処分」の下に「及び会計

検査の際にされる行政指導」を加え、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び前項各号」に、「並びに地方公共団体の機関に対する届出を」に、「地方公共団体の機関に対する届出」に改め、「通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。」の下に「並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為」を加え、「第五章」を「第六章」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一 法律の施行期日について定める政令

二 恩赦に関する命令

三 命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則

四 法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則

五 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等

六 審査基準、処分基準又は行政指導指針であつて、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるものの以外のも

第四条に次の一項を加える。

4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等
二 皇室典範(昭和二十二年法律第三号)第二十六条の皇統譜について定める命令等
三 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表

彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等
四 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等(入札の参加者の資格、入札保証金その他の国又は地方公共団体の契約の相手方又は相手方にならうとする者に係る事項を定める命令等を除く。並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等(国又は地方公共団体が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める命令等であつて、これらの行為の相手方又は相手方にならうとする者に係る事項を定めるものを除く。)

五 会計検査について定める命令等

六 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十一章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等(第一項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされる処分に係る命令等を含む。)

七 第二項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等(これらの法人に対する処分であつて、これらの法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又はこれらの法人の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解

官 報 (号 外)

任を命ずる処分に係る命令等を除く。)

第五条第一項中「申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)」を「審査基準」に改め、同条第二項及び第三項中「当該」を削る。

第十二条第一項中「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)」を「処分基準」に改め、同条第二項中「当該」を削る。

第三十六条中「これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項」を「行政指導指針」に改める。

第三十八条中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「の手続」を「並びに命令等を定める行為に関する手続」に改め、同条を第四十六条とする。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 意見公募手続等

(命令等を定める場合の一般原則)

第三十八条 命令等を定める機関(閣議の決定により命令等が定められる場合にあつては、当該命令等の立案をする各大臣。以下「命令等制定機関」という。)は、命令等を定めるに当たつては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保

するよう努めなければならない。

(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであつて、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続(以下「意見公募手続」という。)を実施することが困難であるとき。

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定

の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法第八条に規定する機関(以下「委員会等」という。)の議を経て定めることとされている命令等であつて、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもつて組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。

五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。

六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。

七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

(意見公募手続の特例)

第四十条 命令等制定機関は、命令等を定めよう

とする場合において、三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。

2 命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合(前条第四項第四号に該当する場合を除く。)において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第一項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

(意見公募手続の周知等)

第四十一条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めるに当たつては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

(提出意見の考慮)

第四十二条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。

(結果の公示等)

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布(公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。)と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 命令等の題名

二 命令等の案の公示の日
三 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)

四 提出意見を考慮した結果(意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。)及びその理由

2 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

3 命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めなかったとした場合には、その旨(別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。)並びに第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。

5 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することに

より意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

一 命令等の題名及び趣旨
二 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由
(準用)

第四十四条 第四十二条の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定める場合について、前条第一項から第三項までの規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合について、前条第四項の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めなかったとした場合について準用する。この場合において、第四十二条中「当該命令等制定機関」とあるのは「委員会等」と、前条第一項第二号中「命令等の案の公示の日」とあるのは「委員会等が命令等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第四号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(公示の方法)
第四十五条 第三十九条第一項並びに第四十三条第一項(前条において読み替えて準用する場合を含む。)、第四項(前条において準用する場合を含む。及び第五項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。)

2 前項の公示に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律による改正後の行政手続法(以下「新法」という。第二条第八号に規定する命令等(以下この条において「命令等」という。)を定める機関(以下この条において「命令等制定機関」という。))は、命令等を定めようとするときは、この法律の施行前においても、新法第六章の規定の例によることができる。この場合において、同章の規定の例により実施した手続は、新法の適用については、当該命令等制定機関が同章の規定により実施したものとする。

2 前項の規定の適用がある場合を除き、命令等制定機関がこの法律の施行の日から六十日以内に定める命令等については、新法第六章の規定は、適用しない。

(火薬類取締法の一部改正)
第三条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。
第五十三条を削り、第五十二条の二を第五十三条とする。

(高圧ガス保安法の一部改正)
第四条 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
第七十五条の見出しを「(協会の意見の聴取)」

に改め、同条中「聴く」とともに、公聴会を開き、広く一般の意見を」を削る。
(ガス事業法の一部改正)

第五条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第四十八条中「若しくは第十八条第二項」を「又は第十八条第二項」に改め、「又は第三十九条の二の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(電気用品安全法の一部改正)
第六条 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。
第四十七条から第四十九条までを次のように改める。
第四十七条から第四十九条まで 削除

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)
第七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第八十九条の見出しを「(協会の意見の聴取)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「若しくは改廃」を「又は改廃」に改め、「聴く」とともに、公聴会を開き、広く一般の意見を」を削り、同項を同条とする。

(火薬類取締法等の一部改正に伴う経過措置)
第八条 附則第三条の規定による改正前の火薬類取締法第五十三条の規定、附則第四条の規定による改正前の高圧ガス保安法第七十五条の規定、附則第五条の規定による改正前のガス事業法第四十八条の規定、附則第六条の規定による

改正前の電気用品安全法第四十九条の規定又は前条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第八十九条の規定に基づいて、公聴会を開き、広く一般の意見を聴いたときは、新法の適用については、それぞれ新法第三十九条第一項の規定による手続を実施したものとみなす。

審査報告書

証券取引法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十七年六月十六日

財政金融委員長 浅尾慶一郎
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の証券市場をめぐる情勢の変化に対応し、及び我が国証券市場の国際競争力の向上を図るため、公開買付制度の適用範囲の見直し及び親会社等状況報告書制度の導入並びに外国会社等の英文による開示制度の導入等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

証券取引法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月二十六日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

(小字及び一は衆議院修正)

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一項中「当該書類の提出者が」を「当該書類(同項第八号に掲げる書類を除く。)の提出者又は当該書類(同号に掲げる書類に限る。)の提出者を親会社等(第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。)とする者が」に改める。
第二十四条に次の六項を加える。

第一項(第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により有価証券報告書を提出しなければならない外国会社(第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。)は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による有価証券報告書及び第六項の規定によりこれに添付しなければならない書類(以下この条において「有価証券報告書等」という。)に代えて、外国において開示(当該外国の法令(外国有価証券市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。)に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の五第七項において同じ。)が行われている有価証券報告書等に類する書類であつて英語で記載されたものの

(以下この条及び次条第四項において「外国会社報告書」という。)を提出することができる。

外国会社報告書には、内閣府令で定めるところにより、当該外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものの要約の日本語による翻訳文、当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定めるもの(以下この条及び次条第四項において「補足書類」という。)を添付しなければならない。

前二項の規定により報告書提出外国会社が有価証券報告書等に代えて外国会社報告書及びその補足書類を提出する場合には、第一項中「当該事業年度経過後三月以内(当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内)」とあるのは「当該事業年度経過後公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内」とし、第五項中「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」とあるのは「当該事業年度経過後三月以内(当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内)」とあるのは「当該特定期間経過後公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内」とする。

出した場合には、当該外国会社報告書及びその補足書類を有価証券報告書とみなし、これらの提出を有価証券報告書等を提出したものとみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

内閣総理大臣は、外国会社報告書を提出した報告書提出外国会社が第八項の外国会社報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による有価証券報告書を、当該通知があつた日を起算日として公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に提出しなければならない。

第二十四条の二に次の一項を加える。

前条第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項において読み替えて準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出する場合について準用する。

第二十四条の五に次の六項を加える。

第一項(第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により半期報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社は、公益又は投資者保護に欠けること

がないものとして内閣府令で定める場合には、
第一項の規定による半期報告書に代えて、外国
において開示が行われている半期報告書に類す
る書類であつて英語で記載されたもの（以下こ
の条において「外国会社半期報告書」という。）を
提出することができる。

外国会社半期報告書には、内閣府令で定める
ところにより、当該外国会社半期報告書に記載
されている事項のうち公益又は投資者保護のた
め必要かつ適当なものとして内閣府令で定める
ものの要約の日本語による翻訳文、当該外国会
社半期報告書に記載されていない事項のうち公
益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと
して内閣府令で定めるものを記載した書類その
他内閣府令で定めるもの（以下この条において
「補足書類」という。）を添付しなければならない
い。

前二項の規定により報告書提出外国会社が外
国会社半期報告書及びその補足書類を提出した
場合には、当該外国会社半期報告書及びその補
足書類を半期報告書とみなし、これらの提出を
半期報告書を提出したものとみなして、この法
律又はこの法律に基づく命令の規定を適用す
る。

内閣総理大臣は、外国会社半期報告書を提出
した報告書提出外国会社が第七項の外国会社半
期報告書を提出することができる場合に該当し
ないと認めるときは、当該報告書提出外国会社
に対し、その旨を通知しなければならない。こ
の場合においては、行政手続法第十三条第一項
の規定による意見陳述のための手続の区分にか

かわらず、聴聞を行わなければならない。

前項の規定による通知を受けた報告書提出外
国会社は、第一項の規定にかかわらず、同項の
規定による半期報告書を、当該通知があつた日
を起算日として公益又は投資者保護のため必要
かつ適当なものとして政令で定める期間内に提
出しなければならない。

第七項から第九項までの規定は、第五項にお
いて読み替えて準用する第七條、第九條第一項
又は第十條第一項の規定により報告書提出外国
会社が提出した外国会社半期報告書及びその補
足書類の訂正報告書を提出する場合について準
用する。

第二十四條の六の次に次の一条を加える。

第二十四條の七 第二十四條第一項の規定により
有価証券報告書を提出しなければならない会社
（同項第一号又は第二号に掲げる有価証券の発
行者であるものに限る。第四項、次条第五項及
び第二十七條の三十の十において「提出子会社」
という。）の議決権の過半数を所有している会社
その他の当該有価証券報告書を提出しなければ
ならない会社と密接な関係を有するものとして
政令で定めるもの（第二十四條第一項（同条第五
項において準用する場合を含む。第四項各号に
おいて同じ。）の規定により有価証券報告書を提
出しなければならない会社（第二十三條の三第
四項の規定により有価証券報告書を提出した会
社その他内閣府令で定めるものを含む。）を除
く。以下この条並びに次条第二項、第四項及び
第五項において「親会社等」という。）は、内閣府
令で定めるところにより、当該親会社等の事業

年度（当該親会社等が特定有価証券の発行者で
ある場合には、内閣府令で定める期間。以下こ
の項及び次項において同じ。）ごとに、当該親会
社等の株式を所有する者に関する事項その他の
公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの
として内閣府令で定める事項を記載した報告書
（以下「親会社等状況報告書」という。）を、当該
事業年度経過後三月以内（当該親会社等が外国
会社である場合には、公益又は投資者保護のた
め必要かつ適当なものとして政令で定める期間
内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない
い。ただし、親会社等状況報告書を提出しなく
ても公益又は投資者保護に欠けることがないも
のとして政令で定めるところにより内閣総理大
臣の承認を受けたときは、この限りでない。

前項本文の規定の適用を受けない会社が親会
社等に該当することとなつたときは、当該親会
社等に該当することとなつた会社は、内閣府令
で定めるところにより、その該当することとな
つた日の属する事業年度の直前事業年度に係る
親会社等状況報告書を、遅滞なく、内閣総理大
臣に提出しなければならない。ただし、親会社
等状況報告書を提出しなくても公益又は投資者
保護に欠けることがないものとして政令で定め
るところにより内閣総理大臣の承認を受けたと
きは、この限りでない。

第七條、第九條第一項及び第十條第一項の規
定は、親会社等状況報告書について準用する。
この場合において、第七條中「第四條第一項又
は第二項の規定による届出の日以後当該届出が
その効力を生ずることとなる日前において、第

五条の規定による届出書類」とあるのは「親会社
等状況報告書（第二十四條の七第一項に規定す
る親会社等状況報告書をいう。以下同じ。）」
と、「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書
の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報
告書」と、第九條第一項中「届出者」とあるのは
「親会社等状況報告書の提出者」と、「訂正届出
書」とあるのは「訂正報告書」と、第十條第一項
中「届出者」とあるのは「親会社等状況報告書の
提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要が
あると認めるときは、第四條第一項又は第二項
の規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂
正報告書の提出」と読み替えるものとするほ
か、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一項本文若しくは第二項本文の規定により
親会社等状況報告書を提出し、又は前項におい
て準用する第七條、第九條第一項若しくは第十
條第一項の規定により親会社等状況報告書の訂
正報告書を提出した親会社等は、遅滞なく、こ
れらの書類の写しを当該親会社等の提出子会社
に送付するとともに、これらの書類の写しを次
の各号に掲げる当該提出子会社が発行者である
有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者に
提出しなければならない。

一 第二十四條第一項第一号に掲げる有価証
券 同号の証券取引所
二 第二十四條第一項第二号に掲げる有価証
券 政令で定める証券業協会
第二十四條第八項、第九項及び第十一項から
第十三項までの規定は、外国会社である親会社
等が親会社等状況報告書を提出する場合につい

て準用する。この場合において、同条第八項中「外国会社(第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。）」とあるのは「外国会社である親会社等(第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。以下この条において同じ。)」と、「外国において開示当該外国の法令(外国有価証券市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。))に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の五第七項において同じ。))が行われている有価証券報告書等に類する」とあるのは「親会社等状況報告書に記載すべき事項を記載した」と、同条第九項中「当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前各項の規定は、親会社等が会社以外の者である場合について準用する。この場合において、第一項中「議決権の過半数を所有している会社」とあるのは「議決権の過半数を所有している会社以外の者」と、「密接な関係を有するもの」として政令で定めるもの」とあるのは「密接な関係を有する会社以外の者」として政令で定める会社以外の者」と、「親会社等の株式を所有する者」とあるのは「親会社等の出資者その他の者」と、第二項中「会社」とあるのは「会社以外の者」と、「会社」とあるのは「会社以外の者」と、前項中「外国会社である」とあるのは「外

国の者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十五条第一項中「又は自己株券買付状況報告書」を、「自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書」に改め、同項に次の一号を加える。

八 親会社等状況報告書及びその訂正報告書
五年

第二十五条第二項中「前項各号」を「前項第一号から第七号まで」に改め、「を提出したもの」の下に「及び有価証券の発行者の親会社等が同項第八号に掲げる書類を提出した場合の当該発行者」を加え、同条第三項中「前条第四項」を「第二十四条の六第四項」に改め、「において同じ。」の下に「及び前条第四項」を加え、同条第四項中「発行者」の下に「第一項第一号から第六号までに掲げる書類を提出したもの及び親会社等と同項第八号に掲げる書類を提出したもの」を加え、「(第一項第七号に掲げる書類及び前二項の規定による第一項第七号に掲げる書類の写しを除く。)」を削り、同条第五項中「発行者」の下に「及び親会社等」を、「第六条」の下に「及び前条第四項」を加え、「証券取引所又は」を「提出子会社に送付し、又は証券取引所若しくは」に改め、「削除して」の下に「送付し、又は」を加える。

第二十六条中「自己株券買付状況報告書の提出者」の下に「親会社等状況報告書の提出者」を加える。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の五まで及び第二十四条の七から前条までの規定は、発行者が会社以外の者

(第二十四条第八項から第十三項まで、第二十四条の二第四項及び第二十四条の五第七項から第十二項までの規定にあつては外国の者に限る。)である場合について準用する。この場合において、第二十四条第八項中「外国会社」とあるのは「会社以外の外国の者」と、同項、同条第十項から第十三項まで、第二十四条の二第四項並びに第二十四条の五第七項及び第九項から第十二項までの規定中「報告書提出外国会社」とあるのは「報告書提出外国者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条の二第一項中「取引所有価証券市場外における買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。)」を「取引所有価証券市場における有価証券の売買等(競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等として内閣府令で定めるもの(第四号において「特定売買等」という。))を除く。第一号において同じ。)」による買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。))以外の買付け等」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四 特定売買等による株券等の買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合

合と合計して三分の一を超えない場合における特定売買等による当該株券等の買付け等
第二十七条の三十の二中「第二十四条の六第三項」の下に「第二十四条の七第三項」を、「第二十四条の六第一項若しくは第二項」の下に「第二十四条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。))を加える。

第二十七条の三十の六第一項中「並びに第二十七条において準用する場合を含む。」の下に「第二十四条の七第四項(同条第六項第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。))を加える。

第二十七条の三十の十中「第二十五条第一項各号(第二十七条において準用する場合を含む。))に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する書類に係る」を「第二十五条第一項第一号から第七号まで(第二十七条において準用する場合を含む。))に掲げる書類に係る電子開示手続を行つた者若しくは同項第八号(第二十七条において準用する場合を含む。))に掲げる書類に係る電子開示手続を行つた者の提出子会社又は第二十七条の十四第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する書類に係る」に改める。

第七十二条中「開示書類」を「発行開示書類」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条の二 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等(第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))

む。及び第七十七条において準用する場合を含む。及び第二十四條第六項第二十七條において準用する場合を含む。の規定による有価証券報告書及びその添付書類又は第二十四條の第二項(第二十七條において準用する場合を含む。)において準用する第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正報告書を含む。第百七十八條第五項並びに第百八十五條の第七項及び第三項において同じ。を提出したときは、内閣総理大臣は、次に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げる額(第二号に掲げる額が第一号に掲げる額を超えるときは、第二号に掲げる額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、発行者の事業年度(当該発行者が第二十四條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。))に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四條第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間、以下この項及び第百八十五條の七十九項において同じ。が一年である場合以外の場合においては、当該額に当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 三百万円

二 イに掲げる額に口に掲げる数を乗じて得た額

イ 当該発行者が発行する算定基準有価証券(株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この号において同じ。)の内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額(当該算定基準有価証券の市場価額がないときは、当該発行者が算定基準有価証券を発行していないときは、これに相当するものとして政令で定めるところにより算出した額)

口 十万分の三

発行者が、重要な事項につき虚偽の記載がある半期・臨時報告書等(第二十四條の五第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。))の規定による半期報告書若しくは臨時報告書又は第二十四條の五第五項(第二十七條において準用する場合を含む。))において準用する第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正報告書を含む。第百七十八條

第五項並びに第百八十五條の七第二項及び第三項において同じ。を提出したときは、内閣総理大臣は、次に定める手続に従い、当該発行者に対し、前項第一号に掲げる額(同項第二号に掲げる額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、同項第二号に掲げる額)の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第一項ただし書(前項後段において準用する場合を含む。))の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第百七十六條第四項中「発行者の下に、第百七十二條の第二項若しくは第二項に規定する発行者を加える。」

第百七十八條第一項中「第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。」

二 第百七十八條第二項中「同項各号」を「前項各号」に改め、同条第三項中「開示書類を『発行開示書類』に改め、同

条第五項中「第一項第二号を『第一項第三号』に改め、同条第六項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同条第七項及び第八項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類(有価証券報告書等及び半期・臨時報告書を含む。以下この項並びに第百八十五條の七第二項、第三項及び第九項において同じ。)を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該継続開示書類に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百八十五條第一項中「第百八十五條の七第四項」を「第百八十五條の七第七項」に改める。

第百八十五條の七第一項中「同条第五項において準用する場合を含む。」の下に、「第百七十二條の第二項若しくは第二項を加え、次項を『第五項に改め、同条第二項中「前項」を『第一項』に、『第百七十八條第一項第二号から第四号まで』を『第百七十八條第一項第三号から第五号まで』に改め、同条第三項中「又は』を『又は第三項ただし書、第四項ただし書若しくは』に改め、同条第四項中「前三項」を『前各項』に改め、同条第五項及び第六項中

「又は第二項」を「から第五項まで」に改め、同条第七項中「第四項」を「第七項に改め、同条第八項中「第百七十八條第一項第二号から第四号まで」を「第百七十八條第一項第三号から第五号まで」に改め、「以下この条において同じ。」を削り、「前項」を「第十項」に、「次条第五項」を「次条第七項」に改め、同条第九項中「前項本文」を「第十項本文及び前項本文」に改め、「第一項の下に」から「第三項まで」を加え、同条第十項中「第八項ただし書」を「第十二項ただし書」に、「次条第五項」を「次条第七項」に改め、「第一項の規定の下に」(第百七十八條第一項第三号から第五号までに係るものに限る。))を加え、同条第十一項中「第八項本文」を「第十一項本文又は第十二項本文」に、「第六項」を「第九項」に改め、同条第十二項中「第八項ただし書」を「第十一項ただし書又は第十二項ただし書」に、「第六項」を「第九項」に改め、同条第六項又は第七項に改め、同条第九項の次に次の一項を加える。

第十一項ただし書の規定は、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の規定(第百七十八條第一項第二号に係るものに限る。))又は第二項若しくは第三項の規定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

第百八十五條の七第七項の次に次の一項を加える。

第一項の規定(第百七十八條第一項第二号に係るものに限る。))並びに第二項及び第三項の規定は、これらの決定の時において、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、前項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対する、罰金の確定裁判があつたときは、次条第六項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

第百八十五條の七第一項の次に次の三項を加える。

内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る二以上の継続開示書類の提出について前項の規定(第百七十八條第一項第二号に係るものに限る。))をしなければならない場合において、それぞれの決定に係る事実について第百七十二條の第二項又は第二項の規定により算出した額(以下この項から第四項までにおいて「個別決定」との算出額という。))を合計した額が次の各号に掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、同条第一項

又は第二項の規定による額に代えて、当該高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

一 それぞれの有価証券報告書等についての当該決定に係る事実について第百七十二條の第二項の規定により算出した額のうち最も高い額

二 それぞれの半期・臨時報告書等についての当該決定に係る事実について第百七十二條の第二項の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

内閣総理大臣は、第一項の規定(第百七十八條第一項第二号に係るものに限る。))又は前項の規定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりなされた一以上の決定(以下この項において「既決定」という。))に係る継続開示書類と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類について一以上の決定(以下この項において「新決定」という。))をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二條の第二項若しくは第二項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第二項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額を合計した額(その額が次のイ又はロに掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、当該高い額)

イ それぞれの有価証券報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第百七十二條の第二項の規定により算出した額のうち最も高い額

ロ それぞれの半期・臨時報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第百七十二條の第二項の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

二 当該既決定に係る第百七十二條の第二項若しくは第二項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

第二条 この法律による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第二十四条、第二十条の二及び第二十四条の五これらの規定を新証券取引法第二十七条において準用する場合を含む。の規定は、次の各号に掲げる有価証券の発行者が提出する有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書並びに半期報告書及びその訂正報告書であつて当該各号に定める日以後に提出されるものから適用し、当該

ともに、計画に記載された事業等に対する支援策の充実に努めること。

三、地域住宅交付金については、国の関与を極力少なくするとともに、地方公共団体の創意と工夫による公的賃貸住宅等の整備等が可能となるよう、その運用に万全を期すこと。

また、地域住宅交付金の採択に関する透明性を確保するとともに、地域住宅交付金に係る事業の評価を適切に行うための仕組みを構築し、評価結果を公表すること。

四、国及び地方公共団体は、高齢世帯及び子育て世帯その他の住宅に困窮する国民の居住の安定が図られるよう公営住宅等の公的賃貸住宅の計画的整備とともに、コミュニティの維持と良好なまちづくりを努めること。

五、公営住宅の充実に資するよう既存民間賃貸住宅の借上げ等の促進に努めるとともに、住宅に困窮する低額所得者の民間賃貸住宅に係る支援についても積極的に研究を行うこと。

六、住宅金融公庫の既往債権に係る補給金は平成二十三年度までのできるだけ早い時期に廃止するとともに、公庫及び都市再生機構の損失や欠損金の早期処理を行い、その処理の方法・進捗状況等について国民に分かりやすく随時公表すること。

また、国の財政的負担を必要最小限とするため、住宅金融公庫及び都市再生機構の業務の効率化、子会社等を含む組織・人事体制の見直しとスリム化、徹底したコスト削減等が行われるよう指導すること。

七、都市再生機構の都市再生業務に係る勘定にお

いては賃貸住宅業務とその他の業務との区分経理を厳正に行うとともに、賃貸住宅業務に係る収益については、当該業務の運営に支障が生じないよう、当該業務へ優先的に充当すること。

八、都市再生機構の建替事業に際しては、居住者の居住の安定を図るとともに、居住者や地方公共団体と充分な意志の疎通を行い、余剰地の活用については福祉施設、公園、公営住宅等公的な利用が図られるよう配慮すること。

九、地方住宅供給公社の健全な経営に資するよう、地価の実態等を反映した厳格な会計基準の導入と当該会計基準による財務状況の公表について配慮するとともに、設立団体と連携して、地方住宅供給公社の今後の住宅政策上の位置づけについて検討すること。

また、地方住宅供給公社の解散の認可に当たっては、公社賃貸住宅の居住者の居住の安定と公社の雇用問題について充分に配慮すること。

十、住宅建設計画法及び住宅建設五箇年計画に替わる新たな住宅基本法制の在り方について、広く国民の意見を求めつつ早急に検討を行うこと。

右決議する。

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年五月十日

参議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律

(公営住宅法の一部改正)

第一条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。

第四十九条を削り、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四十八条とし、第四十六条の次に次の一条を加える。

(管理の特例)

第四十七条 次の各号に掲げる地方公共団体又は地方住宅供給公社は、当該各号に定める公営住宅又は共同施設について、一団の住宅施設として適切かつ効率的な管理を図るため当該地方公共団体又は地方住宅供給公社が管理する住宅その他の施設と一体として管理する場合その他当該公営住宅又は共同施設を管理することが適当と認められる場合において

は、当該公営住宅又は共同施設を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わつて当該公営住宅又は共同施設の第三章の規定

による管理(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。以下この条において同じ。)を行うことができる。

一 都道府県 当該都道府県の区域内において他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設

二 市町村 当該市町村の区域内において他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設

三 都道府県が設立した地方住宅供給公社 当該都道府県の区域内において都道府県又は市町村が管理する公営住宅又は共同施設

四 市町村が設立した地方住宅供給公社 当該市町村の区域内において市町村又は都道府県が管理する公営住宅又は共同施設

二 前項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

三 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、当該公営住宅又は共同施設の事業主体に代わつてその権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 第二十二条第一項の規定により特定の者を公営住宅に入居させ、又は入居者を公募すること。

二 第二十五条第一項の規定により実情を調査し若しくは入居者を決定し、又は同条第

二項の規定により入居者に通知すること。

三 第二十七条第三項から第六項までの規定による入居者又は同居者に対する承認をすること。

四 第二十九条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は同条第七項の規定により期限を延長すること。

五 第三十条第一項の規定によるあつせん等をする。

六 第三十二条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は同条第五項若しくは第六項の規定により入居者に通知すること。

七 第三十三条第一項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ずること。

八 第三十四条の規定により第二十九条第一項の規定による明渡しの請求又は第三十条第一項の規定によるあつせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。

4 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、前項第一号(特定の者の入居に係る部分に限る。)、第二号(入居者の決定に係る部分に限る。)、第四号又は第六号(明渡しの請求に係る部分に限る。))に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を事業主体に通知しなければならない。

5 第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が行う公営住宅又は共同施設の

管理に要する費用の負担については、事業主体と当該地方公共団体又は地方住宅供給公社とが協議して定めるものとする。

6 第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第三章の規定の適用については、第十五条中「事業主体」とあるのは「事業主体及び地方公共団体又は地方住宅供給公社」と、第二十五条第一項中「事業主体の長」とあるのは「地方公共団体の長又は地方住宅供給公社の理事長」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十一条を削り、第五十二条を第五十一条とし、第五十三条を第五十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第五十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則第十四項中「第五十二条第一号」を「第五十一条第一号」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第二条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の二及び第二十二條の三を削り、第二十二條の四を第二十二條の二とする。

第二十五条中「第二十七條の二第三項」を「第二十七條の二第四項」に改める。

第二十六條の二第二項に次の一号を加える。

四 公庫が平成十七年三月三十一日までに貸し付けた資金(財形住宅貸付けにより貸し

付けた資金を除き、公庫が同日以前に申込みを受理し、同日後に貸し付けた資金を含む。)に係る債権の管理及び回収その他当該資金に関する業務

第二十六條の二第二項中「その全部」を「その利益(同項第四号に掲げる業務に係る特別勘定にあつては、附則第十八項の規定による整理を行つた後の利益の全部)」に改める。

第二十七條の二第二項中「第三項、第六項及び第七項」を「第四項、第七項及び第八項」に改め、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十六條の二第二項第四号に掲げる業務に係る特別勘定に属する債務のうち、前項の規定により政府が平成十七年三月三十一日までに貸し付けた資金に係る債務で主務大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十四年三月三十一日までの間において主務大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

第二十七條の三第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、区分所有に係る建築物の共用部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体で第十七條第五項の規定による貸付けを受けることを希望するものが引き受けるべきものとして、住宅金融

公庫住宅宅地債券(以下「住宅宅地債券」という。)を発行することができる。

第三十五條の二第四項を削る。

附則第七項第一号中「第二十二條の三第一項に規定する者以外のものに対する貸付金」を削り、「第十七條第一項第三号」を「同条第一項第三号」に改め、同項第二号中「第二十二條の三第一項に規定する者以外のもの」を削り、附則第八項中「第二十二條の三第二項に規定する者以外のもの」を削る。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第三条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六條」を「第三十九條」に、「第三十七條―第四十條」を「第四十條―第四十三條」に、「第四十一條」を「第四十四條」に改める。

第十一条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第十四條第六項中「又は第十一条第二項第一号若しくは第二号の業務で新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成に係るもの」を「に係る業務」に、「これらの」を「当該」に改める。

第十六條第一項中「この条及び次条において」を削る。

第十八條第一項中「又は公共の用に供する施設の整備に係る同条第二項第一号若しくは第二号の業務」を削る。

第三十三條第二項中「この項において」を削る。

第三十四条第一項中「並びに第二項第一号及び第二号」を削り、同条第三項中「債券」の下に「(当該債券に係る債権が第三十六条の規定に基づき信託された金銭債権により担保されているものを除く。)」を加える。

第四十一条を第四十四条とする。

第五章中第四十条を第四十三条とし、第三十九条を第四十二条とし、第三十八条を第四十一条とする。

第三十七条第一項第一号中「第五項」の下に「第三十六条、第三十七条」を加え、同条を第四十条とする。

第四章中第三十六条を第三十九条とし、第三十五条の次に次の三条を加える。

(債券の担保のための金銭債権の信託)

第三十六条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券に係る債務(前条の規定により政府が保証するものを除く。)の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(次条第一号において「信託会社等」という。)に信託することができる。

(金銭債権の信託の受益権の譲渡等)

第三十七条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第十一条第一項(第十一号を除く。)に規定する業務に必要な費用に充てるため、その金銭債権について、次に掲げる行為をすることができ。

一 信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡すること。

二 特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。)に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

(信託の受託者からの業務の受託等)

第三十八条 機構は、前二条の規定によりその金銭債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該金銭債権の譲受人から当該金銭債権の回収に関する業務及びこれに附帯する業務の全部を受託しなければならない。

附則第三条第六項中「機構に対し」の下に「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)第三条の規定による改正前の」を加え、「都市再生業務」を「都市基盤整備業務」に改める。

附則第四条第七項の表旧都市公団法附則第十一条第二項に規定するその他の業務の項中「都市再生業務」を「都市基盤整備業務」に改め、同表旧都市公団法附則第十一条第一項に規定する鉄道業務の項中「附則第十三条第一項」を「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の附則第十三条第一項」に改める。

附則第十一条中「及び附則第十三条第一項に規定する鉄道業務」を削る。
附則第十二条第六項中「第三項」を「第十二項」

に改め、同項を同条第十五項とし、同条第五項中「第三項」を「第十項又は第十二項」に、「同項」を「第十項の出資又は第十二項」に、「が同項」を「が第十項の整備敷地等又は第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第四項を同条第十三項とし、同条第三項を同条第十二項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は公共の用に供する施設の整備」とあるのは「若しくは公共の用に供する施設の整備」と、「第二号の業務」とあるのは「第二号の業務又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八条第一項第七号の業務」と、第三十三条第一項中「機構における」とあるのは「機構の都市再生業務(附則第十二条第二項に規定する都市再生業務をいう。に係る勘定における」と、同条第二項及び第四十四条第二号に、「第三十四条第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十二条第一項」を「第三十四条第一項及び第三十七

条中「除く。」とあるのは「除く。」及び附則第十二条第一項と、第三十五条中「債務」とあるのは「債務(附則第十二条第二項に規定する宅地造成等経過業務に係る債務及び」と、第三十六条中「前条」とあるのは「前条及び附則第十二条第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

務のうち政府が貸し付けた資金に係る債務で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十五年三月三十一日までの間において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

9 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間に限り、国会の議決を経た金額の範囲内において、同日までに償還期限が到来する機構の長期借入金又は都市再生債券に係る債務で宅地造成等経過業務に要する費用に充てるためのもの(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。)について保証することができる。

10 機構は、第十七条第一項に規定するもののほか、国土交通大臣の認可を受けて、宅地造成等経過業務に係る整備敷地等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、有限会社又は特定目的会社に対する出資をすることができる。

11 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則第十二条第一項の次に次の五項を加える。

2 前項の規定により機構が同項第一号の業務、同項第二号の業務(旧都市公団法第二十八條第一項第六号の業務及びこれと併せて行う業務であつて前項第二号の規定により国土

交通大臣が指定したものを除く。)及びこれらに附帯する業務並びに同項第四号の業務(以下この条において「宅地造成等経過業務」という。)を行う場合には、機構の経理については、宅地造成等経過業務とその他の業務(以下この条において「都市再生業務」という。)に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

3 宅地造成等経過業務に係る勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

4 機構は、宅地造成等経過業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

5 機構は、都市再生業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該利益に相当する金額を限度として国土交通大臣の承認を受けた金額を都市再生業務に係る勘定から宅地造成等経過業務に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、宅地造成等経過業務に係る勘定に繰り入れる金額については、都市再生業務の運営に支障のない範囲内の金額となるよう配慮しなければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定による承認を

しようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

附則第十二条に次の三項を加える。

16 機構は、宅地造成等経過業務を終えたときは、遅滞なく、宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を都市再生業務に係る勘定に帰属させるものとする。

17 機構は、前項の規定により、宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止する場合において、その際当該勘定に属する資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより、国庫及び地方公共団体(その出資金を宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資したものに限る。以下この条において同じ。)に納付しなければならない。

18 第十六項の規定による宅地造成等経過業務に係る勘定の廃止の時に、政府及び地方公共団体から機構に対し宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資された額については、機構に対する政府及び地方公共団体からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十四条第一項中「並びに鉄道業務」を削り、同条第二項中「第四十一条第二号」を「第四

十四条第二号」に改める。

附則第十五条第一項中「第三十六条」を「第三十九条」に改める。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第四条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「一部を行なう」を「一部を行う」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第五号及び第六号中「行なう」を「行う」に改め、同項第八号中「みずから」を「自ら」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

4 地方公社は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十七条第一項の規定により、設立団体以外の地方公共団体が事業主体(同法第二条第十六号の事業主体をいう。)である公営住宅(同法第二条第二号の公営住宅をいう。)又は共同施設(同法第二条第九号の共同施設をいう。)の管理を行おうとするときは、あらかじめ、設立団体の長の認可を受けなければならない。

第三十四条第二号中「銀行」の下に「その他国土交通大臣の指定する金融機関」を加え、同条に次の一号を加える。

三 その他国土交通省令で定める方法

第三十六条に次の一項を加える。

2 地方公社は、前項各号の事由によるほか、

設立団体はその議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受けたときに、解散する。

第四十四条第一項中「前条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に改める。

第四十八条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十九条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第五十条中「二万円」を「十万円」に改める。

(公営住宅法の一部を改正する法律の一部改正) 第五条 公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「において」の下に「同条第一項中「毎年度」とあるのは「平成十七年度までの間、毎年度」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(住宅金融公庫法第二十五条、第二十六条の二、第二十七条の二及び第二十七条の三第三項の改正規定を除く。)、次条並びに附則第四条、第六条から第八条まで、第十一条(勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十一条の改正規定を除く。)、第十二条及び第十五条(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五十五条第三項の改正規定を除く。)の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(住宅金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の住宅金融公庫法(以下「旧公庫法」という。)第二十二条の二及び第二十二條の三(附則第八條の規定による改正前の北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号。以下「旧促進法」という。))第八條第六項において準用する場合を含む。)の規定の附則第六條の規定による改正前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第一百四十四号。以下「旧郵便貯金法」という。))第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金(以下「旧住宅積立郵便貯金」という。))の預金者で旧郵便貯金法第六十條(附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。))の規定により日本郵政公社があつせんするものに対する適用については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の住宅金融公庫法(以下「新公庫法」という。))第二十六條の二第一項及び第二項の規定は、住宅金融公庫(以下「公庫」という。))の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る予算から適用する。

第四条 公庫は、当分の間、新公庫法第二十七條の三第四項の規定によるもののほか、旧公庫法第二十七條の三第四項の規定により発行した住宅金融公庫住宅地債券(以下「住宅地債券」という。))を引き受けた者(その相続人を含み、新公庫法第二十七條の三第四項に規定する団体を除く。以下この条において同じ。))で附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に当該住宅地債券を所有しているものが引き受けられるべきものとして、引き続き住宅地債券を発行

することができ。

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に発行された住宅地債券及び前項の規定により引き続き発行される住宅地債券を引き受けた者に対する旧公庫法第二十二條の三(旧促進法第八條第六項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、なお従前の例による。

3 前二項に規定するもののほか、附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に発行された住宅地債券に関し必要な事項(住宅地債券を引き受けた者に係る旧公庫法第三十五條の二第四項に規定する特別の定め並びに住宅地債券に係る公庫の予算及び決算に関し必要な事項を含む。以下この項において同じ。))については、なお従前の例による。第一項の規定により引き続き発行される住宅地債券に関し必要な事項についても、同様とする。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の独立行政法人都市再生機構法附則第十二條第二項の規定は、独立行政法人都市再生機構の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る経理から適用する。

(郵便貯金法の一部改正)

第六条 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号中「自己」を「沖縄県の区域における自己」に改め、「住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十二條の二

及び第二十二條の三の規定又は」を削り、「第十九條第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二條の二」を「第十九條第六項」に改める。

第六十條中「住宅金融公庫又は」及び「住宅金融公庫法第十七條第一項、第二項、第五項、第十一項若しくは第十二項又は」を削る。

(郵便貯金法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 旧住宅積立郵便貯金は、前條の規定による改正後の郵便貯金法(第六十條を除く。))の規定の適用については、同法第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金とみなす。

2 旧住宅積立郵便貯金については、旧郵便貯金法第六十條の規定は、なおその効力を有する。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第八條 北海道防寒住宅建設等促進法の一部を次のように改正する。

第八條中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第四項中「に掲げる者で第八條第六項に規定する者以外のものに対する貸付金及び公庫法第十七條第一項第三号を」と及び第三号に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、附則第五項中「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第九條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七條の九の三第一項、第六十五條の十五第一項及び第六十八條の八十五の二第一項中「附則第十二條第三項」を「附則第十二條第十二項」に、「同条第六項」を「同条第十五項」に、「同

条第三項」を「同条第十二項」に改める。

第八十三條の二中「附則第十二條第三項」を「附則第十二條第十二項」に、「同条第六項」を「同条第十五項」に改める。

(住宅地区改良法の一部改正)

第十條 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中「第四十七條」を「第四十八條」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十一條 勤労者財産形成促進法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号中「住宅金融公庫を相手方とする住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十七條の三第四項に規定する住宅地債券の購入に関する契約」を削る。

第十條第一項中「住宅金融公庫法の下に(昭和二十五年法律第五十六号)」を加える。

第十一條中「第六項又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第十二條 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第六項を次のように改める。

6 公庫は、第一項第三号の規定による貸付けの業務のうち、沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者その他政令で定める者で同法第六十條の規定により日

本郵政公社があつせんするものに対する業務については、毎事業年度の開始前にあらかじめ、当該事業年度における貸付けの申込みの見込みについての日本郵政公社からの通知に基づき、これらの者に対する貸付けが円滑に行われるようできる限り資金の配分について配慮するものとする。

第二十条第二項中「昭和二十二年法律第百四十四号」を削る。

第三十五条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条第一項中「第二項及び第四項」を「及び第二項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第一項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の住宅地債権を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその住宅地債権の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）
第十三条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一百一条の十五第二項中「第三十七条第二項」を「第四十条第二項」に改める。

（被災市街地復興特別措置法の一部改正）

第十四条 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項中「第三十七條第二項」を

「第四十条第二項」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）
第十五条 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項中「同条第八項」を「同条第七項」に改める。

第五十五条第三項中「第五十条並びに第五十一条」を「並びに第五十条」に改め、「及び第五十一条」を削る。

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年六月十六日

国土交通委員長 田名部匡省

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、国土交通大臣による基本方針の策定、地方公共団体が作成する地域住宅計画に基づく事業等に充てるための交付金制度の創設、特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例等の特別の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、平成十七年度一般会計予算に地域住宅交付金として五百八十億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、地域における公的賃貸住宅の的確な供給を通じて住宅のセーフティネットを確実に構築するため、地域住宅協議会等を活用し、公的賃貸住宅の各事業者、福祉部局等の充分な連携が図られるようにすること。

二、地域住宅計画の作成が早期に推進されるよう、地方公共団体に対する適切な支援を行うとともに、計画に記載された事業等に対する支援策の充実に努めること。

三、地域住宅交付金については、国の関与を極力少なくするとともに、地方公共団体の創意と工

夫による公的賃貸住宅等の整備等が可能となるよう、その運用に万全を期すこと。

また、地域住宅交付金の採択に関する透明性を確保するとともに、地域住宅交付金に係る事業の評価を適切に行うための仕組みを構築し、評価結果を公表すること。

四、国及び地方公共団体は、高齢世帯及び子育て世帯その他の住宅に困窮する国民の居住の安定が図られるよう公営住宅等の公的賃貸住宅の計画的整備とともに、コミュニティの維持と良好なまちづくりに努めること。

五、公営住宅の充実に資するよう既存民間賃貸住宅の借上げ等の促進に努めるとともに、住宅に困窮する低額所得者の民間賃貸住宅に係る支援についても積極的に研究を行うこと。

六、住宅金融公庫の既往債権に係る補給金は平成二十三年度までのできるだけ早い時期に廃止するとともに、公庫及び都市再生機構の損失や欠損金の早期処理を行い、その処理の方法・進捗状況等について国民に分かりやすく随時公表すること。

また、国の財政的負担を必要最小限とするため、住宅金融公庫及び都市再生機構の業務の効率化、子会社等を含む組織・人事体制の見直しとスリム化、徹底したコスト削減等が行われるよう指導すること。

七、都市再生機構の都市再生業務に係る勘定においては賃貸住宅業務とその他の業務との区分経理を厳正に行うとともに、賃貸住宅業務に係る収益については、当該業務の運営に支障が生じないよう、当該業務へ優先的に充当すること。

八、都市再生機構の建替事業に際しては、居住者の居住の安定を図るとともに、居住者や地方公共団体と充分な意志の疎通を行い、余剰地の活用については福祉施設、公園、公営住宅等公的な利用が図られるよう配慮すること。

九、地方住宅供給公社の健全な経営に資するよう、地価の実態等を反映した厳格な会計基準の導入と当該会計基準による財務状況の公表について配慮するとともに、設立団体と連携して、地方住宅供給公社の今後の住宅政策上の位置づけについて検討すること。

また、地方住宅供給公社の解散の認可に当たっては、公社賃貸住宅の居住者の居住の安定と公社の雇用問題について充分に配慮すること。

十、住宅建設計画法及び住宅建設五箇年計画に替わる新たな住宅基本法制の在り方について、広く国民の意見を求めつつ早急に検討を行うこと。

右決議する。

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十七年五月十日

参議院議長 扇 千景殿
衆議院議長 河野 洋平

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法
目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 基本方針及び地域住宅協議会(第四条―第五条)
- 第三章 地域住宅計画に基づく特別の措置
- 第一節 地域住宅計画の作成等(第六条)
- 第二節 交付金(第七条―第十条)
- 第三節 公的賃貸住宅等の整備等に関する特別の措置(第十一条―第十三条)
- 第四章 雑則(第十四条―第十五条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い国民の住宅に対する需要が地域において多様なものとなつていくことにかんがみ、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を、地方公共団体の自主性を尊重しつつ推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備に関する事業その他の事業又は事務に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もつて国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公的賃貸住宅等」と

は、次の各号のいずれかに該当する住宅をいう。

一 地方公共団体が整備する住宅(地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。)

二 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。))が整備する賃貸住宅

三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。第六条に規定する特定優良賃貸住宅(以下「特定優良賃貸住宅」という。))

四 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者居住安定確保法」という。第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅(以下「高齢者向け優良賃貸住宅」という。))

2 この法律において「公共公益施設」とは、公的賃貸住宅等の整備に関する事業の施行に関連して必要となる施設であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設

二 公的賃貸住宅等の居住者の福祉又は利便のため必要な施設

3 この法律において「公的賃貸住宅等の整備等」とは、公的賃貸住宅等又は公共公益施設の整備及び管理をいう。

(国及び地方公共団体の努力義務)

第三条 国及び地方公共団体は、地域における住

宅に対する多様な需要に応じた適切な規模、構造及び設備を有する良質な住宅の供給並びに市街地の整備改善を通じた良好な居住環境の形成を図るため、民間事業者の能力の活用及び居住者の福祉又は利便の増進に関する施策との連携を図りつつ、公的賃貸住宅等の整備に関する事業の実施、既存の公的賃貸住宅等の有効活用その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針及び地域住宅協議会
(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等の基本的方向

二 公的賃貸住宅等及び公共公益施設の整備に関する基本的事項

三 公的賃貸住宅等の有効活用、賃貸の条件その他の管理に関する基本的事項

四 公的賃貸住宅等の居住者の福祉又は利便の増進に関する施策との連携に関する基本的事項

五 第六条第一項に規定する地域住宅計画の作成に関する基本的事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。 4 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (地域住宅協議会)	3 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。 第三章 地域住宅計画に基づく特別の措置 第一節 地域住宅計画の作成等 第六条 地方公共団体は、その区域について、基本方針に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画(以下「地域住宅計画」という。)を作成することができる。 2 地域住宅計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 地域住宅計画の目標 二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項 イ 公的賃貸住宅等の整備に関する事業 ロ 公共公益施設の整備に関する事業 ハ その他国土交通省令で定める事業 三 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項 四 計画期間 五 その他国土交通省令で定める事項	3 前項第二号及び第三号に掲げる事項には、当該地域住宅計画を作成する地方公共団体が実施する事業又は事務(以下「事業等」という。)に係るものを記載するほか、必要に応じ、機構、公社又は地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条に規定する法人若しくはこれらに準ずる者として国土交通省令で定めるもの(以下「機構等」という。)が実施する事業等(当該地方公共団体が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。)に係るものを記載することができる。 4 地方公共団体は、地域住宅計画に機構等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該機構等の同意を得なければならない。 5 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十
七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第二項に規定する中核市(以下「指定都市等」という。)を除く。第八項を除き、以下同じ。は、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の整備に関する事業(以下「優良賃貸住宅整備事業」という。)に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。	6 地方公共団体は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業(以下「公営住宅建替事業」という。)の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条第十項に規定する知的障害者地域生活援助事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。)又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関する事項を記載することができる。 7 地方公共団体は、特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特
定優良賃貸住宅を活用し、第二項第二号の事業の実施に伴い住宅の明渡し請求を受けた者その他当該地域住宅計画を作成する地方公共団体の区域内において住宅の確保に特に配慮を要する者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「配慮入居者」という。)に対する住宅を供給することが必要と認められる場合には、同項第三号に掲げる事項に、配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載することができる。	8 地方公共団体は、地域住宅計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあつては関係市町村に、市町村にあつては都道府県に、当該地域住宅計画の写しを送付しなければならない。 9 第三項から前項までの規定は、地域住宅計画の変更について準用する。 第二節 交付金 (交付金の交付等) 第七条 地方公共団体は、次項の交付金を充てて地域住宅計画に基づく事業等の実施(機構等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。同項において同じ。)をしようとするときは、当該地域住宅計画を国土交通大臣に提出しなければならない。 2 国は、地方公共団体に対し、前項の規定により提出された地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公的賃貸住宅等の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内

で、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、公営住宅法その他の法令の規定に基づく国の補助又は負担は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(交付金に係る改良住宅の管理及び処分)

第八条 前条第二項の交付金を充てて建設された住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅についての同法第二十九条の規定の適用については、同条第一項中「第二十七条第二項の規定により国の補助を受けて」とあるのは「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七条第二項の交付金を充てて」と、同条第三項中「第十三条第三項」とあるのは「第十二条第一項中」の補助」とあるのは「の補助(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七条第二項の交付金(以下この項において「地域住宅交付金」という。)を含む。)」と、「から補助」とあるのは「から補助(地域住宅交付金を含む。)」と、旧公営住宅法第十三条第三項」とする。

(交付金に係る都心共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は価額等)

第九条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第百一条の五第一項に規定する認

定事業者である地方公共団体が第七条第二項の交付金を充てて実施する都心共同住宅供給事業(同法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業をいう。)により建設される住宅について同法第百一条の十一及び第百十三条の二の規定の適用については、同法第百一条の十一第一項及び第三項中「前条第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七条第二項の交付金を充てて」と、同法第百十三条の二第一号中「第百一条の十第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第七条第二項の交付金の交付」と、「当該補助」とあるのは「当該交付金」とする。

第十条 地方公共団体が第七条第二項の交付金を充てて整備する高齢者居住安定確保法第四十九条第一項の賃貸住宅についての高齢者居住安定確保法第五十四条の規定の適用については、同条中「第四十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項若しくは前条又は第五十一条第一項の規定による費用の補助又は負担を受けて整備し、又は家賃を減額する」とあるのは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七条第二項の交付金を充てて整備し、又は第四十九条第二項の規定による補助を受けて家賃を減額する」とする。

第三節 公的賃貸住宅等の整備等に関する特例

(特定優良賃貸住宅法又は高齢者居住安定確保法の規定による事務の市町村長による実施)

第十一条 都道府県知事は、特定優良賃貸住宅法若しくは高齢者居住安定確保法の規定又は第十三条の規定にかかわらず、これらの規定によりその権限に属する事務であつて、市町村が作成した地域住宅計画に第六条第三項の規定により記載された優良賃貸住宅整備事業に係るものについては、政令で定めるところにより、当該市町村の長が行うことができる。

(公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例)

第十二条 第六条第六項の規定により地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業に係る公営住宅法第三十六条第三号の規定の適用については、同号ただし書中「社会福祉施設又は公共賃貸住宅」とあるのは、「社会福祉施設若しくは公共賃貸住宅又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第六条第一項に規定する地域住宅計画に同条第六項の規定により記載された同項に規定する公共公益施設、特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅」とする。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第十三条 第六条第七項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸

住宅法第五条第一項に規定する認定事業者(第三項において「認定事業者」という。)は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限り)としなければならない。

3 認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第十三条第二項の規定」とする。

第四章 雑則

(国土交通省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定

し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公営住宅法の一部改正)

2 公営住宅法の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「市町村」を「地方公共団体」に、「都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十七条第二項の規定による」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十七条第二項の交付金

- 二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七条第二項の交付金

審査報告書

介護保険法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年六月十六日

厚生労働委員長 岸 宏一

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため、予防給付の給付内容の見直し、食費及び居住費に係る保険給付の見直し等保険給付の効率化及び重点化、地域密着型サービスの創設等新たなサービス類型の創設、介護支援専門員の資格並びに事業者及び施設の指定等に係る更新制の導入等サービスの質の確保及び向上、障害年金及び遺族年金を特別徴収の対象とする等負担の在り方及び制度運営の見直し等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行による食費及び居住費に係る保険給付の見直しに伴い、平成十七年度における介護保険給付費に係る国庫負担額は約四百億円減少すると見込まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、附則第二条第一項に規定する検討は、平成十八年度末までに結果が得られるよう新たな場を設けて行うこと。また、その場においては介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる

者の範囲の拡大も含めて検討を行うこと。

二、介護保険施設等における食費及び居住費を保険給付の対象外とするに当たっては、利用者の負担が過重なものとならないような負担上限額を設定し、低所得者への配慮と激変緩和に努めること。併せて、社会福祉法人による利用者負担減免制度の運用改善等のきめ細かな低所得者対策を講ずること。この場合においては、社会福祉法人に過剰な負担とならないように適正な措置を検討すること。

三、介護保険施設等の給付の見直しに関しては、施行に向け周知に万全を期するとともに、施行後においては、利用者負担の実態の把握に努めること。なお、介護保険三施設における食費及び居住費の徴収に関しては、これらの施設における居住環境の整備を図るとともに、入所者の所得、施設の居住環境等の実情に応じ、適切に対処すること。また、高齢者の非課税限度額の見直しに関する影響については、税制改正の趣旨を踏まえた激変緩和措置を講ずること。

四、平成十六年度税制改正における年金課税の強化(公的年金等控除の縮小)に伴う第一号被保険者の保険料負担の増加に対しては、激変緩和を図るため、課税層に対する保険料賦課において、多段階で弾力的な段階設定が可能となるよう措置すること。また、上記措置には、平成十六年度税制改正の激変緩和の意義があることについて、全国の担当部長会議等において十分な説明を行い、市町村への周知徹底を図ること。

五、介護保険制度を費用負担の面で支える現役世代の意見を制度運営に十分反映させるため、厚生労働省に保険者や第一号被保険者とともに、第二号被保険者や医療保険者などで構成する運営協議会を設置すること。また、第二号被保険者の介護保険料の料率については、上限の設定など、その急激な増加を抑える方策について検討を行うこと。

六、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの基盤整備及び介護施設の個室・ユニットケア化を推進すること。また、介護予防サービス及び地域密着型サービスを提供する事業所については、既存施設を活用するなど効率的な整備の推進に努めること。さらに、介護施設、グループホーム等の居住系サービス及び介護サービス付きの「住まい」の整備の在り方について、住宅政策との連携を図りつつ検討を行うこと。

さらに、介護者の急病など緊急・突発的なニーズに対応できるよう、ショートステイを利用しやすいものに見直すこと。

七、新予防給付の導入に伴い、認定区分が要介護一から要支援二に変更される者について、これらの者が現に受けているサービスを引き続き受けられるよう、十分配慮すること。また、新予防給付に係る介護報酬の設定に当たっては、自立支援の観点から、時間単位だけではなく、例えば、月単位やプログラム単位の包括的な設定を導入するなど、柔軟性のある仕組みを検討すること。

八、要介護認定の有効期間の設定については、保険者である市町村の意向に配慮しつつ、利用者

の要介護度の改善が見られた場合、要介護区分を速やかに変更するよう努めること。

九、要支援・要介護になるおそれのある高齢者への適切な介護予防サービス提供に向けて、地域包括支援センターの保健師等が要介護認定非該当者や未申請者の実態把握を行うことができるよう努めるものとする。また、新予防給付及び地域支援事業の効果に関して信頼性の高い研究成果を蓄積し、市町村に対して情報提供に努めること。

十、新予防給付・地域支援事業の実施状況をみながら、平成二十年度末までに予防効果の評価検討と同時に、保険料、サービスの水準、要介護認定審査等における地域格差の縮小を図り、全国平等のサービスとなるように必要な財政措置等を講じること。また、地域支援事業における介護予防サービスの対象者選定に係る「介護予防のスクリーニング」においては、全国共通の客観的基準に基づいた判定が行われるように努めること。

十一、介護予防プランにおいて口腔機能向上のための口腔ケアプランを策定する際には、歯科医師、歯科衛生士等の専門家の意見を聴くこととする。

十二、地域包括支援センターの運営については、公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化した上で、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターの活用も含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。また、専門職の配置については、その資格について経過措置を設けるなど、地域の実情を

踏まえた人材の確保ができるように十分配慮するとともに、主任ケアマネジャー(仮称)については、介護現場での経験を重視し、適切なケアマネジメントを行える人材を登用すること。

十三、介護保険事業及び介護予防事業の実施に關しては、生涯を通じて健康づくり支援という観点から、生活習慣病予防等その他の健康づくり関連事業との連携性、整合性を有するよう努めること。

十四、ケアマネジャーについては、資質の向上を図るとともに、中立性・独立性を重視する観点から、基準及び介護報酬について所要の見直しを行うこと。

十五、ケアマネジメントについては、包括的なケアマネジメントの実施、多職種協働の強化、サービス担当者会議の積極的な開催や自立した生活の実現を目指したケアプランの作成など、介護保険制度の特色であるケアマネジメントの真価が発揮できるように十分な指導や支援に努めること。

十六、介護需要が増大する中で、介護労働の魅力を高め、優秀な人材を介護の職場に確保していくため、介護労働者の雇用管理や労働条件の改善、研修体系や資格の在り方の見直しに取り組むこと。また、労働条件の改善及びサービスの質の確保・向上の観点から、介護施設の施設基準を見直すとともに、直行直帰型のホームヘルパー及びグループホームの夜勤についてその労働実態を把握し、所要の改善を図ること。

十七、介護サービス事業者の指定及び取消の要件に、労働関係及び社会保険関係法規の遵守状況

を含めることを検討するとともに、介護サービス情報の公表に当たり、短時間勤務も含めた従業員の健康診断及び感染症予防に関する研修の実施の有無を対象項目に含めること。

十八、難病など医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の重度者への対応や、在宅におけるターミナルケアへの対応などの観点から、訪問看護ステーションや地域に密着した医療機関を活用して医療と介護の連携を図ることにより、在宅療養をより一層支援していくために必要な措置を講じること。

十九、介護現場における医療行為の在り方について、介護職員、介護を受ける当事者、家族及び医師、看護師等の医療関係者等の意見が反映されるような検討の場を設けること。

二十、在宅療養者における介護保険及び医療保険の自己負担の上限額の在り方については、次期医療制度改革の際に結論を得ること。また、この法律の施行後三年を目途として行われる新予防給付及び地域支援事業に係る検討を行うに際しては、新予防給付の対象者やそのプログラムの内容についても必要な検討を行うこと。

二十一、認知症予防の研究の推進や対策の確立、認知症に関する国民に対する正しい知識の普及、関連領域としての高齢者のうつ対策の推進など、総合的な認知症対策を講ずること。また、認知症高齢者が、悪質な事業者等に利用されることなく、安心して介護サービスを受け、地域で暮らせるように、さらに、高齢者の虐待防止の観点からも、市町村の必須事業となった権利擁護事業の充実や、成年後見制度の活用促

進を図られるように措置すること。

二十二、介護サービス事業所における施設長・管理者について、就任前の研修と修了試験、就任後の定期的な研修を義務づけ、事業者指定・更新の際の要件とするよう検討すること。また、サービス提供責任者の業務内容を明確化し、必要な職業能力開発の仕組みを整備すること。

二十三、市町村の保険者機能の強化及び介護給付費の適正化を一層推進するため、居宅サービスの実施状況を、保険者において国民健康保険団体連合会と連携し、より正確に把握・管理するシステムの確立を早急に図るとともに、介護費用通知の実施拡大、不正請求の防止を徹底すること。

二十四、介護保険事業に従事する人材を適切に確保する観点から、社会福祉施設職員等退職手当共済制度への加入継続の努力を促すとともに、今回の改正により公的助成が廃止される施設等の制度改正後の新規採用職員について、中小企業退職金共済制度に加入する選択も可能となるよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

介護保険法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十七年五月十日

参議院議長 扇 千景殿
衆議院議長 河野 洋平

(小字及び「」は衆議院修正)

介護保険法等の一部を改正する法律案

介護保険法等の一部を改正する法律

(介護保険法の一部改正)

第一条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改め、同条第十五項中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に、「痴呆の状態にあるもの(当該痴呆に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該痴呆に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の痴呆を、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(以下「認知症」という。)であるものその他の者の認知症」に改め、同条第二十三項中「痴呆の状態にある」を「認知症である」に改める。

第四十一条第一項及び第四項第二号、第四十二条第二項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項第二号中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

第二条 介護保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条」を「第五十一条の三」に、「第六十一条」を「第六十一条の三」に改める。

第七条第十一項中「及び食事の提供(これらに伴う介護を含む。)」を、「排せつ、食事等の介護」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十二条第三項中「又は第四十八条第五項」を、「第四十八条第四項又は第五十一条の二第四項(第六十一条の二第四項において準用する

場合を含む。)」に改める。

第四十条に次の二号を加える。

十 特定入所者介護サービス費の支給

十一 特例特定入所者介護サービス費の支給

第四十一条第一項中「日常生活を、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活」に改め、同条第四項第一号中「日常生活」を「食事の提供に要する費用その他の日常生活」に改め、同項第二号中「日常生活」を「食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活」に改める。

第四十二条第二項中「日常生活を、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活」に改める。

第四十八条第一項中「日常生活を、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等に要する平均的な費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額とする。

第四十八条第三項を削り、同条第四項中「第二項各号」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第二項各号」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

2 特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービスについて前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該施設サービスに要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

第五十条第三号中「第四十八条第二項第一号」を「第四十八条第二項」に改める。

第四章第三節中第五十一条の次に次の二条を加える。

(特定入所者介護サービス費の支給)

第五十一条の二 市町村は、要介護被保険者のうち所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等又は指定居宅サービス(以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者(以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設又は指定居宅サービス事業者(以下この条において「特

定介護保険施設等」という。)における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在(以下居住等」という。)に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

一 指定介護福祉施設サービス

二 介護保健施設サービス

三 指定介護療養施設サービス

四 短期入所生活介護

五 短期入所療養介護

2 特定入所者介護サービス費の額は、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

一 特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「食費の基準費用額」という。)から、平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額(以下この条及び次条第二項において「食費の負担限度額」という。)を控除した額

二 特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(その額が現に当該居住等に要し

た費用の額を超えるときは、当該現に居住等に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「居住費の基準費用額」という。）から、特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「居住費の負担限度額」という。）を控除した額

3 厚生労働大臣は、食費の基準費用額若しくは食費の負担限度額又は居住費の基準費用額若しくは居住費の負担限度額を定めた後に、特定介護保険施設等における食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。

4 特定入所者が、特定介護保険施設等から特定介護サービスを受けたときは、市町村は、当該特定入所者が当該特定介護保険施設等に支払うべき食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用について、特定入所者介護サービス費として当該特定入所者に対し支給すべき額の限度において、当該特定入所者に代わり、当該特定介護保険施設等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、特定入所者に対し特定入所者介護サービス費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、第一項の規定にかかわらず、特定入所者が特定介護保険施設等に対し、食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用として、食費の基準費用額又は居住費の基準費用額（前項の規定により特定入所者介護

サービス費の支給があつたものとみなされた特定入所者にあつては、食費の負担限度額又は居住費の負担限度額を超える金額を支払つた場合には、特定入所者介護サービス費を支給しない。

7 市町村は、特定介護保険施設等から特定入所者介護サービス費の請求があつたときは、第一項、第二項及び前項の定めにも照らして審査の上、支払うものとする。

8 第四十一条第三項、第十項及び第十一項の規定は特定入所者介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は特定介護保険施設等について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

9 前各項に規定するもののほか、特定入所者介護サービス費の支給及び特定介護保険施設等の特定入所者介護サービス費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）
第五十一条の三 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する。

一 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 その他政令で定めるとき。

2 特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該居住等に要した費用について居住費

の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定める。

第五十二条に次の二号を加える。

八 特定入所者支援サービス費の支給

九 特例特定入所者支援サービス費の支給
第五十三条第一項中「日常生活」を「食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活」に改め、同条第二項第一号中「日常生活」を「食事の提供に要する費用その他の日常生活」に改め、同条第二項第二号中「日常生活」を「食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活」に改める。

第五十四条第二項中「日常生活」を「食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活」に改める。

第四章第四節中第六十一条の次に次の二条を加える。

（特定入所者支援サービス費の支給）

第六十一条の二 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定居宅サービスを行う指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定居宅サービス事業者」という。）において「特定居宅サービス事業者」という。）における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者支援サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第

三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

一 短期入所生活介護

二 短期入所療養介護

2 特定入所者支援サービス費の額は、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

一 特定居宅サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「食費の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「食費の負担限度額」という。）を控除した額

二 特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該滞在に要した費用の額を超えるときは、当該現に滞在に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「滞在費の基準費用額」という。）から、特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「滞在費の負担限度額」という。）を控除した額

在合併附屬資產之持有者，其合併附屬資產之

第八章 費用等
 第一節 費用の負担(第二百一十一條—第二百四十六條)
 第二節 財政安定化基金等(第四百四十七條—第四百四十九條)
 第三節 医療保険者の納付金(第四百五十條—第四百五十九條)
 第九章 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務(第四百六十

指定研修実施機関の指定等(第六十九条の十一―第六十九条の三十三)

八条の十二)

に改める。

条の十)
―第百十五条の十九)
の二十八)
条の三十七)

条―第百七十五条)

第一条中「者が」の下に「尊厳を保持し、」を加える。

第二条第一項中「要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態」に改め、同条第二項中「要介護状態」の下に「又は要支援状態を加え、」若しくは「を」又は「に改め、」又は「要介護状態となることの予防」を削る。

第五条第二項中「指導」を「助言」に改める。

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(定義)」を付し、同条第一項中「該当するもの」の下に「(要支援状態に該当するものを除く。)」を加え、同条第二項中「要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態」に、「身体上又は」を「身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介

護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは」に、「厚生労働省令を「厚生労働省令」に、「日常生活」を「日常生活」に、「厚生労働省令で定める程度のものに限る。」であって、要介護状態以外の状態を「であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(以下「要支援状態区分」という。)のいずれかに該当するもの」に改め、同条第四項各号中「要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス

ビスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

第七条中第六項から第二十三項までを削り、第二十四項を第六項とし、第二十五項を第七項とし、第二十六項を第八項とする。

第八条を次のように改める。

第八条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であって、居宅老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十條の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム第十一項及び第十九項において「有料老人ホーム」という。)その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。)において介護を受けるもの者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事

等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。

3 この法律において「訪問入浴介護」とは、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

4 この法律において「訪問看護」とは、居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。

5 この法律において「訪問リハビリテーション」とは、居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

6 この法律において「居宅療養管理指導」とは、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局(以下「病院等」という。)の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

7 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二に規定する老人デイサービスセ

ンターに任せ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

8 この法律において「通所リハビリテーション」とは、居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限り。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

9 この法律において「短期入所生活介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

10 この法律において「短期入所療養介護」とは、居宅要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限り。）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。

11 この法律において「特定施設」とは、有料老

人ホームその他厚生労働省令で定める施設であつて、第十九項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサビスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

12 この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であつて、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。次項並びに次条第十二項及び第十三項において同じ。）のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

13 この法律において「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

14 この法律において「地域密着型サービス」とは、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入

所者生活介護をいい、「地域密着型サービス事業」とは、地域密着型サービスを行う事業をいう。

15 この法律において「夜間対応型訪問介護」とは、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士その他の第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

16 この法律において「認知症対応型通所介護」とは、居宅要介護者であつて、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「認知症」という。）であるものについて、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

17 この法律において「小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生

労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

18 この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

19 この法律において「地域密着型特定施設入居者生活介護」とは、有料老人ホームその他第十一項の厚生労働省令で定める施設であつて、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（以下「介護専用型特定施設」という。）のうち、その入居定員が二十九人以下であるもの（以下この項において「地域密着型特定施設」という。）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

20 この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下であるものに限り。以下この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設

設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。以下この項において同じ。に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」とは、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

21 この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービスに係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービスに係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス(以下この項において「指定居宅サービス等」という。)の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下この項、第百十五条の三十八第一項第四号及び別表において「居宅

サービス計画」という。)を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への入所を要する場合にあつては、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいい、「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

22 この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。

23 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

24 この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。)であつて、当該特別養護老人ホームに入所する

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

25 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

26 この法律において「介護療養型医療施設」とは、療養病床等(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの又は療養病床以外の病院の病床のうち認知症である要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定め

るものをいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所であつて、当該療養病床等に入院する要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。

第一章 第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 この法律において「介護予防サービス」とは、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売をいい、「介護予防サービス事業」とは、介護予防サービスを行う事業をいう。

2 この法律において「介護予防訪問介護」とは、要支援者であつて、居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援者」という。)について、その者の居宅において、その介護予防(身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本

的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。を目的として、介護福祉士その他政令で定める者により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

3 この法律において「介護予防訪問入浴介護」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

4 この法律において「介護予防訪問看護」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師その他厚生労働省令で定める者により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。

5 この法律において「介護予防訪問リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリティテーションをいう。

指導」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

7 この法律において「介護予防通所介護」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

8 この法律において「介護予防通所リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリティテーションをいう。

9 この法律において「介護予防短期入所生活介護」とは、居宅要支援者について、老人福祉法第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間

にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

10 この法律において「介護予防短期入所療養介護」とは、居宅要支援者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。

11 この法律において「介護予防特定施設入居者生活介護」とは、特定施設（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をする。

12 この法律において「介護予防福祉用具貸与」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

13 この法律において「特定介護予防福祉用具販売」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであつて入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生

労働大臣が定めるもの（以下「特定介護予防福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

14 この法律において「地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいい、「地域密着型介護予防サービス事業」とは、地域密着型介護予防サービスを行う事業をいう。

15 この法律において「介護予防認知症対応型通所介護」とは、居宅要支援者であつて、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

16 この法律において「介護予防小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

第二十条中「要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態」に改める。

第二十二條第二項中「又は短期入所療養介護を」若しくは短期入所療養介護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に、「又は施設サービス」を、「施設サービス又は介護予防サービス若しくは

に、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者」を加え、「又は介護保険施設を、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者に、（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）を、第四十二条の二第六項に改め、「第五十八条第四項において準用する場合を含む。）を削り、「又は第五十一条の二第四項（第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）を、第五十一条の二第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の二第四項」に改める。

第二十三条中「又は当該保険給付に係る」を若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（に改め、「居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）」の下に、「地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）」を加え、「若しくは施設サービス」を、「施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを

含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。))に改め、「保険給付に係る第四十条第一項に規定する特定福祉用具を販売する者」を削り、「行う者」の下に「又はこれらの者であつた者」第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。を加える。

第二十四条第一項中「居宅介護福祉用具購入費の支給及び」を削り、「並びに居宅介護福祉用具購入費の支給及び居宅介護住宅改修費」を「及び介護予防住宅改修費」に改め、「居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。若しくは施設サービス(以下「及び」という。))を削る。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(指定市町村事務受託法人)

第二十四条の二 市町村は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することとができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの(以下この条において「指定市町村事務受託法人」という。)に委託することができる。

一 第二十三条に規定する事務(照会等対象者の選定に係るものを除く。)

二 第二十七条第二項(第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項(第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項

において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による調査に関する事務

三 その他厚生労働省令で定める事務

2 指定市町村事務受託法人は、前項第二号の事務を行うときは、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

3 指定市町村事務受託法人の役員若しくは職員(前項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者を含む。次項において同じ。))又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 指定市町村事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 市町村は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第一項中「又は介護保険施設(以下この条及び第三十二条第一項において「指定居宅介護支援事業者等」という。))を」、「地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター」に改め、同条第二項後段中「市町村は」の

下に、「当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは」を加え、「指定居宅介護支援事業者等に委託する」を「他の市町村に嘱託する」に改め、同条第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とし、同条第七項中「調査」の下に「第二十四条の二第一項第二号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。」を加え、同項を同条第四項とし、同条第八項第二号中「指定居宅サービス」の下に「第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス」を加え、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第六項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「第八項前段」を「第五項前段」に改め、同項第二号中「第八項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項を同条第八項とし、同条第十二項中「第八項前段」を「第五項前段」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「調査」の下に「第二十四条の二第一項第二号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。」を加え、「第六項ただし書」を「第三項ただし書」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項を第十一項とし、第十五項を第十二項とする。

第二十八条第四項中「第十一項」を「第八項」に改め、同条第六項を第十項とし、第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5 市町村は、前項において準用する前条第二項の調査を第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設(以下この条に

において「指定居宅介護支援事業者等」という。))又は介護支援専門員であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

6 前項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等は、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

7 第五項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。))若しくはその職員(前項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者を含む。次項において同じ。))若しくは介護支援専門員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

8 第五項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等若しくはその職員又は介護支援専門員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十九条第二項中「第二十七条」の下に「及び前条第五項から第八項まで」を加え、同項以後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十条第一項中「第二十七条第八項後段」を「第二十七条第五項後段」に改め、同条第二項中「第九項」を「第六項」に、「第十項前段」を「第七項前段並びに第二十八条第五項から第八項まで」に改める。

第三十一条第一項中「第二十七条第十項各号」

を「第二十七条第七号各号」に改め、同項第二号中「調査」の下に「(第二十四条の二第二項第二号又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十八条第五項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)」を加え、「第二十七条第六項ただし書を第二十七条第三項ただし書」に改め、同条第二項中「第七項まで、第八項前段、第九項及び第十項前段を」第四項まで、第五項前段、第六項及び第七項前段並びに第二十八条第五項から第八項まで」に改める。

又は悪化の防止の」に改め、同項第二号中「第四十一条第一項」を「第五十三条第一項」に、「指定居宅サービス」を「指定介護予防サービス又は第五十四条の二第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービス」に改め、同条第五項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第六項」に改め、同条第六項第一号を次のように改める。

一 該当する要支援状態区分

第三十二条第九項中「第二十七条第十三項から第十五項まで」を「第二十七条第十項から第十二項まで」に改める。

第三十三条第一項中「要支援認定は、」の下に「要支援状態区分に応じて」を加え、同条第二項中「要介護状態となるおそれがある状態」を「要支援状態」に改め、同条第四項中「(除く。)」の下に「及び第二十八条第五項から第八項まで」を加え、「同条」を「これら」に改める。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(要支援状態区分の変更の認定)

第三十三条の二 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。

2 第二十八条第五項から第八項まで及び第三十二条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十三条の三 市町村は、要支援認定を受け

た被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至つたと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第三十二条第四項後段の規定による認定審査会の意見(同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。

2 第二十八条第五項から第八項まで並びに第三十二条第二項から第五項まで及び第六項前段の規定は、前項の要支援状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条第一項第二号中「なしに、」の下に「前条第二項若しくは」を、「調査」の下に「(第二十四条の二第二項第二号又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十八条第五項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)」を加え、「第二十七条第六項ただし書を」第二十七条第三項ただし書」に改め、同条第二項中「第三十二条第二項」を「第二十八条第五項から第八項まで並びに第三十二条第二項」に改める。

第三十五条第一項中「第二十七条第七項」を「第二十七条第四項」に、「第二十七条第八項」を「第二十七条第五項」に改め、同条第四項中「同

条第七項」を「同条第四項」に、「同条第八項」を「同条第五項」に、「同条第十号各号」を「同条第七号各号」に改め、同条第五項中「第二十七条第七項」を「第二十七条第四項」に、「第二十七条第八項」を「第二十七条第五項」に改める。

第三十六条中「第二十七条第七項及び第十項前段を」第二十七条第四項及び第七項前段」に改める。

第三十七条第一項中「準用する第二十七条第十項」を「準用する第二十七条第七項」に、「又は要支援更新認定」を「要支援更新認定又は第三十三条の二第二項において準用する第三十二条第六項若しくは第三十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定」に、「第二十七条第八項第一号」を「第二十七条第五項第一号」に改め、「第三十二条第四項第一号(第三十三条第四項の下に「第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項」を加え、「若しくは施設介護サービス費を、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス費に、又は居宅支援サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス費」を「介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス」に、「第二十七条第十項後段」を「第二十七条第七項後段」に、「第三十二条第六項後段(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)」を「第三十二条第六項後段(第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用

する場合を含む。)、第三十三条の三第一項後段に、「又は施設サービス」を、「地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に改め、同条第二項、第四項及び第五項中「又は施設サービス」を、「地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に改める。

第三十八条第三項中「区長」の下に、「以下同じ。」を加え、同条第四項中「第三十三条第四項」の下に、「第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項」を加え、「含む。」及び「を含む。」、第三十三条の三及び「に改める。」

第四十条第十一号を第十三号とし、第三号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 地域密着型介護サービス費の支給

四 特例地域密着型介護サービス費の支給

第四十一条第一項中「費用」の下に「特定福祉用具の購入に要した費用を除き、」を加え、「認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護」を「及び特定施設入所者生活介護」に改め、同条第四項第二号中「認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護」を「及び特定施設入所者生活介護」に改め、同条第十一項中「支払に関する」を削る。

第四十二条第一項第二号中「及び第五十四条第一項」を削り、同条第二項中「費用」の下に「特定福祉用具の購入に要した費用を除き、」を加え、「認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護」を「及び特定施設入所者生活介護」に改め、同条に次の二項を加える。

3 市町村長は、特例居宅介護サービス費の支給に必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「居宅サービス等」を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。第四十二条の次に次の二条を加える。

(地域密着型介護サービス費の支給)

第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。

以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

2 地域密着型介護サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 夜間対応型訪問介護及び認知症対応型通所介護 これらの地域密着型サービスの種類ごとに、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの内容、当該指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用(認知症対応型通所介護に要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額

二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 これらの地域密着型サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額

密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、第二項各号の規定にかかわらず、同項各号に定める地域密着型介護サービス費の額に代えて、その額を超えない額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができる。

5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

6 要介護被保険者が指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けたとき(当該要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場

7 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者に対し地域密着型介護サービス費の支給があったものとみなす。

8 市町村は、指定地域密着型サービス事業者から地域密着型介護サービス費の請求があつたときは、第二項各号の厚生労働大臣が定める基準又は第四項の規定により市町村が定める額及び第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

9 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は地域密着型介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は指定地域密着型サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 前各項に規定するもののほか、地域密着型介護サ―ビス費の支給及び指定地域密着型サ―ビス事業者の地域密着型介護サ―ビス費

の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特例地域密着型介護サービスの支給)

第四十二條の三　市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。

要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。）の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護

老人福祉施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額又は同条第四項の規定により市町村が定めた額を基準として、市町村が定める。

市町村長は、特例地域密着型介護サービス費の支給に關して必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくはは担当した者（以下この項において「地域密着型サービス等を担当する者等」という。）に對し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型サービスを担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第四十三条第一項中「居宅サービス区分」を「居宅サービス等区分」に改め、「おいて同じ。」「下に」及び「地域密着型サービス（これに相当するサービスを含み、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この条において「サービス」とを、「特例居宅介護サービスの総称」とを、

額」の下に「並びに地域密着型サービスにつき支給する地域密着型介護サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護サービス費の額の総額を加え、「居宅介護サービス費区分支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額」に改め、同条第二項中「居宅介護サービス費区分支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額」に、「居宅サービス区分」を「居宅サービス等区分」に改め、「に係る居宅サービス」の下に「及び地域密着型サービス」を、「当該居宅サービス」の下に「及び地域密

着型サービス」を、「第四十一条第四項各号」の下に「及び第四十二条の二第二項各号」を加え、同条第三項中「居宅介護サービス費区分支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額」に改め、同条第四項中「が居宅サービスの下に「及び地域密着型サービス」を加え、「居宅サービス区分」を「居宅サービス等区分」に改め、「特例居宅介護サービス費の額の総額の合計額」の下に「並びに一の種類の地域密着型サービスにつき支給する地域密着型介護サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護サービス費の額の総額の合計額」を加え、「居宅介護サービス費種類支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等種類支給限度基準額」に改め、同条第五項中「居宅介護サービス費種類支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等種類支給限度基準額」に改め、「居宅サービスの下に「及び地域密着型サービス」を、「第四十一条第四項各号」の下に「及び第四十二条の二第二項各号」を加え、「居宅サービス区分」を「居宅

サービス等区分に、「居宅介護サービス費区分支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額」に、「講ぜられた」を「講じられた」に改め、同条第六項中「居宅介護サービス費又は」を「居宅介護サービス費若しくは」に改め、「特例居宅介護サービス費」の下に「又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費」を加え、「第四十一条第四項各号又は」を「第四十一条第四項各号若しくは第四十二条第二項又は第四十二条の二第二項各号若しくは第四項若しくは」に改める。

第四十四条第一項中「入浴又は排せつの用に供する福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具(以下「特定福祉用具」という。))」を「特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具」に改める。

第四十五条に次の二項を加える。

8 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に關して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。))に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定

は前項の規定による権限について準用する。
第四十七条第一項第一号中「及び第五十九条第一項を削り、同条に次の二項を加える。

3 市町村長は、特例居宅介護サービス計画費の支給に關して必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅介護支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「居宅介護支援等を担当する者等」という。))に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該居宅介護支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。
第四十九条に次の二項を加える。

3 市町村長は、特例施設介護サービス費の支給に關して必要があると認めるときは、当該支給に係る施設サービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「施設サービスを担当する者等」という。))に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該施設サービスを担当する者等の当該支給に係る施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定

は前項の規定による権限について準用する。

第五十条中「(含む。))」の下に「地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。))」を加え、「特定福祉用具の購入を削り、同条第一号及び第二号中「第七項」を「第六項」に改め、同条第六号中「第八項」を「第七項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「第八項」を「第七項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第四十九条第二項」を「前条第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 地域密着型介護サービス費の支給
第十二条の二第二項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

四 特例地域密着型介護サービス費の支給
第四十二条の三第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

第五十一条第一項中「(含む。))」の下に「地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。))」を、「特例居宅介護サービス費」の下に「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加え、同条第二項中「居宅サービス」の下に「地域密着型サービス」を加える。

第五十一条の二第一項中「指定施設サービス等」の下に「指定地域密着型サービス」を、「行う介護保険施設」の下に「指定地域密着型サービス事業者」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第五十二条第一号中「居宅支援サービス費を「介護予防サービス費」に改め、同条第二号中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に改め、同条第九号中「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「特定入所者支援サービス費」を「特定入所者介護予防サービス費」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「居宅支援サービス計画費」を「介護予防サービス計画費」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 地域密着型介護予防サービス費の支給
四 特例地域密着型介護予防サービス費の支給

第五十三条の見出し中「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に改め、同条第一項中「日常生活を営むもの」を「支援を受けるもの」に、「指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス(認知症対応型共同生活介護を除く。以下この節において同じ。))を受けたとき」を「都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。))から当該指定に係る

介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。に、「当該指定居宅サービス」を「当該指定介護予防サービス」に、「通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護」を「特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護」に、「次項を以下この条に、「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に、「居宅サービス費」を「介護予防サービス」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス」に、「居宅サービス」を「介護予防サービス」に改め、同項第一号中「訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与」を「介護予防訪問看護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防福祉用具貸与」に、「これらの居宅サービス」を「これらの介護予防サービス」

に、「当該居宅サービス」を「当該介護予防サービス」に、「指定居宅サービス」を「指定介護予防サービス」に、「通所介護及び通所リハビリテーション」を「介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション」に改め、同項第二号中「短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護」を「介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護」に、「これらの居宅サービス」を「これらの介護予防サービス」に、「当該居宅サービス」を「要支援状態区分、当該介護予防サービス」に、「指定居宅サービス」を「指定介護予防サービス」に改め、同条第四項中「第六項、第七項及び第九項から第十二項まで」を「第十項及び第十一項」に、「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に、「指定居宅サービス事業者」を「指定介護予防サービス事業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスを受けたときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービス事業者に支払うべき当該指定介護予防サービスに要した費用について、介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定介護予防サービス事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者に対し介護予防サービス費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス費の請求があつたときは、第二項各号の厚生労働大臣が定める基準並びに第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する部分に限る。に照らして審査した上、支払うものとする。

第五十三条に次の一項を加える。

8 前各項に規定するもののほか、介護予防サービス費の支給及び指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十四条の見出し中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に改め、同条第一項中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に改め、同項第一号中「指定居宅サービス」を「指定介護予防サービス」に改め、同項第二号中「基準該当居宅サービス認知症対応型共同生活介護に相当するものを除く。次号において同じ。」を「指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス(指定介護予防サービスの事業に係る第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を

行う事業所により行われるものに限る。次号において「基準該当介護予防サービス」という。に改め、同項第三号中「指定居宅サービス」を「指定介護予防サービス」に、「基準該当居宅サービス」を「基準該当介護予防サービス」に、「居宅サービス又は」を「介護予防サービス又は」に改め、同条第二項中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に、「居宅サービス」を「介護予防サービス」に、「通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護」を「特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条に次の二項を加える。

3 市町村長は、特例介護予防サービス費の支給に必要であると認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくはは出頭を求め、又は当該職員に係る者に對して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定

は前項の規定による権限について準用する。
第五十四条の次に次の二条を加える。

(地域密着型介護予防サービス費の支給)

第五十四条の二 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

2 地域密着型介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービスの内容、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型介護予防サービスに要する平均的な費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額

二 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 これらの地域密着型介護予防サービスの種類ごとに、要支援状態区分、当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型介護予防サービスに要する平均的な費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、第二項各号の規定にかかわらず、同項各号に定める地域密着型介護予防サービス費の額に代えて、その額を超えない額を、当該市町村における地域密着型介護予防サービス費の額とすることができる。

5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護予防サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

6 居宅要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けたときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者が当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払うべき当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用について、地域密着型介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者に対し地域密着型介護予防サービス費の支給があつたものとみなす。

8 市町村は、指定地域密着型介護予防サービス事業者から地域密着型介護予防サービス費の請求があつたときは、第二項各号の厚生労働大臣が定める基準又は第四項の規定により

市町村が定める額並びに第百十五条の十三第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(指定地域密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。

9 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は地域密着型介護予防サービス費の支給について、同条第八項の規定は指定地域密着型介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 前各項に規定するもののほか、地域密着型介護予防サービス費の支給及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の地域密着型介護予防サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特例地域密着型介護予防サービス費の支給)
第五十四条の三 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。

一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 指定地域密着型介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当す

三 その他政令で定めるとき。

特別地域密着型介護予防サービス費の額は、当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額又は同条第四項の規定により市町村が定めた額を基準として、市町村が定める。

市町村長は、特例地域密着型介護予防サービス費の支給に關して必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「地域密着型介護予防サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳

簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十五条の見出し中「居宅支援サービス費」を「介護予防防サ―ビス費等」を「介護予防サ―ビス費等」に改め、同条第一項中「居宅サ―ビス区分ごと」を「介護予防サ―ビス区分（介護予防サ―ビス（これに相当するサ―ビスを含む。以下この条において同じ。）及び地域密着型介護予防サ―ビス（これに相当するサ―ビスを含む。以下この条において同じ。）について、その種類ごとの相互の代替性の有無等を勘案して厚生労働大臣が定める二以上の種類からなる区分をいう。以下この条において同じ。）ごとに」に、「居宅サ―ビス区分に係る居宅サ―ビス（これに相当するサ―ビスを含む。以下この条において同じ。）につき支給する介護予防サ―ビス費」を「介護予防サ―ビス等区分に係る介護予防サ―ビスにつき支給する介護予防サ―ビス費」に、「特例居宅支援サ―ビス費」を「特例介護予防サ―ビス費の額の総額並びに地域密着型介護予防サ―ビスにつき支給する地域密着型介護予防サ―ビス費の額の総額及び介護サ―ビス費区分支給限度基準額」を「介護サ―ビス費等区分支給限度基準額」に改め、同条第二項中「居宅支援サ―ビス費区分支給限度基準額」を「介護サ―ビス費等区分支給限度基準額」を「介護予防サ―ビス費等区分支給限度基準額」に、「居宅サ―ビス区分」を「介護予防サ―ビス等区分」に、「居宅サ―ビスの」を「介護サ―ビス及び地域密着型介護予防サ―ビスの」に改め、

の要支援状態区分に応じた」に、「居宅サービスに」を「介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに」に改め、「第五十三条第二項各号」の下に「及び第五十四条の二第二項各号」を加え、同条第三項中「居宅支援サービス費区分支給限度基準額を」を「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」に改め、同条第四項中「居宅サービスの」を「介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの」に、「居宅サービス区

分」を「介護予防サービス等区分」に、「居宅サービス」を「介護予防サービス」に、「居宅支援サービス費の額の総額及び特例居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費の額の総額及び特例介護予防サービス費の額の合計額並びに一の種類の地域密着型介護予防サービスにつき支給する地域密着型介護予防サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護予防サービス費」に、「居宅支援サービス費種類支給限度基準額」を「介護予防サービス費等種類支給限度基準額」に改め、同条第五項中「居宅支援サービス費種類支給限度基準額」を「介護予防サービス費等種類支給限度基準額」に改め、同条第五項中「居宅支援サービス費種類支給限度基準額」を「介護予防サービス費等種類支給限度基準額」に、「居宅サービスの種類」を「介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの種類」に、「当該居宅サービスの」を「当該介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの要支援状態区分に応じた」に、「当該居宅サービス」を、「当該介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス」に改め、「第五十三條第二項各号」の下に「及び第五十四條の二第二項各号を加え、「居宅サービス区分」を「介護予防サービス等区分」に、「居宅支援サービス費区分支給限度基準額」を「介護予防

サービスイ等区分支給限度基準額」に、「講ぜられた」を「講じられた」に改め、同条第六項中「居室支援サービス費又は特例居室支援サービス費」を「介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費」に、「又は前条第二項」を「若しくは第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項各号若しくは第四項若しくは前条第二項」に改める。

第五十六条の見出し中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費に改め、同条第一項中「特定福祉用具」を「特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具」に、「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改め、同条第二項中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入入費」に改め、同条第三項中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入入費」に、「特定福祉用具」を「特定介護予防福祉用具」に改め、同条第四項中「特定福祉用具」を「特定介護予防福祉用具」に、「居宅支援福祉用具購入費の」を「介護予防福祉用具購入費の」に、「居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額」を「介護予防福祉用具購入費支給限度基準額」に改め、同条第五項中「居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額」を「特定介護予防福祉用具購入費支給限度基準額」に改め、同条第六項中「居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額」を「介護予防福祉用具購入費支給限度基準額」に改め、同条第七項中「居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額」に改め、

社用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に改める。

第五十七条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「居宅支援住宅改修費を「介護予防住宅改修費」に改め、同条第四項中「居宅支援住宅改修費の」を「介護予防住宅改修費の」に、「居宅支援住宅改修費支給限度基準額」を「介護予防住宅改修費支給限度基準額」に改め、同条第五項及び第六項中「居宅支援住宅改修費支給限度基準額」を「介護予防住宅改修費支給限度基準額」に改め、同条第七項中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に改め、同条に次の二項を加える。

8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に關して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。
第五十八条の見出し中「居宅支援サービス計画費」を「介護予防サービス計画費」に改め、同条第一項中「指定居宅介護支援事業者」を、当該市町村の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。))に、「指定居宅介護支援を

を」当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。))を、「指定居宅介護支援」を「指定介護予防支援」に、「居宅支援サービス計画費」を「介護予防サービス計画費」に改め、同条第二項中「居宅支援サービス計画費」を「介護予防サービス計画費」に、「指定居宅介護支援」を「指定介護予防支援」に改め、同条第四項中「第四十六条第四項から第八項まで」を「第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項」に、「居宅支援サービス計画費の支給及び指定居宅介護支援事業者」を「介護予防サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は指定介護予防支援事業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 居宅要支援被保険者が指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。))は、市町村は、当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防支援事業者に支払うべき当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費として当該居宅要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定介護予防支援事業者に支払うことができる。
5 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者に対し介護予防サービス計画費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、指定介護予防支援事業者から介護予防サービス計画費の請求があつたときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準並びに第百十五条の二十二第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準(指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。))に照らして審査した上、支払うものとする。
第五十八条に次の一項を加える。

8 前各項に規定するもののほか、介護予防サービス計画費の支給及び指定介護予防支援事業者の介護予防サービス計画費の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
第五十九条の見出し中「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に改め、同条第一項中「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に改め、同項第一号中「基準該当居宅介護支援」を「指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス(指定介護予防支援の事業に係る第百十五条の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号において「基準該当介護予防支援」という。))に改め、同項第二号中「指定居宅介護支援」を「指定介護予防支援」に、「基準該当居宅介護支援」を「基準該

当介護予防支援」に、「居宅介護支援又は」を「介護予防支援又は」に改め、同条第二項中「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に、「居宅介護支援」を「介護予防支援」に改め、同条に次の二項を加える。

3 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に關して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防支援等を担当する者等」という。))に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。
第六十条の見出し中「居宅支援サービス費等」を「介護予防サービス費等」に改め、同条中「居宅サービス」を「介護予防サービス」に、「特定福祉用具の購入」を「地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))」に改め、同条第一号中「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第二号中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第四号中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に、「第八項」を「第七項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第

三号中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に、「第八項」を「第七項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次の二号を加える。

三 地域密着型介護予防サービスの支給

第五十四条の二第二項第一号及び第二号並

ひに第五十五条第一項、第四項及び第六項
四 特例地域密着型介護予防サービス費の支
給 第五十四条の三第二項並びに第五十五
条第一項、第四項及び第六項

第六十一条の見出し中「高額住宅支援サービ

「ス費」を「高額介護予防サービス費」に改め、同条第一項中「居宅サービス」を「介護予防サービス」に改め、「含む。」の下に「又は地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）を加え」、「居宅支援サービス費及び特例居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費」に、「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」に改め、同条第二項中「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」と改める。

事業者」を「特定介護予防サ―ビス事業者」に、「特定入所者支援サ―ビス費」を「特定入所者介護予防サ―ビス費」に改め、同項ただし書中「特定居宅サ―ビス」を「特定介護予防サ―ビス」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 介護予防短期入所生活介護
- 二 介護予防短期入所療養介護

第六十一条の二第二項中「特定入所者支援サ―ビス費」を「特定入所者介護予防サ―ビス費」に改め、同項各号及び同条第三項中「特定居宅サ―ビス事業者」を「特定介護予防サ―ビス事業者」に改め、同条第四項中「第五十一条の二第四項から第九項まで」を「第四十一条第三項、第十項及び第十一項」に、「特定入所者支援サ―ビス費の支給及び特定居宅サ―ビス事業者」を「特定入所者介護予防サ―ビス費の支給について、同条第八項の規定は特定介護予防サ―ビス事業者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

- 4 特定入所者が、特定介護予防サ―ビス事業者から特定介護予防サ―ビスを受けたときは、市町村は、当該特定入所者が当該特定介護予防サ―ビス事業者に支払うべき食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について

て、特定入所者介護予防サービス費として当該特定入所者に対し支給すべき額の限度において、当該特定入所者に代わり、当該特定介護予防サービス事業者に支払うことができる。

該特定居宅サービス」を「当該特定介護予防防
 ビス」に、「指定居宅サービス事業者」を「指定介
 護予防サービス事業者」に、「特定居宅サービス

5 前項の規定による支払があつたときは、特定入所者に対し特定入所者介護予防サービス費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、第一項の規定にかかわらず、特定入所者が特定介護予防サービス事業者に対し、食事の提供に要する費用又は滞在に要する費用として、食費の基準費用額又は滞在費の基準費用額（前項の規定により特定入所者の介護予防サービス費の支給があったものとみなされた特定入所者にあつては、食費の負担限度額又は滞在費の負担限度額）を超える金額を支払った場合には、特定入所者介護予防サービス費を支給しない。

7 市町村は、特定介護予防サービス事業者から特定入所者介護予防サービス費の請求があつたときは、第二項、第二項及び前項の定めに照らして審査の上、支払うものとする。

第六十一条の二に次の一項を加える。

9 前各項に規定するもののほか、特定入所者介護予防サ―ビス費の支給及び特定介護予防サ―ビス事業者の特定入所者介護予防サ―ビス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六十一条の三の見出し中「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に改め、同条第一項中「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予

防サービス費」に改め、同項第一号中「特定居室サービス」を「特定介護予防サービス」に改め、同条第二項中「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に改める。

第六十四条中「居宅介護福祉用具購入費若しくは居宅支援福祉用具購入費に係る特定福祉用具の購入」を削り、「居宅支援住宅改修費」を

「介護予防住宅改修費」に改める。

第六十五条条中「求め」の下に「(第二十四条の二第一項第一号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る求めを含む。)」を加える。

第六十六条第一項中、「第五十三条第四項において準用する場合を含む。」を、「第四十二条の二第六項」に改め、「第五十八条第四項において準用する場合を含む。」を削り、「及び第五十一条の二第四項（第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）を」、「第五十一条の二第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の二第四項」に改め、同条第四項中「指定居宅サービス」の下に、「指定地域密着型サービス」を加え、「及び指定施設サービス等」を、「指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援」に、「及び居宅支援サービス費」を、「地域密着型介護サービス費」に改め、「及び居宅支援サービス計画費の支給」を削り、「並びに特定入所者介護サービス費の支給及び特定入所者支援サービス費」を、「特定入所者介護サービス費の支給、介護予防サービスの支給、地域密着型介護予防サービスの支給、介護予防サービス計画費の支給及び特定入所者介護予防サービス費」に、「第五十三条第四項において準用する場合を含む。」を、「第四十二条の二第六項」に改め、「（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「及び第五十一条の二第四項（第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）」を、「第五十一条の二第四項、第五

十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の二第四項に改める。

第六十八条第一項中「(第五十三条第四項において準用する場合を含む。)」を、「第四十二条の二第六項」に改め、「(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、「及び第五十一条の二第四項(第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。)」を、「第五十一条の二第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の二第四項」に改める。

第六十九条第一項中「準用する第二十七条第十項」を「準用する第二十七条第七項」に、「又は要支援更新認定」を、「要支援更新認定、第三十三条の二第二項において準用する第三十二条第六項若しくは第三十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定」に、「第二十七条第十項後段」を「第二十七条第七項後段」に、「第三十三条第四項において準用する場合を含む。)」を「第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。」、第三十三条の三第一項後段に、「居宅支援サービス計画費」を、「介護予防サービス計画費」に、「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に、「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」に、「特定入所者支援サービス費」を、「特定入所者介護予防サービス費」に、「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に改め、同条第三項中「及び」を「」、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。次

項において同じ。)、に、「購入した特定福祉用具」を「介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。次項において同じ。)」及び地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。次項において同じ。)」に改め、同項第一号及び第二号中「第七項」を「第六項」に改め、同項第十号中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に、「第八項」を「第七項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号中「第八項」を「第七項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「居宅支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に、「第八項」を「第七項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号中「第八項」を「第七項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に、「第七項」を「第六項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 地域密着型介護予防サービス費の支給
第五十四条の二第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項
十 特例地域密着型介護予防サービス費の支給
第五十四条の三第二項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項
第六十九条第三項第五号中「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に、「第七項」を「第六項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。
三 地域密着型介護サービス費の支給
第四十二条の二第二項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

四 特例地域密着型介護サービス費の支給
第四十二条の三第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項
第六十九条第四項中「及び施設サービス」を「地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス」に改める。

「第五章 事業者及び施設」を「第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設」に改める。
第八十六条第一項中「その」の下に「入所定員が三十人以上であるものの」を加え、同条第二項に次の五号を加える。

三 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
四 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第九十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。
五 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第九十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)、で、当該指定の辞退の日から起算

して五年を経過しないものであるとき。
六 当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
ロ 第三号又は前号に該当する者
ハ 第九十二条第一項又は第九十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
ニ 第五号に規定する期間内に第九十一条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム(当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。において、同号の通知の日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であつた者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの
第八十六条に次の一項を加える。

三 都道府県知事は、第四十八条第一項第一号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知

し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

第八十六条の次に次の一条を加える。

(指定の更新)

第八十六条の二 第四十八条第一項第一号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

第八十八条に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第九十条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市町村長」を加え、「について」を「に」立ち入り、その」に改める。

第九十一条の次に次の一条を加える。

(勧告、命令等)

第九十一条の二 都道府県知事は、指定介護老人福祉施設が、その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第八十八条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていないと認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービスを行った指定介護老人福祉施設に

ついて、第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第九十二条の見出しを「(指定の取消し等)」に改め、同条第一項中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第二十七条第二項後段」を「第二十八条第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 指定介護老人福祉施設の開設者が、第八十八条第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。

第九十二条第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 指定介護老人福祉施設が、第八十六条第二項第三号又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。

第九十二条第一項に次の三号を加える。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたと

き。

十二 指定介護老人福祉施設の開設者の役員又はその長のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

第九十二条第二項中「第二十七条第二項後段」を「第二十八条第五項」に、「前項第二号から第四号まで」を「前項各号」に、「通知することができ」を「通知しなければならない」に改める。

第九十三条第三号中「前条第一項」の下に「又は第百十五条の二十九第六項」を加え、「取り消した」を「取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止した」に改める。

第九十四条第三項に次の八号を加える。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第百四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健

施設を管理する者(以下「介護老人保健施設の管理者」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があつた日以前六十日以内に当該者の開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。

七 申請者が、第百四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百五条において準用する医療法第九條第一項の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 前号に規定する期間内に第百五条において準用する医療法第九條第一項の規定による廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日以前六十日以内に当該届出に係る法人(当該廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくはその開設した介護老人保健施設の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)の開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過

しないものであるとき。

九 申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第九十四條第五項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同条に次の一項を加える。

六 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可をしようとするときは、関係市町村長の許可をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百七條第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

第九十四條の次に次の一条を加える。

(許可の更新)

第九十四條の二 前條第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

三 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

四 前條の規定は、第一項の許可の更新について準用する。

第九十七條に次の一項を加える。

五 介護老人保健施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第百條第一項中「地域保健法(昭和二十二年法律第百一號)第五條第一項の規定に基づく政令で定める市(第三項及び第百三條の二第一項において「保健所を設置する市」という。)の市長又は特別区の区長を「又は市町村長」に、「を管理する者(以下「介護老人保健施設の管理者」という。))を「の管理者」に改め、同條第三項中「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長を「市町村長」に、「第百三條第一項」を「第百三條第三項」に改める。

第百三條の見出しを「業務運営の勧告、命令等」に改め、同條第二項中「通知することができ」を「通知しなければならない」に改め、同項を同條第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

四 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

第百三條第一項中「介護老人保健施設が、第百七條第二項に規定する人員を有しなくなつたとき、又は同條第三項に規定する介護老人保

健施設の設定及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る。次項において同じ。)に適合しなくなつた」を「第一項の規定による勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた」に、「運営の改善を「勧告に係る措置をとるべきこと」に改め、同項を同條第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

都道府県知事は、介護老人保健施設が、その業務に従事する従業者の人員について第百九十七條第二項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同條第三項に規定する介護老人保健施設の設定及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る。以下この条において同じ。)に適合していないと認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、第百九十七條第二項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同條第三項に規定する介護老人保健施設の設定及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

二 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、同項の期限内これに従わなかつたときは、その旨を公表することができ。

第百四條の見出しを「(許可の取消し等)」に改め、同條第一項中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同條第二号を次のように改める。

二 介護老人保健施設が、第百九十四條第三項

第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

第百四条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第二十七条第二項後段を」第二十八条第五項に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次の一号を加える。

三 介護老人保健施設の開設者が、第九十七条第五項に規定する義務に違反したと認められるとき。

第百四条第一項に次の四号を加える。

九 前各号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、居宅サービス等に関する場合において、その役員又は当該介護老人保健施設の管理者のうちに許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 介護老人保健施設の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護老人保健施設の管理者のうちに許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 介護老人保健施設の開設者が第九十四条第三項第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

するとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第百四条第二項中「第二十七条第二項後段を」第二十八条第五項に、「前項第四号又は第五号を」前項各号のいずれかに、「通知することができる」を「通知しなければならない」に改める。

第百七条第一項中「診療所」の下に「(以下この条において「療養病床病院等」という。)」を加え、同条第三項中「病院又は診療所」を「療養病床病院等」に改め、同項に次の八号を加える。

三 当該療養病床病院等の開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 当該療養病床病院等の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 当該療養病床病院等の開設者が、第百十四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した療養病床病院等の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五

年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない療養病床病院等である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該療養病床病院等の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。

六 当該療養病床病院等の開設者が、第百十四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしたことを決定する日までの間に第百十三条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 前号に規定する期間内に第百十三条の規定による指定の辞退があつた場合において、当該療養病床病院等の開設者が、同号の通知の日前六十日以内に当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくはその開設した療養病床病院等の管理者又は当該指定の辞退に係る法人でない療養病床病院等(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 当該療養病床病院等の開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であると

き。

九 当該療養病床病院等の開設者が、法人で、その役員又は当該療養病床病院等の管理者のうちに第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 当該療養病床病院等の開設者が、法人でない療養病床病院等で、その管理者が第三号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

第百七条に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、第四十八条第一項第三号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

第百七条の次に次の一条を加える。

(指定の更新)

第百七条の二 第四十八条第一項第三号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその効力がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

第百八条第二項中「前条第四項」を「第百七条第四項」に改める。

第百十條に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第百十二條第一項中「都道府県知事」の下に「又は市町村長」を加え、「について」を「に」立ち入り、その「に」改める。

第百十三條の次に次の一條を加える。

(勧告、命令等)

第百十三條の二 都道府県知事は、指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について第百十條第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていないと認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が同項の期限内に

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービスを行った指定介護療養型医療施設について、第百十條第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定介護療養型医療施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第百十四條の見出しを「指定の取消し等」に改め、同条第一項中「取り消す」を「取り消し」、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第二十七條第二項後段」を「第二十八條第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 指定介護療養型医療施設の開設者が、第百十條第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。

第百十四條第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 指定介護療養型医療施設が、第百七条第三項第三号、第四号、第九号又は第十号のいずれかに該当するに至つたとき。

第百十四條第一項に次の四号を加える。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者が、この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定介護療養型医療施設の開設者が法人である場合において、その役員又は当該指定介護療養型医療施設の管理者のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三 指定介護療養型医療施設の開設者が法人でない療養病床病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第百十四條第二項中「第二十七條第二項後段」を「第二十八條第五項」に、「前項第二号から第四号まで」を「前項各号」に、「通知することがで

きる」を「通知しなければならない」に改める。

第百十五條第三号中「前条第一項」の下に「又は第百十五條の二十九第六項」を加え、「取り消した」を「取り消し」、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止した」に改める。

第五章第三節を同章第五節とする。

第七十九條第二項第二号中「要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める者をいう。以下同じ。」を削り、同項に次の五号を加える。

四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、第八十四條第一項又は第百十五條の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第八十四條第一項又は第百十五條の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第八十二條の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止につい

て相当の理由がある者を除く。で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつて五年を経過しないもの

ロ 第四号又は前号に該当する者

ハ 第八十四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第六号に規定する期間内に第八十二条の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

第七十九条の次に次の一条を加える。
(指定の更新)

第七十九条の二 第四十六条第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、

同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

第八十条第一項中「要介護者等」を「要介護者」に改める。

第八十一条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第八十三条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市町村長を加え、」について「を」に立ち入り、その」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(勧告、命令等)

第八十三条の二 都道府県知事は、指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の

厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行つた指定居宅介護支援事業者について、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第八十四条の見出しを「(指定の取消し等)」に改め、同条第一項中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「前条第一項」を「第八十三条第一項」に、「指定居宅介護支援事業者

が」を「当該指定居宅介護支援事業者が」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「前条第一項」を「第八十三条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「又は居宅支援サービス計画費を削り、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第二十七条第二項後段(第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項(第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次項、第九十二条、第百四条及び第百十四条において同じ。」を「第二十八条第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。

第八十四条第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 指定居宅介護支援事業者が、第七十九条第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至つたとき。

第八十四条第一項に次の三号を加える。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

第八十四条第二項中「第二十七条第二項後段」を「第二十八条第五項」に、「前項第二号から第四号まで」を「前項各号」に、「通知することができ」を「通知しなければならない」に改める。

第八十五条第三号中「前条第一項」の下に「又は第百十五条の二十九第六項」を加え、「取り消した」を「取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止した」に改める。

第五章第二節を同章第四節とする。

第七十条第二項中「次の各号」を「第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号」に、「病院、診療所若しくは薬局」を「病院等」に、「又は第三号」を「から第十一号まで」に改め、同項に次の八号を加える。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該病院等の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

七 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 前号に規定する期間内に第七十五条の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

第七十条に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

4 都道府県知事は、第四十一条第一項本文の指定（特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものに限る。）をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

第七十条の次に次の一条を加える。

（指定の更新）

第七十条の二 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

第七十一条第一項中「病院、診療所又は薬局」を「病院等」に改め、「又は承認」の下に「(以下この項において「指定等」という。)」を加え、「別段」を「別段」に改め、「申出をしたとき」の下に「又はその指定等の時前に第七十七条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消されているとき」を加え、同条第二項中「病院、診療所又は薬局」を「病院等」に改める。

第七十二条第二項中「第百四条第一項の規定による許可の取消し又は第百十四条第一項の規定による」を「第九十四条の二第一項の規定により許可の効力が失われたとき若しくは第百四条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定により許可の取消しがあったとき、又は第百七条の二第一項の規定により指定の効力が失われたとき若しくは第百十四条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定により」に改める。

第七十三条第一項中「要介護者等」を「要介護者」に改め、同条第二項中「第二十七条第十項第二号」を「第二十七条第七項第二号」に改め、「第三十三条第四項」の下に「及び第三十三条の二第二項」を、「第三十条第一項後段」の下に「若しくは第三十三条の三第一項後段」を加える。

第七十四条に次の一項を加える。

4 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第七十六条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市町村長」を加え、「又は居宅支援サービ

ス費の支給」を削り、「について」を「に」立ち入り、その」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(勧告、命令等)

第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令を

した場合には、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第七十七条の見出しを「(指定の取消し等)」に改め、同条第一項中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「前条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「前条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「又は居宅支援サービス費を削り、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。」

四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。

第七十七条第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

第七十七条第一項に次の四号を加える。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の

保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定居宅サービス事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第七十七条第二項中「前項第二号又は第三号」を「前項各号のいずれかに」、「通知することができ」を「通知しなければならない」に改める。

第七十八条第三号中「前条第一項」の下に「又は第百十五条の二十九第六項」を加え、「取り消した」を「取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止した」に改める。

第五章第一節を同章第二節とし、同節の次に次の一節を加える。

第三節 指定地域密着型サービス事業者

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 第四十二条の二第一項本文の

指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第二十條の五に規定する特別養護老人ホームであつて、その入所定員が二十九人以下であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、第四十二條の二第一項本文の指定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、地域密着型特定施設入居者生活介護につき市町村長から前項の届出があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八條第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員

総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができ。

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十二條の二第一項本文の指定をしない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八條の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第七十八條の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第七十八條の九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

七 申請者が、第七十八條の九（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八條の五の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八條の七の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

ロ 第五号又は前号に該当する者

ハ 第七十八條の九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算し

て五年を経過しないもの

二 第七号に規定する期間内に第七十八條の五の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）又は第七十八條の七の規定による指定の辞退をした法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

5 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十二條の二第一項本文の指定をしないことができる。

一 申請者が、第七十八條の九第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、第七十八條の九第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八條の五の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八條の七の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

三 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 第七十八条の九第二号から第五号までの規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者が当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ロ 前号に規定する期間内に第七十八条の五の規定による事業の廃止の届出をした法人当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。又は第七十八条の七の規定による指定の辞退をした法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者が当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

四 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第一項の申請があつた場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第百十七条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号において「日常生活圏域」という。)における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域の当該地域密着型サービスの必要利用定

員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになるか、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるか、と認めるとき。

6 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき又は前項第四号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行つたに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

第七十八条の三 指定地域密着型サービス事業者は、次条第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定地域密着型サービスを提供するとともに、自らその提供する指定地域密着型サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定地域密着型サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定地

域密着型サービスを提供するように努めなければならない。

第七十八条の四 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準(指定地域密着型サービスの取扱に關する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める範囲内で、これらの規定に定める基準に代えて、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

5 市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

6 指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(変更の届出等)

第七十八条の五 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(報告等)

第七十八条の六 市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に關して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定地域密着型サービス事業者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による

質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(指定の辞退)

第七十八條の七 第四十二條の二第一項本文の指定を受けて地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(勧告、命令等)

第七十八條の八 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、第七十八條の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わず、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能若しくは人員について第七十八條の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たしておらず、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの運営をしていないと認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、第七十八條の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従い、第七十八條の四第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業員を有し、若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を遵守し、又は

は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十八條の九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二條の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八條の二第四項第五号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八條の二第五項第三号に該当するに至ったとき。

三 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八條の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第七十八條の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。

五 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八條の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八條の四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第二十八條第五項(第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一条第二項、第三十三條第四項、第三十三條の二第二項、第三十三條の三第二項及び第三十四條第二項において準用する場合を含む。第八十四條、第九十二條、第一百四條及び第一百四條において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

き。

八 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があつたとき。

九 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八條の六第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第七十八條の六第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

十一 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第四十二條の二第一項本文の指定を受けたとき。

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十三 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十四 指定地域密着型サービス事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部

若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(公示)

第七十八條の十 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第四十二條の二第一項本文の指定をしたとき。

二 第七十八條の五の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 第七十八條の七の規定による第四十二條の二第一項本文の指定の辞退があつたとき。

四 前条の規定により第四十二條の二第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(準用)

第七十八條の十一 第七十條の二の規定は、第四十二條の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章に第一節として次の一節を加える。

第一節 介護支援専門員

第一款 登録等

(介護支援専門員の登録)

第六十九條の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚

生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

五 第六十九條の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九條の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

六 第六十九條の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者

七 第六十九條の三十九の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分

をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であつて、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの

2 前項の登録は、都道府県知事が、介護支援専門員資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登録してするものとする。

(登録の移転)

第六十九條の三 前条第一項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する指定居宅介護支援事業者その他厚生労働省令で定める事業者若しくは施設の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事業者の事業所又は当該施設の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる。ただし、その者が第六十九條の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。

(登録事項の変更の届出)

第六十九條の四 第六十九條の二第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(死亡等の届出)

第六十九條の五 第六十九條の二第一項の登録

を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日第一号の場合にあつては、その事実を知つた日から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 第六十九條の二第一項第一号に該当するに至つた場合

三 第六十九條の二第二号又は第三号に該当するに至つた場合 本人

(申請等に基づく登録の消除)

第六十九條の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第六十九條の二第一項の登録を消除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつた場合

二 前条の規定による届出があつた場合

三 前条の規定による届出があつた場合のいずれかに該当する事実が判明した場合

四 第六十九條の三十一の規定により合格の決定を取り消された場合

(介護支援専門員証の交付等)

第六十九條の七 第六十九條の二第一項の登録を受けている者は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。

2 介護支援専門員証の交付を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。ただし、第六十九條の二第一項の登録を受けた日から厚生労働省令で定める期間以内

- に介護支援専門員証の交付を受けようとする者については、この限りでない。
 - 3 介護支援専門員証(第五項の規定により交付された介護支援専門員証を除く。)の有効期間は、五年とする。
 - 4 介護支援専門員証が交付された後第六十九条の三の規定により登録の移転があつたときは、当該介護支援専門員証は、その効力を失う。
 - 5 前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付の申請があつたときは、当該申請を受けた都道府県知事は、同項の介護支援専門員証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする介護支援専門員証を交付しなければならない。
 - 6 介護支援専門員は、第六十九条の二第一項の登録が消除されたとき、又は介護支援専門員証が効力を失つたときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
 - 7 介護支援専門員は、第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。
 - 8 前項の規定により介護支援専門員証の提出を受けた都道府県知事は、同項の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに、当該介護支援専門員証を返還しなければならない。
- (介護支援専門員証の有効期間の更新)
- 第六十九条の八 介護支援専門員証の有効期間

- は、申請により更新する。
- 2 介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「更新研修」という。)を受けなければならない。ただし、現に介護支援専門員の業務に従事しており、かつ、更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修の課程を修了した者については、この限りでない。
 - 3 前条第三項の規定は、更新後の介護支援専門員証の有効期間について準用する。
- (介護支援専門員証の提示)
- 第六十九条の九 介護支援専門員は、その業務を行うに当たり、関係者から請求があつたときは、介護支援専門員証を提示しなければならない。
- (厚生労働省令への委任)
- 第六十九条の十 この款に定めるもののほか、第六十九条の二第一項の登録、その移転及び介護支援専門員証に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 第二款 登録試験問題作成機関の登録、指定試験実施機関及び指定研修実施機関の指定等
- (登録試験問題作成機関の登録)
- 第六十九条の十一 都道府県知事は、厚生労働大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験問題作成機関」という。)に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するもの(以下「試験問題作成事務」という。)を行

- わせることができる。
- 2 前項の登録は、試験問題作成事務を行おうとする者の申請により行う。
 - 3 都道府県知事は、第一項の規定により登録試験問題作成機関に試験問題作成事務を行わせるときは、試験問題作成事務を行わないものとする。
- (資格条項)
- 第六十九条の十二 次の各号のいずれかに該当する法人は、前条第一項の登録を受けることができる。
- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 二 第六十九条の二十四第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 その役員のうちに、第一号に該当する者があること。
- (登録の基準)
- 第六十九条の十三 厚生労働大臣は、第六十九条の十一第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、同条第一項の登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。
- 一 別表の上欄に掲げる科目について同表の下欄に掲げる試験委員が試験の問題の作成及び合格の基準の設定を行うものであること。

- と。
- 二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
 - イ 試験問題作成事務について専任の管理者を置くこと。
 - ロ 試験問題作成事務の管理(試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関するを含む。)に関する文書の作成その他の厚生労働省令で定める試験問題作成事務の信頼性を確保するための措置が講じられていること。
 - ハ ロの文書に記載されたところに従い試験問題作成事務の管理を行う専任の部門を置くこと。
 - 三 債務超過の状態にないこと。
- (登録の公示等)
- 第六十九条の十四 厚生労働大臣は、第六十九条の十一第一項の登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。
- 2 登録試験問題作成機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣及び第六十九条の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関にその試験問題作成事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)に届け出なければならない。
 - 3 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第六十九条の十五 登録試験問題作成機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第六十九条の十六 登録試験問題作成機関は、第六十九条の十三第一号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
(秘密保持義務等)

第六十九条の十七 登録試験問題作成機関の役員若しくは職員(第六十九条の十三第一号の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験問題作成事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
2 試験問題作成事務に従事する登録試験問題作成機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験問題作成事務規程)

第六十九条の十八 登録試験問題作成機関は、試験問題作成事務の開始前に、厚生労働省令で定める試験問題作成事務の実施に関する事項について試験問題作成事務規程を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により認可をした試験問題作成事務規程が試験問題作成事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験問題作成機関に對

し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第六十九条の十九 登録試験問題作成機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百十一条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録試験問題作成機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験問題作成機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験問題作成機関の定めた費用を支払わなければならない。
一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電

磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
(帳簿の備付け等)

第六十九条の二十 登録試験問題作成機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験問題作成事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第六十九条の二十一 厚生労働大臣は、登録試験問題作成機関が第六十九条の十三各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験問題作成機関に對し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第六十九条の二十二 厚生労働大臣は、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に對し、試験問題作成事務の状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に對して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に對し、試験問題作成事務の状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に對して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿

書類その他の物件を検査させることができる。

3 第二十四条第三項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

(試験問題作成事務の休廃止)

第六十九条の二十三 登録試験問題作成機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験問題作成事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第六十九条の二十四 厚生労働大臣は、登録試験問題作成機関が第六十九条の十二第一号又は第三号に該当するに至つたときは、当該登録試験問題作成機関の登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、登録試験問題作成機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験問題作成機関に對し、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験問題作成事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 不正な手段により第六十九条の十一第一項の登録を受けたとき。

二 第六十九條の十四第二項、第六十九條の十五、第六十九條の十六、第六十九條の十九第一項、第六十九條の二十又は前條第一項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第六十九條の十九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第六十九條の十八第一項の認可を受けた試験問題作成事務規程によらないで試験問題作成事務を行ったとき。

五 第六十九條の十八第二項又は第六十九條の二十一の命令に違反したとき。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験問題作成事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(委任都道府県知事による試験問題作成事務の実施)

第六十九條の二十五 委任都道府県知事は、登録試験問題作成機関が第六十九條の二十三第一項の規定により試験問題作成事務の全部若しくは一部を休止したとき、厚生労働大臣が前條第二項の規定により登録試験問題作成機関に対し試験問題作成事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録試験問題作成機関が天災その他の事由により試験問題作成事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において厚生労働大臣が必要があると認めるときは、第六十九條の十一第三項の規定にかかわらず、当該試験問題作

成事務の全部又は一部を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験問題作成事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験問題作成事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

(試験問題作成事務に係る手数料)

第六十九條の二十六 委任都道府県知事は、地方自治法第二百二十七條の規定に基づき試験問題作成事務に係る手数料を徴収する場合においては、第六十九條の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関が行う試験問題作成事務に係る介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該登録試験問題作成機関に納めさせ、その収入とすることができ。

(指定試験実施機関の指定)

第六十九條の二十七 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定試験実施機関」という。)に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務(試験問題作成事務を除く。以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 前條の規定は、指定試験実施機関が行う試験事務に係る手数料について準用する。

(秘密保持義務等)

第六十九條の二十八 指定試験実施機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)若しくはその職員又はこ

れらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験実施機関又はその職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令等)

第六十九條の二十九 都道府県知事は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験実施機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第六十九條の三十 都道府県知事は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験実施機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定試験実施機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四條第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同條第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(合格の取消し等)

第六十九條の三十一 都道府県知事は、不正の手段によつて介護支援専門員実務研修受講試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその介護支援専門員実務研修受講試験を受けることを禁止することができる。

2 指定試験実施機関は、その指定をした都道

府県知事の前項に規定する職権を行うことができる。

(政令への委任)

第六十九條の三十二 第六十九條の二十七から前條までに定めるもののほか、指定試験実施機関に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定研修実施機関の指定等)

第六十九條の三十三 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定研修実施機関」という。)に、介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務(以下「研修事務」という。)を行わせることができる。

2 第六十九條の二十七第二項、第六十九條の二十九及び第六十九條の三十の規定は、指定研修実施機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定試験実施機関」とあるのは、「指定研修実施機関」と、「試験事務」とあるのは「研修事務」と読み替えるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定研修実施機関に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款 義務等

(介護支援専門員の義務)

第六十九條の三十四 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立つて、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスが特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。

(名義貸しの禁止等)

第六十九条の三十五 介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第六十九条の三十六 介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第六十九条の三十七 介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。

(報告等)

第六十九条の三十八 都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四の規定に違反していると認めるときは、当該介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。

3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。

4 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

(登録の消除)

第六十九条の三十九 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除しなければならない。

- 一 第六十九条の二第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合
 - 二 不正の手段により第六十九条の二第一項の登録を受けた場合
 - 三 不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた場合
 - 四 前条第三項の規定による業務の禁止の処分に違反した場合
- 2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除することができる。
- 一 第六十九条の三十四から第六十九条の三十七までの規定に違反した場合

二 前条第一項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

三 前条第二項の規定による指示又は命令に違反し、情状が重い場合

3 第六十九条の二第一項の登録を受けている者が介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。

- 一 第六十九条の二第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合
- 二 不正の手段により第六十九条の二第一項の登録を受けた場合
- 三 介護支援専門員として業務を行った場合

第五章に次の四節を加える。

第六節 指定介護予防サービス事業者(指定介護予防サービス事業者の指定)

第百十五条の二 第五十三条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、介護予防サービス事業者を行う者の申請により、介護予防サービスの種類及び当該介護予防サービスの種類に係る介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号(病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは

は介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで)のいずれかに該当するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができな

いと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第百十五条の八第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内

に当該法人の役員等であつた者で当該取消
しの日から起算して五年を経過しないもの
を含み、当該指定を取り消された者が法人
でない病院等である場合においては、当該
通知があつた日前六十日以内に当該病院等
の管理者であつた者で当該取消しの日から
起算して五年を経過しないものを含む。で
あるとき。

七 申請者が、第百十五條の八第一項又は第
百十五條の二十九第六項の規定による指定
の取消しの処分に係る行政手続法第十五條
の規定による通知があつた日から当該処分
をする日又は処分をしないことを決定する
日までの間に第百十五條の五の規定による
事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃
止について相当の理由がある者を除く。）
で、当該届出の日から起算して五年を経過
しないものであるとき。

八 前号に規定する期間内に第百十五條の五
の規定による事業の廃止の届出があつた場
合において、申請者が、同号の通知の日前
六十日以内に当該届出に係る法人（当該事
業の廃止について相当の理由がある法人を
除く。）の役員等又は当該届出に係る法人で
ない病院等（当該事業の廃止について相当
の理由があるものを除く。）の管理者であつ
た者で、当該届出の日から起算して五年を
経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅
サービス等に関し不正又は著しく不当な行
為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに

第四号から前号までのいずれかに該当する
者のあるものであるとき。

十一 申請者が、法人でない病院等で、その
管理者が第四号から第九号までのいずれか
に該当する者であるとき。

（指定介護予防サービスの事業の基準）

第百十五條の三 指定介護予防サービス事業者
は、次条第二項に規定する指定介護予防サ
ービスに係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準及び指定介護予防サ
ービスの事業の設備及び運営に関する基準に
従ひ、要支援者の心身の状況等に応じて適切に指定
介護予防サービスを提供するとともに、自ら
その提供する指定介護予防サービスの質の評
価を行うことその他の措置を講ずることによ
り常に指定介護予防サービスを受ける者の立
場に立つてこれを提供するように努めなけれ
ばならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護
予防サービスを受けようとする被保険者から
提示された被保険者証に、認定審査会意見が
記載されているときは、当該認定審査会意見
に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予
防サービスを提供するように努めなければなら
ない。

第百十五條の四 指定介護予防サービス事業者
は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働
省令で定める基準に従ひ厚生労働省令で定め
る員数の当該指定介護予防サービスに従事す
る従業者を有しなければならない。
2 前項に規定するもののほか、指定介護予防
サービスに係る介護予防のための効果的な支

援の方法に関する基準及び指定介護予防サ
ービスの事業の設備及び運営に関する基準は、
厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護
予防サービスに係る介護予防のための効果的
な支援の方法に関する基準及び指定介護予防
サービスの事業の設備及び運営に関する基準
（指定介護予防サービスの取扱いに関する部
分に限る。）を定めようとするときは、あらか
じめ社会保障審議会の意見を聴かなければな
らない。

4 指定介護予防サービス事業者は、要支援者
の人格を尊重するとともに、この法律又はこ
の法律に基づく命令を遵守し、要支援者のた
め忠実にその職務を遂行しなければならな
い。

（変更の届出等）

第百十五條の五 指定介護予防サービス事業者
は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地
その他厚生労働省令で定める事項に変更が
あつたとき、又は当該指定介護予防サ
ービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開した
ときは、厚生労働省令で定めるところによ
り、十日以内に、その旨を都道府県知事に届
け出なければならない。

（報告等）

第百十五條の六 都道府県知事又は市町村長
は、介護予防サービス費の支給に関し必要
があると認めるときは、指定介護予防サ
ービス事業者若しくは指定介護予防サ
ービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所
の従業者であつた者（以下この項において「指

定介護予防サービス事業者であつた者等」と
いう。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出
若しくは提示を命じ、指定介護予防サ
ービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従
業者若しくは指定介護予防サ
ービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員
に関係者に対して質問させ、若しくは当該指
定介護予防サ
ービス事業者の当該指定に係る
事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書
類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四條第三項の規定は前項の規定によ
る質問又は検査について、同条第四項の規定
は前項の規定による権限について準用する。
（勧告、命令等）

第百十五條の七 都道府県知事は、指定介護予
防サービス事業者が、当該指定に係る事業所
の従業者の知識若しくは技能若しくは人員に
ついて第百十五條の四第一項の厚生労働省令
で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で
定める員数を満たしておらず、又は同条第二
項に規定する指定介護予防サービスに係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準若しくは指定介護予防サービスの事業の
設備及び運営に関する基準に従つて適正な指
定介護予防サービスの事業の運営をしていな
いと認めるときは、当該指定介護予防サ
ービス事業者に対し、期限を定めて、同条第一項
の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若し
くは同項の厚生労働省令で定める員数の従
業者を有し、又は同条第二項に規定する指定
介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準若しくは指定介

介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)
第百十五条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条

第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第二項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

四 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

六 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の六第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の六第一項の規定により出頭を求められてこ

れに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定介護予防サービス事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第百十五条の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第五十三条第一項本文の指定をしたとき。

二 第百十五条の五の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く)があったとき。

三 前条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(準用)

第百十五条の十 第七十条の二から第七十二条までの規定は、第五十三条第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七節 指定地域密着型介護予防サ

ビス事業者

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第百十五条の十一 第五十四条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う

者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）に行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしなければならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十三第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五条の十三第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第百十五条の十七（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

七 申請者が、第百十五条の十七（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十四の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第五号又は前号に該当する者
ハ 第百十五条の十七（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による

通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第七号に規定する期間内に第百十五条の十四の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

3 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしないことができる。

一 申請者が、第百十五条の十七第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、第百十五条の十七第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十四の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

三 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
イ 第百十五条の十七第二号から第五号までの規定により指定を取り消された法人

において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ロ 前号に規定する期間内に第百十五条の十四の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

4 市町村長は、第五十四条の二第一項本文の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 市町村長は、第五十四条の二第一項本文の指定を行うに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準）

第百十五条の十二 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次条第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定地域密着型介護予防サービスを提供するとともに、自らその提供する指定地域密着型

介護予防サ―ビスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定地域密着型介護予防サ―ビスを受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。	2 指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者は、指定地域密着型介護予防サ―ビスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定地域密着型介護予防サ―ビスを提供するように努めなければならない。 第百十五条の十三 指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サ―ビスに従事する従業者を有しなければならない。 2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サ―ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。 3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定地域密着型介護予防サ―ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業の設備及び運営に関する基準(指定地域密着型介護予防サ―ビスの取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ社会保険審議会の意見を聴かなければならない。
4 市町村は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める範囲内で、これらの規定に定める基準に代えて、当該市町村における指定地域密着型介護予防サ―ビスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サ―ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。	5 市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型介護予防サ―ビスに従事する従業者に係る基準並びに指定地域密着型介護予防サ―ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。 6 指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。 (変更の届出等) 第百十五条の十四 指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業を廃止し、休
止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。 (報告等) 第百十五条の十五 市町村長は、地域密着型介護予防サ―ビス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。 (勧告、命令等) 第百十五条の十六 市町村長は、指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者が、第百十五条の十一第五項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わず、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第百十五条の十三第一項の厚	生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サ―ビスに従事する従業者に関する基準を満たしておらず、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型介護予防サ―ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者に対し、期限を定めて、第百十五条の十一第五項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従い、第百十五条の十三第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サ―ビスに従事する従業者に関する基準を遵守し、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型介護予防サ―ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。
生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サ―ビスに従事する従業者に関する基準を満たしておらず、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型介護予防サ―ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者に対し、期限を定めて、第百十五条の十一第五項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従い、第百十五条の十三第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サ―ビスに従事する従業者に関する基準を遵守し、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型介護予防サ―ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。	2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サ―ビス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受

けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第百十五條の十七 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四條の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五條の十一第二項第五号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。
二 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五條の十一第三項第三号に該当するに至ったとき。

三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五條の十一第五項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五條の十三第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着

型介護予防サービスに従事する従業者に關する基準を満たすことができなくなつたとき。

五 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五條の十三第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に關する基準に従つて適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなつたとき。

六 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五條の十三第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七 地域密着型介護予防サービス費の請求に關し不正があつたとき。

八 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五條の十五第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五條の十五第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防

サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

十 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十四條の二第一項本文の指定を受けたとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に關する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(公示)

第百十五條の十八 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第五十四條の二第一項本文の指定をしたとき。

二 第百十五條の十四の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前条の規定により第五十四條の二第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(準用)

第百十五條の十九 第七十條の二の規定は、第五十四條の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第八節 指定介護予防支援事業者

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五條の二十 第五十八條第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五條の三十九第一項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するとき

は、第五十八條第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五條の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五條の二十二第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、第百十五条の二十六の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第百十五条の二十六の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の二十三の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第四号又は前号に該当する者

ハ 第百十五条の二十六の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第六号に規定する期間内に第百十五条の二十三の規定による事業の廃止の届出をした法人当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

三 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行うおうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(指定介護予防支援の事業の基準)

第百十五条の二十一 指定介護予防支援事業者は、次条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

二 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けようとする被保険者から提示され

た被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防支援を提供するように努めなければならない。

三 指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第百十五条の二十二 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

二 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

三 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準(指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

四 指定介護予防支援事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。(変更の届出等)

第百十五条の二十三 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地

その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定介護予防支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(報告等)

第百十五条の二十四 市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定介護予防支援事業者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。(勧告、命令等)

第百十五条の二十五 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第百十五条の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二

項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第百十五條の二十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八條第一

項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防支援事業者が、第百十五條の二十二第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五條の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

三 指定介護予防支援事業者が、第百十五條の二十二第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

四 指定介護予防支援事業者が、第百十五條の二十二第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定介護予防支援事業者が、第百十五條の二十四第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五條の二十四第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し

て答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

三 前条の規定により第五十八條第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(準用)

第百十五條の二十八 第七十條の二の規定は、第五十八條第一項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

八 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第五十八條第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があつたとき。

(公示)

第百十五條の二十七 市町村長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第五十八條第一項の指定をしたとき。

二 第百十五條の二十三の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

第九節 介護サービス情報の公表

第百十五條の二十九 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介

護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表される必要があるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査が終了した後、第一項の規定による報告の内容及び前項の規定による調査の結果のうち厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防防支援助事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事

業者又は指定介護予防防支援助事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防防支援助事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防防支援助事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

(指定調査機関の指定)
第百十五条の三十 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、前条第二項の調査の実施に関する事務(以下「調査事務」という。)を行わせることができる。
2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、そ

の指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

3 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき調査事務に係る手数料を徴収する場合においては、第一項の規定により指定調査機関が行う前条第二項の調査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定調査機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(調査員)
第百十五条の三十一 指定調査機関は、調査事務を行うときは、厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。

2 調査員は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(秘密保持義務等)

第百十五条の三十二 指定調査機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)若しくはその職員(調査員を含む。同項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定調査機関及びその職員で調査事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)
第百十五条の三十三 指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関

する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(報告等)
第百十五条の三十四 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(業務の休止等)

第百十五条の三十五 指定調査機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、調査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定情報公表センターの指定)

第百十五条の三十六 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定情報公表センター」という。)に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの(以下「情報公表事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

3 第百十五条の第三十三項及び第百十五条の三十二から前条までの規定は、指定情報公表

センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員調査員を含む。同項において同じ。」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(政令への委任)

第百十五條の三十七 この節に定めるもののほか、指定調査機関及び指定情報公表センターに關し必要な事項は、政令で定める。

第百六十條第一項第三号中「前二号を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 市町村に対し第百二十六條第一項の地域支援事業支援交付金を交付すること。

第百六十七條第三項中「第百六十條第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第百六十九條中「介護給付費交付金」の下に「及び第百二十六條第一項の地域支援事業支援交付金」を加える。

第九章 保健福祉事業」を削る。

第百七十五條を次のように改める。

第百七十五條 削除

第八章を第九章とする。

第百二十二條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(調整交付金等)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百二十二條の二 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業(第百十五條の三十八第一項第一号に掲げる事業に限る。以下「介護予防事業」という。)に要する

費用の額の百分の二十五に相当する額を交付する。

2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業(介護予防事業を除く。)に要する費用の額に、第百二十五條第一項の第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額(以下「包括的支援事業等支援額」という。)の百分の五十に相当する額を交付する。

第百二十三條の見出し中「負担」を「負担等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。

4 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。

第百二十四條に次の二項を加える。

3 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

4 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を負担する。

第百二十六條を次のように改める。

(地域支援事業支援交付金)
第百二十六條 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護予防事業に要する費用の額に前条第一項の第二号被保険者負担率を乗じて得た額(以下この章

において「介護予防事業医療保険納付対象額」という。)については、政令で定めるところにより、支払基金が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金をもって充てる。

2 前項の地域支援事業支援交付金は、第百五十條第一項の規定により支払基金が徴収する納付金をもって充てる。

第百二十七條中「及び第百二十二條」を、「第百二十二條及び第百二十二條の二」に改める。

第百二十九條第三項中「及び保健福祉事業」を「並びに地域支援事業及び保健福祉事業」に改める。

第百三十一條中「老齢又は退職」を「老齢若しくは退職、障害又は死亡」に、「老齢退職年金給付」を「老齢等年金給付」に改める。

第百三十四條第一項中「老齢退職年金給付」を「老齢等年金給付」に改める。

第百三十五條第三項中「老齢退職年金給付」を「老齢等年金給付」に改め、「これらの特別徴収対象年金給付に老齢基礎年金が含まれるときは当該老齢基礎年金について、老齢基礎年金が含まれないときは」を削る。

第百四十條第一項中「老齢退職年金給付」を「老齢等年金給付」に改め、同条第二項中「老齢退職年金給付」を「老齢等年金給付」に、「当該額の範囲内において」を「所得の状況その他の事情を勘案して」に改め、同条第四項中「老齢退職年金給付」を「老齢等年金給付」に改める。

第百四十一條の見出しを「(住所特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例に係る特別徴収義務者への通知)」に改める。

第百四十七條第二項第一号中「事業運営期間

(市町村介護保険事業計画の初年度以降三箇年間をいう。以下この項において同じ。))を「当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の計画期間(以下「計画期間」という。))に改め、「予防給付に要する費用の額」の下に「地域支援事業に要する費用の額」を加え、同項第二号中「前号の事業運営期間」を「計画期間」に改め、「予防給付に要した費用の額」の下に「地域支援事業に要した費用の額」を加え、同項第三号及び第四号中「第一号の事業運営期間」を「計画期間」に改め、「予防給付に要した費用の額」の下に「地域支援事業に要した費用の額」を加え、同項第五号中「第一号の事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第百四十八條第一項中「講ぜられない」を「講じられない」に改め、「同じ」の下に「地域支援事業に要する費用」を加え、同条第二項中「除く」の下に「地域支援事業に要する費用の額(当該地域支援事業に要する費用の額につき第百二十二條の二、第百二十三條第三項及び第四項、第百二十四條第三項及び第四項並びに第百二十六條第一項の規定により、国、都道府県、市町村の一般会計及び支払基金が負担し、又は交付する額を除く。))」を加える。

第百四十九條第二項中「指導」を「情報の提供」に改める。

第百五十條第一項中「介護給付費納付金」を「介護給付費・地域支援事業支援納付金」に改める。

第百五十一條の見出し中「介護給付費納付金」を「納付金」に改め、同条第一項及び第二項中「概算介護給付費納付金」を「概算納付金」に、

「確定介護給付費納付金」を「確定納付金」に改める。

第百五十二条の見出しを「概算納付金」に改め、同条中「概算介護給付費納付金」を「概算納付金」に改め、「医療保険納付対象額」の下に「及び介護予防事業医療保険納付対象額」を加える。

第百五十三条の見出しを「確定納付金」に改め、同条中「確定介護給付費納付金」を「確定納付金」に改め、「医療保険納付対象額」の下に「及び介護予防事業医療保険納付対象額」を加える。

第七章を第八章とする。

第百六条第二項第一号中「確保」の下に「及び地域支援事業の実施」を加える。

第百七条第一項中「こと」に、五年」を削り、同条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策

第百七条第二項第三号中「指定居宅サービスの事業」の下に「指定地域密着型サービスの事業」を、「介護給付等対象サービスの」の下に「介護給付に係るものに限る。」を加え、同項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

第百七条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「老人福祉法第二十条の八に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の八に規定する市町村老人保健計画」を「社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の八第一項に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

第百十八条第一項中「こと」に、五年」を削り、同条第二項第一号中「各年度の」の下に「介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総

数」を加え、同項第二号中「施設の整備を施設における生活環境の改善を図るための事業」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「介護給付等対象サービスの」の下に「及び地域支援事業」を加え、同項を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 介護サービス情報の公表に関する事項

第百十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「老人福祉法第二十条の九に規定する都道府県老人福祉計画、老人保健法第四十六条の十九に規定する都道府県老人保健計画」を削り、「第三十条の三」を「第三十条の三第一項」に改め、「医療計画」の下に「社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び老人保健法第四十六条の十九第一項に規定する都道府県老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

第百二十条中「助言、指導」を「情報の提供、助言」に改める。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 地域支援事業等
(地域支援事業)

第百十五条の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営

むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）
- 二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

- 三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のために必要な援助を行う事業

四五

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

2 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業 二 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のために必要な援助を行う事業 三 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業 四 其他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業 3 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。 4 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。 5 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により市町村が行う事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。 6 前各項に規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。 (地域包括支援センター) 第百十五条の三十九 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第四号までに掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域				2 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業 二 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のために必要な援助を行う事業 三 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業 四 其他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業 3 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。 4 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。 5 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により市町村が行う事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。 6 前各項に規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。 (地域包括支援センター) 第百十五条の三十九 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第四号までに掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域
住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。 2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。 3 次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。 4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。 5 地域包括支援センターの設置者(設置者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 6 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 7 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。 (実施の委託) 第百十五条の四十 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定				める者に対し、包括的支援事業の実施を委託することができる。 2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行わなければならない。 3 前条第五項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。 4 市町村は、第百十五条の三十八第一項第一号及び第二項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第二項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。 (保健福祉事業) 第百十五条の四十一 市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。 第百七十六条第一項第一号中「第四十一条第十項(の下に「第四十二条の二第九項、」を加え、「第五十八条第四項において準用する場合を含む。」を削り、「第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。」及び第五十三条第四項を、「第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の二第八項」に改め、「居宅介護サービス費」の下に
「地域密着型介護サービス費」を加え、「居宅支援サービス費、居宅支援サービス計画費及び特定入所者支援サービス費」を「介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費」に改め、同項第二号中「指定居宅介護支援及び指定施設サービス等」を「指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援」に改め、「指定居宅サービス事業者」の下に「指定地域密着型サービス事業者」を加え、「及び介護保険施設」を「介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者」に改め、同条第二項第二号中「及び」を「指定地域密着型サービス」に改め、「指定居宅介護支援」の下に「指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービス」を加える。 第百七十九条中「第四十一条第十項(の下に「第四十二条の二第九項、」を加え、「第五十八条第四項において準用する場合を含む。」を削り、「第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。」及び第五十三条第四項を、「第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の二第八項」に改め 第百八十条第一項中「指定居宅サービス」の下に「指定地域密着型サービス」を加え、「又は指定施設サービス等」を「指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援」に改め				める者に対し、包括的支援事業の実施を委託することができる。 2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行わなければならない。 3 前条第五項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。 4 市町村は、第百十五条の三十八第一項第一号及び第二項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第二項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。 (保健福祉事業) 第百十五条の四十一 市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。 第百七十六条第一項第一号中「第四十一条第十項(の下に「第四十二条の二第九項、」を加え、「第五十八条第四項において準用する場合を含む。」を削り、「第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。」及び第五十三条第四項を、「第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の二第八項」に改め 第百八十条第一項中「指定居宅サービス」の下に「指定地域密着型サービス」を加え、「又は指定施設サービス等」を「指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援」に改め

第百八十一条第一項中「指定居宅介護支援事業者」の下に、「指定介護予防防サ―ビス事業者」を加え、「若しくは指定居宅介護支援の事業」を「指定居宅介護支援の事業若しくは指定介護予防防サ―ビスの事業」に改め、同条第二項中「指定居宅介護支援事業者」の下に、「指定介護予防防サ―ビス事業者」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、指定地域密着型サ―ビス事業者、指定地域密着型介護予防防サ―ビス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定地域密着型サ―ビスの事業、指定地域密着型介護予防防サ―ビスの事業及び指定介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

第百九十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「報告の徴収等」を付し、同条第一項中「に對し、」の下に「保険給付の効果に関する評価のためその他」を加え、同条第二項中「都道府県知事」の下に「又は市町村長」を加え、同条の次に次の一條を加える。

第百九十七条の二 市町村長は、政令で定めるところにより、その事業の実施の状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第百九十七条中「老齢退職年金給付」を「老齢等年金給付」に改める。

第百九十三条の二第二項中「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下この条において「都道府県知事等」という。)」を「又は市町村長」に、「又は都道府県知事等」を「又は都道府県知事若しくは市町村長」に改め、同条第二項中

「都道府県知事等」を「都道府県知事若しくは市町村長」に改める。

第二百五条第一項中「保険審査会の委員若しくは」を「保険審査会の委員」に、「専門調査員又はこれらの委員若しくは保険審査会の専門調査員であつた者」を「専門調査員若しくは連合会若しくは連合会から第四十一条第一項(第四十二條の二第九項、第四十六條第七項、第四十八條第七項、第五十一条の二第八項、第五十三條第七項、第五十四條の二第九項、第五十八條第七項及び第六十一条の二第八項において準用する場合を含む。の)規定により第四十一条第九項、第四十二條の二第八項、第四十六條第六項、第四十八條第六項、第五十一条の二第七項、第五十三條第六項、第五十四條の二第八項、第五十八條第六項若しくは第六十一条の二第七項に規定する審査及び支払に関する事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者」に改め、「指定居宅サ―ビス事業者」の下に、「指定地域密着型サ―ビス事業者」を、「開設者」の下に、「指定介護予防防サ―ビス事業者、指定地域密着型介護予防防サ―ビス事業者、指定介護予防支援事業者」を加え、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二十四條の二第三項、第二十八條第七項(第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一条第二項、第三十三條第四項、第三十三條の二第二項、第三十三條の三第二項及び第三十四條第二項において準用する場合を含む。)、第六十九條の十七第一項、第六十九條の二十八第一項、第六十九條の三十七、第百

十五條の三十二第一項(第百十五條の三十六第三項において準用する場合を含む。)、又は第百十五條の三十九第五項(第百十五條の四十第三項において準用する場合を含む。の)規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百五條の次に次の一條を加える。

第二百五條の二 第六十九條の二十四第二項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百六條中「各号の一に該当する」を「各号のいずれかに該当する場合」に、「その違反行為をした」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「広告した者」を「広告し」に、「広告をした者」を「広告をし」に、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第二百六條の二 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十九條の二十又は第百十五條の三十三(第百十五條の三十六第三項において準用する場合を含む。の)規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第六十九條の二十二第二項若しくは第二項、第六十九條の三十第一項(第六十九條の三十三第二項において準用する場合を含む。)、又は第百十五條の三十四第一項(第百

十五條の三十六第三項において準用する場合を含む。の)規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第六十九條の二十三第一項の規定による許可を受けないで試験問題作成事務の全部を廃止し、第百十五條の三十五の規定による許可を受けないで調査事務の全部を廃止し、又は第百十五條の三十六第三項において準用する第百十五條の三十五の規定による許可を受けないで情報公表事務の全部を廃止したとき。

第二百八條中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第二百九條中「各号の一に該当する」を「各号のいずれかに該当する場合」に、「その違反行為をした」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「第百九條第一項」を「第四十二條第三項、第四十二條の三第三項、第四十五條第八項、第四十七條第三項、第四十九條第三項、第五十四條第三項、第五十四條の三第三項、第五十七條第八項、第五十九條第三項、第七十六條第一項、第七十八條の六第一項、第八十三條第一項、第九十條第一項、第百九條第一項、第百九十二條第一項、第百九十五條の六第一項、第百九十五條の十五第一項又は第百九十五條の二十四第一項」に改め、「報告若しくは」の下に「帳簿書類の」を、「虚偽の報告」の下に「若しく

は虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示」を加え、「同項」をこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらに、「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同条第三号中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第二百十一條中「第二百六條」を「第二百五條の二から第二百六條の二まで」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第二百十一條の二 第六十九條の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、

財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第二百十三條に次の一項を加える。

2 第六十九條の七第六項又は第七項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第二百十四條第二項中「第三十一條第一項後段」の下に、「第三十三條の三第一項後段」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第六十九條の十三關係)

科	目	試 験 委 員
一	この法律その他関係法令に関する科目	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において保健若しくは福祉に関する科目若しくは医学を担当する教授若しくは助教の職にあり、又はこれらの職にあった者
二	居室サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三	介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	
四	要介護認定及び要支援認定に関する科目	
備考	上欄に掲げる科目についての試験の問題及び合格の基準は、介護支援専門員実務研修を受講するために必要な専門的知識及び技術を有するかどうかを判定するためのものであること。	

第四條 介護保険法の一部を次のように改正する。

第三百三十四條第一項中「とする。」の下に「次項(第三号を除く。)から第六項までにおいて同じ。」を加え、同条第四項中「第二項」を「第七項」

に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「第一項」の下に「から第六項まで」を加え、同項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の四月二日から六月一日までの間に次の各号のいずれかに該当するに至った者(当該年の三月一日から四月一日までの間に第一号に該当するに至った者であつて、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けていないものを含み、当該年の八月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の六月一日の現況において政令で定める額未満である者及び前項第二号に該当する者を除く。)の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の六月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

一 老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該年金保険者から当該老齢等年金給付の支払を受けることとなつた六十五歳以上の者

二 当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち六十五歳に達したものの(六十五歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する者に限る。)

三 当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対し市町村の区域を越える住所の変更の届出を行つた六十五歳以上のもの

3 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の六月二日から八月一日までの間に前項各号のいずれかに該当するに

至つた者(当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の八月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。)の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の八月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

4 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の八月二日から十月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至つた者(当該年の十二月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の十月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。)の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の十月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

5 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の前年の十月二日から十二月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至つた者(当該年の二月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の前年の十二月一日の現況において政令で定める額未満である者

及び第一項第二号に該当する者を除く。の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の前年の十二月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

6 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の前年の十二月二日から当該年の二月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至った者(当該年の四月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該高齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の二月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の二月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

第百三十五条第一項中「除く。」の下に「次項及び第三項において同じ。」を、「課する」の下に「当該年度の」を加え、同条第三項中「前条第一項」の下に「から第六項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文、第二項又は第三項」に、「同項本文」を「第一項本文、第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 市町村(前項ただし書に規定する市町村を除く。次項において同じ。)は、前条第二項又は第三項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者について、

対して課する当該年度の保険料の一部を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

3 市町村は、前条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合(前項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。又は同条第四項から第六項までの規定による通知が行われた場合において、当該通知に係る第一号被保険者について、翌年度の初日から九月三十日までの間において当該通知に係る高齢等年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でないこと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。)を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

4 前項の支払回数割保険料額の見込額は、当該第一号被保険者につき、当該年度の保険料額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、当該年度の翌年度の初日(前条第五項の規定による通知に係る第一号被保険者については同年度の六月一日とし、同条第六項の規定による通知に係る第一号被保険者については同年度の八月一日とする。)から九月三十日までの間における当該高齢等年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

第百三十六条第一項中「前条」を「第百三十四

条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項(同条第一項に係る部分に限る。)に、「場合においては」を「ときは」に改め、同条第二項中「から、」の下に「前条第三項並びに」を加える。

第百三十七条第六項及び第百三十八条第四項中「第百三十四条第二項から第四項まで」を「第百三十四条第七項から第九項まで」に改める。

第百四十一条の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第百四十一条の二 第百三十四条第二項から第六項までの規定により通知が行われた場合において、市町村が第百三十五条第二項から第六項までの規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときの特別徴収額の通知、特別徴収の方法によって徴収した保険料額の納入の義務その他の取扱いについては、政令で定める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第五条 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

第六条 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額」を「要介護旧措置入所者に係る要介護状態区分(同法第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。)、特定介護老人福祉施設(当該特定介護老人福祉施設に係る同法第九十二条の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定介護

老人福祉施設に継続して一以上の他の指定介護老人福祉施設(同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)に入所した要介護旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定介護老人福祉施設を含む。以下この条において同じ。の所在する地域等を勘案して算定される指定介護福祉施設サービス(同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下この項において同じ。)に要する平均的な費用(同条第二項の厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用(同条第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この項において同じ。)の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。)に、厚生労働大臣が定める要介護旧措置入所者の所得の区分ごとに百分の九十以上百分の百以下の範囲内において厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「特定標準負担額について、同条第四項の規定は、前項各号」を「前項」に改め、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 要介護旧措置入所者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定める者(第七項において「特定要介護旧措置入所者」という。)に対し支給する介護保険法第五十一条の二第一項の特定入所者介護サービス費の額は、平成十七年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り、同条第二

項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

一 特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。以下この条において「食費の特定基準費用額」という。)から、平均的な家計における食費の状況及び要介護旧措置入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額(以下この条において「食費の特定負担限度額」という。)を控除した額

二 特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(その額が現に当該居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額とする。以下この条において「居住費の特定基準費用額」という。)から、要介護旧措置入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額(以下この条において「居住費の特定負担限度額」という。)を控除した額

6 介護保険法第五十一条の二第三項の規定は、食費の特定基準費用額若しくは食費の特定負担限度額又は居住費の特定基準費用額若しくは居住費の特定負担限度額について準用する。

7 介護保険法第五十一条の二第六項の規定を特定要介護旧措置入所者に適用する場合に

は、同項中「食費の基準費用額又は居住費の基準費用額」とあるのは「食費の特定基準費用額又は居住費の特定基準費用額」と、「食費の負担限度額又は居住費の負担限度額」とあるのは「食費の特定負担限度額又は居住費の特定負担限度額」とし、同条第七項の規定を特定要介護旧措置入所者に適用する場合には、同項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項、介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項及び同条第七項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

第七條 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第七条第二十六項」を「第七条第八項」に改める。

第十三条第一項中「第九十二条」を「第九十二条第一項又は第百十五條の二十九第六項」に、「第七條第十九項」を「第八條第二十二項」に改め、同条第三項中「第九十二条」を「第九十二条第一項又は第百十五條の二十九第六項」に改める。

(老人福祉法の一部改正)
第八條 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五條の二第二項中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改め、同条第五項中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に、「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

第十条の四第一項第四号中「痴呆の状態にある」を「認知症(介護保険法第七條第十五項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である」に、「共同生活を営むのに支障がある」を「その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態に」、「介護保険法に規定する痴呆対応型共同生活介護」を「同法に規定する認知症対応型共同生活介護」に改める。

第二十条の八第三項中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

第九條 老人福祉法の一部を次のように改正する。

第五條の二第三項中「食事の提供」を「排せつ、食事等の介護」に改め、同条第五項中「食事の提供」を「入浴、排せつ、食事等の介護」に改める。

第十条の四第一項第四号中「食事の提供」を「入浴、排せつ、食事等の介護」に改める。

第五條の二第二項中「老人短期入所事業」の下に、「小規模多機能型居宅介護事業」を加え、同条第二項中「若しくは居宅支援サービス費」を「夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費」に改め、同条第三項中「若しくは居宅支援サービス費」を「認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費」に改め、同条第四項中「居宅支援サービス費」を「介護予防短期入所

生活介護に係る介護予防サービス費」に改め、同条第五項中「第十条の四第一項第四号」を「第十条の四第一項第五号」に、「居宅介護サービス費」を「地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において、「小規模多機能型居宅介護事業」とは、第十条の四第一項第四号の措置に係る者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、これらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう。

第六條の二を削り、第六條の三を第六條の二とする。

第十条の三第一項中「居宅サービス」の下に「地域密着型サービス」を加え、「及び施設サービス」を「施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援」に改める。

第十条の四第一項第一号中「訪問介護」の下に

平成十七年六月二十二日 参議院会議録第二十七号(その二) 介護保険法等の一部を改正する法律案

「夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護」を加え、同項第二号中「通所介護」の下に、「認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護」を加え、同項第三号中「短期入所生活介護」の下に「又は介護予防短期入所生活介護」を加え、同項第四号中「第七号第十五項」を「第八号第十六項」に改め、「認知症対応型共同生活介護」の下に「又は介護予防認知症対応型共同生活介護」を加え、「第五号の二第五項」を「第五号の二第六項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五号の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

第十一条第一項第一号中「身体上若しくは精神上又ははを削り、同項第二号中「規定する」の下に「地域密着型介護老人福祉施設又はは」を加える。

第十四条の三の次に次の一条を加える。
(前払金の保全措置)

第十四条の四 認知症対応型老人共同生活援助

事業を行う者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

第十六条第四項中「前条第六項」を「第十五条第六項」に改める。

第十八条の二第二項中「場合」の下に「(第一項の命令に違反したことに基つて認知症対応型老人共同生活援助事業の制限又は停止を命ずる場合を除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第二十条の二の二中「若しくは居宅支援サービス費」を、「認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費」に改める。

第二十条の三「居宅支援サービス費」を「介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費」に改める。

第二十条の四「養護する」の下に「とともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その

他の援助を行う」を加える。

第二十条の五中「規定による」の下に「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくはは」を加える。

第二十条の七の二中「第六号の二に規定する情報の提供並びに相談及び指導」を「地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者に現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 老人介護支援センターの設置者(設置者が法人である場合にあつては、その役員若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十条の八第三項中「短期入所生活介護」の下に、「夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護」を、「認知症対応型共同生活介護」の下に、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を、「介護福祉施設サービス」の下に「並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護」を加え、同条第六項中「第四十六号の十八」を「第四十六号の十八第一項」に改め、「市町村老人保健計画」の下に「及び介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画」を加え、同条第七項中「介護保険法第一百七十七条に規定する市町村介護保険事業計画」を「社会福祉法第一百七十七条に規定する市町村地域福祉計画」に改める。

第二十条の九第三項中「第一百八条第二項第一号に規定する」の下に「地域密着型介護老人福

祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び」を加え、同条第四項中「第四十六号の十九」を「第四十六号の十九第一項」に改め、「都道府県老人保健計画」の下に「及び介護保険法第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画」を加え、同条第五項中「介護保険法第一百八条に規定する都道府県介護保険事業支援計画」を「社会福祉法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画」に改める。

第二十一条第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第一号の二中「第十号の四第一項第四号」を「第十号の四第一項第五号」に改める。

第二十一条の二中「又は施設サービス」を「地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に改める。

第二十九条第一項中「常時十人以上の」を削り、「入所させ」を「入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護」に、「提供その他」を「提供又はその他の」に、「を供与することを目的とする」を「であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）」をする事業を行う」に改め、「老人福祉施設」の下に、「認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設」を加え、同条第六号中「便宜」を「介護等」に改め、同条第二項中「前項各号」を「同項各号」に改め、同条第四項中「設置者が」の下に「第三項から第五項までの規定に違反したと認めるとき、」を加え、「入所して」を「入居して」に、「入所者」を「入居者」に、「入所者の利益」を「入居者の利益」に、「は、入所者の保護のため必要な限度において、当該有料老人

ホームの」を、「その他入居者の保護のため必要がある」と認めるときは、当該に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「管理者」の下に「若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）を加え、」を「を」に、その施設の設備若しくは運営について調査させる」を「に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させる」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

第二十九条第二項の次に次の三項を加える。

3 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

4 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与する介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。

5 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

第二十九条に次の一項を加える。

9 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十条第一項中「入所者」を「入居者」に改める。

第三十一条の二第二項第二号中「入所者」を「入居者」に改め、同項第三号及び同条第二項中「入所者等」を「入居者等」に改める。

第三十四条の二第二項中「第二十九条第三項及び第四項」を「第二十九条第六項及び第八項」に、「入所者」を「入居者」に改める。

第四十条を削る。

第三十九条中「各号の一に該当する」を「各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした」に改め、同条第一号中「第二十八条の十二第一項」の下に「若しくは第二十九条第六項」を加え、「同項をこれらに」、「忌避した者」を「忌避したとき」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第二十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十九条第三号中「用いた者」を「用いたとき」に改め、同条第四号中「忌避した者」を「忌避したとき」に改め、同条を第四十条とする。

第三十八条中「第二十九条第四項」を「第十八条の二第一項又は第二十九条第八項」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第三十九条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。
第三十八条 第二十条の七の二第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第四十一条中「前三条」を「前二条」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第十一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める。

第十二条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「老人短期入所事業」の下に、「小規模多機能型居宅介護事業」を加える。

（生活保護法の一部改正）

第十三条 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

第十四条 生活保護法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第十五条の二第一項中「及び」を「に対して」、第一号から第四号まで及び第八号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することできない」に、「要支援者をいう。第三項を「要支援者をいう。第六項」に、「次に」を「第五号から第八号までに」に改め、同項中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

六 介護予防福祉用具

七 介護予防住宅改修

第十五条の二第二項中「第七条第六項」を「第

八条第二項」に、「同条第七項」を「同条第三項」

に、「同条第八項」を「同条第四項」に、「同条第九項」を「同条第五項」に、「同条第十項」を「同条第六項」に、「同条第十一項」を「同条第七項」に、「同条第十二項」を「同条第八項」に、「同条第十三項」を「同条第九項」に、「同条第十四項」を「同条第十項」に改め、「短期入所療養介護」の下に、「同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与」を加え、「認知症対応型共同生活介護、同条第十六項に規定する特定施設入居者生活介護及び同条第十七項に規定する福祉用具貸与」を「夜間対応型訪問介護、同条第十六項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十七項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護」に改め、同条第三項中「又は要支援者」を削り、同条第四項中「第七條第二十一項」を「第八條第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護、同条第三項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第四項に規定する介護予防訪問看護、同条第五項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第七項に規定する介護予防通所介護、同条第八項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第九項に規定する介護予防短期入所生活

介護、同条第十項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6 第一項第五号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス(以下この項において「介護予防等」という。)の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター(第三十四条の二第二項及び第五十四条の二第一項において「地域包括支援センター」という。)の職員のうち同法第八条の二第十八項の厚生労働省令で定める者が作成したものを用いる。

第十九条第三項中「第七条第二十一項」を「第八条第二十四項」に改める。
第三十一条第四項中「介護老人福祉施設」を「地域密着型介護老人福祉施設(介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)、介護老人福祉施設」に、「介護保険法第七条第二十二項」を「同条第

二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に改め、「みなされた」の下に「地域密着型介護老人福祉施設及び」を加え、「当該介護老人福祉施設」を「当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設」に改める。

第三十四条の二第二項中「居宅介護及び施設介護を」居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防及び介護予防福祉用具の給付に、「作成する者並びに」を「作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項において「特定福祉用具販売事業者」という。)、地域密着型介護老人福祉施設、」に改め、「介護療養型医療施設」の下に、「その事業として介護予防を行う者及び地域包括支援センター並びにその事業として同法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第二項において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)」を、「みなされた」の下に「地域密着型介護老人福祉施設及び」を加える。

第五章中第三十七条の次に次の一条を加える。

(保護の方法の特例)

第三十七条の二 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、第三十二条第二項、第三十四条第五項(第三十四条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者に対して交付する保護金品又

は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料(介護保険法第二百九条第一項に規定する保険料をいう。)その他の被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。

第五十四条の二第一項中「介護老人福祉施設」を「地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設に、「介護療養型医療施設又は」を「介護療養型医療施設、」に、「作成する者について開設者又は本人」を「作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくは地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者について開設者、本人又は設置者」に、「又は施設介護を」を「福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付」に改め、同条第二項中「介護保険法」を「介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があつたときは、その地域密着型介護老人福祉施設は、その指定の時に、前項の規定による指定を受けたものとみなし、同法に改め、同条第三項中「みなされた」の下に「地域密着型介護老人福祉施設に係る同項の指定は、当該地域密着型介護老人福祉施設について、介護保険法第七十八条の七の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の九の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十一において準用する同法第七十条の二第

一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたときは、その効力を失ひ、前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた」を加え、「介護保険法第九十一条」を「同法第九十一条」に、「又は同法第九十二条第一項」を「同法第九十二条第一項若しくは第九十五条の二十九第六項に改め、「取消しがあつたとき」の下に、「又は同法第八十六条の二第一項の規定により同法第四十八条第一項第一号の指定の効力が失われたとき」を加え、同条第四項中「介護老人福祉施設」を「地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設」に改める。

別表都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第十五条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める。

第十六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第一条中「及び特定社会福祉事業を」を「特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等を」に、「及び特定社会福祉事業に従事する職員を」を「特定社会福祉事業に従事する職員及び特定介護保険施設等の職員」に改める。

第二条第一項第三号中「及び特別養護老人ホーム」を削り、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同

条第十一項中「申出施設等である」を「特定介護保険施設等又は申出施設等である」に改め、「第三項の下に」又は第四項を加え、「申出施設等職員」を「特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「社会福祉施設等職員」の下に、「特定介護保険施設等職員」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「社会福祉施設等職員」の下に、「特定介護保険施設等職員」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「特定社会福祉事業」の下に「特定介護保険施設等」を、「社会福祉施設等職員」の下に「又は特定介護保険施設等職員」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項ただし書中「次項ただし書」の下に「及び第八項ただし書」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「特定介護保険施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

第二条第四項中「又は特定社会福祉事業」を「特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「及び特定社会福祉事業」を、「特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等」に、「独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）を「機構」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「特定介護保険施設等」と

は、次に掲げる施設又は事業のうち、経営者が退職手当共済契約の申込みに当たり独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に申し出たもの又は共済契約者が機構に申し出たもの（第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものに限る。）をいう。

一 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業

二 老人福祉法第十五条第四項の規定による認可を受けた特別養護老人ホーム
三 その他前二号に準ずる施設又は事業であつて政令で定めるもの

第三条第三号中「社会福祉施設等職員」の下に「又は特定介護保険施設等職員」を加える。

第四条の二第一項及び第二項中「申出施設等」を「特定介護保険施設等又は申出施設等」に改める。

第六条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

第七条中、「第三項又は第四項」を「又は第三項から第五項まで」に改める。

第八条第一項第一号中「百分の六十」を「百分の五十四」に改め、同項第二号中「百分の七十五」を「百分の六十七・五」に改め、同条第二項第一号中「百分の八十」を「百分の七十二」に改

め、同項第二号中「百分の八十八」を「百分の七十九・二」に改め、同条第三項第一号中「百分の百」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「百分の百十」を「百分の九十九」に改め、同項第三号中「百分の百二十」を「百分の百八」に改める。

第九条第一項第一号中「百分の百二十五」を「百分の百十二・五」に改め、同項第二号中「百分の百三十七・五」を「百分の百二十三・七五」に改め、同項第三号中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に改め、同項第四号中「百分の百二十五」を「百分の百十二・五」に改め、同条第二項第一号中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に改め、同項第二号中「百分の百六十五」を「百分の百四十八・五」に改め、同項第三号中「百分の百八十」を「百分の百六十二」に改め、同項第四号中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に改める。

第十一条第六項中、「第三項又は第四項」を「又は第三項から第五項まで」に改め、同条第八項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定による場合のほか、引き続き一年以上被共済職員である者が退職した場合（第十三条第一項に該当する場合を除く。）において、その者が、退職した日から起算して二年以内に、退職手当金を請求しないで再び被共済職員となり、かつ、その者が機構に申し出たときは、前後の各期間につき第一項から第五項までの規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

第十五条第二項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定介護保険施設等職員（被共済職員で

ある者に限る。）に係る掛金

第十八条中「もの」の下に「及び特定介護保険施設等職員であるもの（社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。）」を加える。

附則第二項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（施設又は事業の転換を行う場合の特例）

2 共済契約者が、その経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業を特定介護保険施設等、申出施設等その他の施設又は事業へ転換する場合（政令で定める場合に限る。）におけるこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三項を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二條、第二十三條第二項、第三十二條、第三十九條及び第五十六條の規定 公布の日

二 第二条、第六条及び第九条並びに附則第十条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第十三条ただし書の規定 平成十七年十月一日

三 第四条並びに附則第十四條、第四十二條、第四十四條及び第五十三條の規定 平成十八年十月一日

(検討)

第二条 政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、第三条の規定による改正後の介護保険法(以下「新介護保険法」という。)による予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際、地域包括支援センター(第三条の規定による改正後の介護保険法(以下「新介護保険法」という。)第百十五條の三十九第一項に規定する地域包括支援センターをいう。)が設置されないことその他の事情により、介護予防支援(新介護保険法第八條の二第十八項に規定する介護予防支援をいう。)の見込量の確保が困難であると認められる市町村(特別区を含む。以下同じ。)にあつては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十年四月一日までの間において条例で定める日までの間、新介護保険法第十八條第二号、第十九條第二項、第三十二條から第三十四條まで及び第四章第四節の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、施行日から同項の条例で定める日までの間、当該市町村が行う介護保険の被保険者に対する新介護保険法第十八條(第二号に係る部分を除く。)、第十九條第一項、第二十七條第四項及び第五項、第四十二條の二第一項並びに第四十八條第一項の規定の適用については、新介護保険法第十八條第一号中

「要介護状態」とあるのは「要介護状態(要支援状態を含む。)」と、新介護保険法第十九條第一項中「要介護者」とあるのは「要介護者(要支援者を含む。)」と、「要介護状態区分」とあるのは「要介護状態区分(身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態に係る厚生労働省令で定める区分を含む。次節及び第三節において同じ。)」と、新介護保険法第二十七條第四項各号中「要介護状態」とあるのは「要介護状態(要支援状態を含む。)」と、「要介護状態」とあるのは「要介護状態(要支援状態を含む。)」と、同条第五項第一号中「要介護状態」とあるのは「要介護状態(要支援状態を含む。)」と、新介護保険法第四十二條の二第一項中「要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者(認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者に限る。以下この条及び次条において同じ。)」と、新介護保険法第四十八條第一項中「要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者(厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者に限る。以下この条及び次条において同じ。)」とす

第四条 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第十五條において同じ。)の施行の日に行われた居宅サービス、居宅介護支援又は施設サービスに係るこの法律による改正前の介護保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第五条 新介護保険法第十三條の規定は、同条第一項に規定する住所地特例対象施設(以下この

条及び次条において「住所地特例対象施設」という。)に入所又は入居(以下この条及び次条において「入所等」という。)をすることにより、施行日以後に当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる同項に規定する住所地特例対象被保険者であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした際、当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

第六条 この法律の施行の際現に第十条の規定による改正前の老人福祉法(以下この条並びに附則第十條第二項及び第十七條第二項において「旧老人福祉法」という。)第十一條第一項第一号の措置を受けて旧老人福祉法第二十條の四に規定する養護老人ホームに入所している者(以下この条及び附則第十六條において「施行日前措置入所者」という。)は、施行日以後引き続き当該養護老人ホームに入所している間当該養護老人ホームに継続して一以上の他の住所地特例対象施設に入所等をするに於て当該一以上の他の住所地特例対象施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を有するに至つた施行日前措置入所者にあつては、当該一以上の他の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている間を含む。)は、介護保険法第九條及び新介護保険法第十三條の規定にかかわらず、当該措置をとつた市町村が行う介護保険の被保険者とする。

2 前項の規定の適用を受ける被保険者が入所等をしていない住所地特例対象施設は、当該住所地特例対象施設の所在する市町村及び当該被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

第七条 この法律の施行前に第三條の規定による

改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第七條第二十一項に規定する介護老人福祉施設(入所定員が二十九人以下であるもの)に限る。以下この条において「小規模介護老人福祉施設」という。)に入所することにより当該小規模介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該小規模介護老人福祉施設に入所した際他の市町村(当該小規模介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、施行日以後引き続き当該小規模介護老人福祉施設に入所している間は、介護保険法第九條の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の旧介護保険法第七條第十九項に規定する介護保険施設(以下この条において「旧介護保険施設」という。)に継続して入所している被保険者であつて、現に入所している小規模介護老人福祉施設(以下この条において「現入所施設」という。)に入所する直前に入所していた旧介護保険施設(以下この項において「直前入所施設」という。)及び現入所施設のそれぞれに入所することにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入所被保険者」という。)については、この限りでない。

2 特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、介護保険法第九條の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。

一 継続して入所している二以上の旧介護保険施設のそれぞれに入所することによりそれぞれの旧介護保険施設の所在する場所に順次住

所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の旧介護保険施設のうち最初の旧介護保険施設に入所した際の市の町村(現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 継続して入所している二以上の旧介護保険施設のうち一の旧介護保険施設から継続して他の旧介護保険施設に入所すること(以下この号において「継続入所」という。)により当該一の旧介護保険施設の所在する場所以外の場所から当該他の旧介護保険施設の所在する場所への住所の変更(以下この号において「特定住所変更」という。)を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入所の際の市の町村(現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者については、現入所施設及びその者が現入所施設に入所する前に入所していた旧介護保険施設をそれぞれ新介護保険法第十三条第一項に規定する住所特例対象施設とみなして、同条の規定を適用する。

第八条 この法律の施行の際現に旧介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている者は、施行日に、新介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定(以下「新要介護認定」という。)を受けたものとみなす。この場合において、当該新要介護認定を受けたものとみなされた者に係る介護保険法第二十八条第一項に規定する有

効期間は、同項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る同項に規定する有効期間又は旧介護保険法第三十三条第一項に規定する有効期間の残存期間と同一の期間とする。

第九条 旧介護保険法第二十七条第二段(旧介護保険法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項(旧介護保険法第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合(以下この号において「準用する場合を含む。」)の規定により旧介護保険法第二十七条第二項の調査の委託を受けた同条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者等の役員若しくは同条第三項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあつた者に係る当該委託業務に關して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に旧介護保険法第四十一条第一項本文若しくは介護保険法第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている指定居宅サービス事業者(次項の規定により新介護保険法第四十二条の二第二項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。)、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設の開設者(第三項の規定により新介護保険法第四十二条の二第二項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。若しくは指定介護療養型医療施設の開設者又は介護老人保健施設の開設者(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。))は、施行日に、新介護保険法第四十一条第一項本文若しくは介

介護保険法第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなす。ただし、当該指定居宅サービス事業者等が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 この法律の施行の際現に旧介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けている認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護(旧老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームその他旧介護保険法第七十六条の厚生労働省令で定める施設であつて、その入居者が同条第三項に規定する要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの)のうち、その入居定員が二十九人以下であるものにおいて行うものに限る。の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長(施行日の前日において当該市町村以外の市町村(以下この条において「他の市町村」という。))が行う介護保険の被保険者がこれらのサービスをj利用している場合には、当該他の市町村の長から、新介護保険法第八十八条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る新介護保険法第四十二条の二第二項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

3 この法律の施行の際現に介護保険法第四十八条第一項第一号の指定を受けている指定介護老人福祉施設であつて、その入所定員が二十九人

以下であるものの開設者は、施行日に、当該指定介護老人福祉施設の所在地の市町村の長(施行日の前日において他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該指定介護老人福祉施設に入所している場合には、当該他の市町村の長)から、新介護保険法第八十八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る新介護保険法第四十二条の二第二項本文の指定を受けたものとみなす。

第十一条 施行日において前条第一項本文又は第三項の規定により新介護保険法第四十二条の二第一項本文若しくは介護保険法第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた指定介護老人福祉施設の開設者、指定介護療養型医療施設の開設者又は介護老人保健施設の開設者が開設する当該指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設(以下この条において「旧指定介護老人福祉施設等」という。)に入所し、又は入院し、旧介護保険法第四十八条第一項の施設介護サービス費を受けていた者(以下「旧入所者」という。)であつて、施行日以後厚生労働省令で定める期間内に新介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けたもの(厚生労働省令で定める要支援状態区分(新介護保険法第七條第二項に規定する要支援状態区分をいう。))に該当する者に限る。))は、施行日から起算して三年間に限り、施行日以後引き続き当該旧指定介護老人福祉施設等に入所し、又は入院している間(当該旧指定介護老人福祉施設等に係る新介護保険法第七十八条の九、第九十二条第一項、第一百四條第一項、第一百四條第一項又は第一百五條の二十九第六項

の規定による指定又は許可の取消しその他やむを得ない理由により、当該旧指定介護老人福祉施設等に継続して一以上の他の新介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設又は新介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設(以下この条において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。)に入所し、又は入院した旧入所者にあつては、当該一以上の他の地域密着型介護老人福祉施設等に継続して入所し、又は入院している間を含む。は、新要介護認定を受けたものとみなして、新介護保険法第四十二条の二及び第四十八条の規定を適用する。

第十二条 この法律の施行の際現に旧介護保険法第七十九条第二項第二号に規定する介護支援専門員である者は、施行日に、新介護保険法第六十九条の二第一項の都道府県知事の登録を受け、新介護保険法第六十九条の七第一項の規定により介護支援専門員証の交付を受けたものとみなす。

第十三条 この法律の施行の際現に健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定を受けている病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第八十六条第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認を受けている病院若しくは診療所の開設者については、施行日に、当該病院、診療所又は薬局により行われる新介護保険法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス(病院又は診療所にあつては介護予防居宅療養管理指導(同条第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。以下

この条において同じ。)その他厚生労働省令で定める種類の新介護保険法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに限り、薬局にあつては介護予防居宅療養管理指導に限る。)に係る新介護保険法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院、診療所又は薬局の開設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第十四条 平成十八年度においては、第四条の規定による改正後の介護保険法第三十四条第四項中「当該年の八月二日から十月一日までの間に」とあるのは「当該年の四月二日から十月一日までの間に」と、当該するに至つた者」とあるのは「当該するに至つた者(当該年の三月一日から四月一日までの間に第二項第二号に該当するに至つた者であつて、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けていないものを含む。とする。

第十五条 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、新介護保険法第二十四条の二第一項の指定の手続、新介護保険法第六十九条の十一第一項の登録の手続、新介護保険法第六十九条の十八第一項の認可の手続、新介護保険法第六十九条の二十七の指定の手続、新介護保険法第六十九条の三十三第一項の指定の手続、新介護保険法第七十条の規定による新介護保険法第四十一条第一項本文の指定の手続(特定福祉用具販売に係るものに限る。)、新介護保険法第七十八条の二の規定による新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定の手続、新介護保険法第五十三条第一項本文の指定の手続、新介護保険法第五十三条の十一の規定による新介護保険

法第五十四条の二第一項本文の指定の手続、新介護保険法第五十五条の二十の規定による新介護保険法第五十八条第一項の指定の手続、新介護保険法第五十五条の三十第一項の指定の手続、新介護保険法第五十五条の三十六第一項の指定の手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても行うことができる。

(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 施行日前措置入所者は、第十条の規定による改正後の老人福祉法(次条において「新老人福祉法」という。)第十一条第一項第一号の措置を受けて入所している者とみなす。

第十七条 新老人福祉法第十四条の四の規定は、認知症対応型老人共同生活援助事業(施行日の前日までに老人福祉法第十四条の届出がされたものを除く。)が行われる住居に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

2 新老人福祉法第二十九条第五項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホーム(施行日の前日までに旧老人福祉法第二十九条第一項の届出がされたものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 附則第三条第一項の規定により、施行日から平成二十年四月一日までの間において条例で定める日までの間、新介護保険法第十八条第二号、第十九条第二項、第三十二条から第三十四条まで及び第四章第四節の規定が適用されない市町村の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでない場合にあつては、現在地とする。次項及び次条において同じ。)を有する被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)に対しては、第十

四条の規定による改正後の生活保護法(以下「新生活保護法」という。)第十五条の二第一項第五号に規定する介護予防、同項第六号に規定する介護予防福祉用具及び同項第七号に規定する介護予防住宅改修に係る介護扶助は行わない。

2 前項の場合において、当該市町村の区域内に居住地を有する被保護者については、新介護保険法第七條第四項に規定する要支援者に該当する者を同条第三項に規定する要介護者に該当する者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。

第十九条 この法律の施行の際現に第十四条の規定による改正前の生活保護法(以下「旧生活保護法」という。)第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助(旧生活保護法第十五条の二第四項に規定する施設介護(附則第二十一条において「施設介護」という。)に限る。)を旧介護保険法第七條第二十一項に規定する介護老人福祉施設(入所定員が二十九人以下であるものに限る。)に委託して行っている場合は、当該委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地によつて定めるものとする。

第二十条 この法律の施行の際現に旧生活保護法第十五条の二の規定により介護扶助が行われている旧介護保険法第七條第三項に規定する要介護者及び同条第四項に規定する要支援者(介護保険の被保険者でない者に限る。)については、施行日から起算して二年間に限り、施行日以後引き続き、新介護保険法第七條第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。

第二十一条 この法律の施行の際現に旧生活保護法第三十四条の二第二項の規定による介護扶助

(施設介護に限る。)が旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十二項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十三項に規定する介護療養型医療施設以下この条において「介護扶助施設」という。)に委託して行われている被保護者であつて、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者であるものは、施行日から起算して三年間に限り、施行日以後引き続き当該介護扶助施設に入所し、又は入院している間は、同条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二第一項の規定を適用する。

第二十二條 新生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 この法律の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(老人福祉法第十五条第四項の規定による認可を受けた特別養護老人ホーム、同法第十四条の規定による届出がなされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業又は社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第六号に掲げる施設若しくは第十六条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「旧共済法」という。)第二条第二項第四号に掲げる事業のうち政令で定める施設若しくは事業(以下この条において「特別養護老人ホーム等」と総称する。)に係るものに限る。)は、第十六条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「新共済法」という。)第二条第三項に規定する特

定介護保険施設等(以下「特定介護保険施設等」という。)に係る退職手当共済契約とみなす。

2 施行日前に特別養護老人ホーム等を経営していた旧共済法第二条第八項に規定する共済契約者(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第百十一号。以下「社会福祉事業法等改正法」という。)附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。)が、施行日前に厚生労働省令で定めるところにより独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)に届け出たときは、施行日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、当該特別養護老人ホーム等の業務に常時従事することを要する者となる者については、前項及び新共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、同項に規定する被共済職員でないものとする。

第二十四條 この法律の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している新共済法第二条第五項に規定する経営者が、施行日前に旧共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みは、同条第三項の規定により機構に申し出てしたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、施行日前に旧共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手續は、新共済法の相当の規定によつてしたものとみなす。

第二十五條 新共済法第八条から第九条の二まで及び第十一条第八項の規定は、施行日以後に退職(新共済法第七条に規定する退職をいう。以下同じ。)した者について適用し、施行日前に退職した者については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する者が施行日の前日に現に退職した理由

と同一の理由により退職したものとみなして、政令で定めるところにより、旧共済法第八条から第九条の二まで及び第十一条並びに附則第二項及び第三項並びに社会福祉事業法等改正法附則第二十五条第二項の規定の例により計算した場合の退職手当金の額が、新共済法第八条から第九条の二まで及び第十一条の規定により計算した退職手当金の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき退職手当金の額とする。

一 施行日の前日に旧共済法第二条第九項に規定する被共済職員(社会福祉事業法等改正法附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける共済契約者に使用される者を含む。次号及び次条において同じ。)であつた者が、施行日以後に退職した場合

二 施行日前に旧共済法第二条第九項に規定する被共済職員でなくなつた者で施行日以後にさらに新共済法第二条第十一項に規定する被共済職員となつたものが、施行日以後に退職し、かつ、新共済法第十一条第六項又は第七項の規定により施行日前の被共済職員期間と施行日以後の被共済職員期間とが合算される場合

第二十六條 施行日の前日に旧共済法第二条第九項に規定する被共済職員であつた者のうち、施行日以後において新共済法第二条第七項に規定する特定介護保険施設等職員であるもの(同条第十項に規定する共済契約者(社会福祉事業法等改正法附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。次条第一項において同じ。)に継続して使用される者に限る。)については、新共済法第二条第六項に規定する社会福祉施設等職員とみなして、新共済法第十五条、第十八条

及び第十九条の規定を適用する。

第二十七條 この法律の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している新共済法第二条第十項に規定する共済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて、施行日以後に同条第十一項に規定する被共済職員となつたもののすべての同意を得たときは、新共済法第六条第五項の規定にかかわらず、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

2 前項の規定による退職手当共済契約の解除は、新共済法第六条第六項、第七条及び第十一条第六項の規定の適用については、新共済法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

(健康保険法の一部改正)

第二十八條 健康保険法の一部を次のように改正する。

第六十三条第四項中「第七条第二十三項」を「第八条第二十六項」に改める。

第八十八条第一項中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に改める。

第八十九条第二項中「同じ。」の下に「の指定又は同法第五十三条第一項本文の規定による指定介護予防サービス事業者(訪問看護事業を行う者に限る。次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「介護保険法」の下に「第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の失効若しくは同法」を、「第七十七条第一項」の下に「若しくは第百十五条の二十九第六項」を、「取消し」の下に「若しくは効力の停止又は同法第百十五条の八第一項若しくは第百十五

第五十四条第三項中「第七条第二十三項」を
「第八条第二十六項」に改める。

第五十九条第一項中「若しくは居宅支援サ―

「**ビス費**」を削り、「これらの給付」を「**当該給付**」

に改め、若しくは特例居宅支援サービス費を削り、「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「第七条第二十項」を「第八条第二十三項」に改め、「施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。」の下に「若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の第二項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）」を加え、「特例施設介護サービス費」を「特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」に改め、同条第二項中「若しくは居宅支援サービス費及び「若しくは特例居宅支援サービス費及び「特例施設介護サービス費」の下に「若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」を加える。

第八十七条の五第一項中「若しくは居宅支援サービス費の支給」及び「若しくは特例居宅支援サービス費の支給」を削り、「の支給若しくは特例施設介護サービス費を」、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費に改める。

第三十五条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項中「第七條第二十三項」を

「**第八条第二十六項**」に改める。

第五十五条第一項中若しくは居室支援サービス費及び「若しくは特例居宅支援サービス費」を削り、「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「若しくは特例施設介護サービス費」を「特例施設介護サービス費」に、「第七条第二十項」を「第八条第二十三項」に改め、「施設サービス費をいう。」（療養に相当するものに限る。）の下に「介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）若しくは特例介護予防サービスに係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）を加える。

第百十六条の二第一項第六号を次のように改める。

六 介護保険法第八条第十九項に規定する介護専用型特定施設のうちその入居定員が三十人以上であるものへの入居又は同条第二十二項に規定する介護保険施設への入所（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 前条の規定による改正後の国民健康

保険法（次条において「新国保法」という。）第百十六條の二第一項第六号の規定（入居に係る部分に限る。）は、同号に掲げる介護専用型特定施設に入居することにより、施行日以後に当該介護専用型特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該介護専用型特定施設に入居をした際、当該介護専用型特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認め

められるものについて、適用する。

第三十七条 この法律の施行前に旧介護保険法第七條第二十一項に規定する介護老人福祉施設（入所定員が二十九人以下であるものに限る。

以下この条において「小規模介護老人福祉施設」という。に)入所することにより当該小規模介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更し、たと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該小規模介護老人福祉施設に入所をした際、他の市町村当該小規模介護老人福祉施設が

所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、施行日以後引き続き当該小規模介護老人福祉施設に入所をしている間は、国民健康保険法第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等（新国保法第百十六条の二第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に継続して入院等（新国保法第百十六条の二第

一項に規定する入院等をいう。以下この条において同じ。）。をしている国民健康保険の被保険者であつて、現に入所をしている小規模介護老人福祉施設（以下この条において「現入所施設」という。）に入所をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」と

いう。）及び現入所施設のそれぞれに入院等をすることにより直前入院病院等及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

2 継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、国民健康保険法第五条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う国民健

康保險の被保險者とする。

一 継続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等することによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 継続して入院等をしている二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする(以下この号において「継続入院等」という。)により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下この号において「特定住所変更」という。)を行ったと認められる国民健康保険の被保険者であつて、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の療養の市町村(見入所施設が所在する市町村

村以外の市町村をいう。の区域内に住所を有してゐたと認められるもの。当該他の市町村前二項の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者については、現入所施設及びその者が現入所施設に入所をする前に入院等をしてゐた病院等をそれぞれ新国保法第百六条の二第一

項に規定する病院等とみなして、同条第三項の規定を適用する。

(国民年金法の一部改正)

第三十八条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の二中「第七条第二十五項」を「第七条第七項」に改める。

第三十九条 道路交通法（昭和三十五年法律第百

五号)の一部を次のように改正する。

第百三条第一項第一号ハを削り、同号二中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号二を同号ハとし、同号の次に次の一号を加える。

一の二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七條第十五項に規定する認知症であることが判明したとき。

第百九條第一項第三号の二中「前条第一項第二号」を「第百八條第一項第二号」に改め、同項第十一号中「前条第一項第五号」を「第百八條第一項第五号」に改める。

第四十條 道路交通法の一部を次のように改正する。

第百三條第一項第一号の二中「第七條第十五項」を「第八條第十六項」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四十一條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第三項中「第七條第二十三項」を「第八條第二十六項」に改める。

第六十一條第一項中「若しくは居宅支援サービス費」を削り、「これらの給付」を「当該給付」に改め、「若しくは特例居宅支援サービス費」を削り、「第七條第五項」を「第八條第一項」に、「第七條第二十項」を「第八條第二十三項」に改め、「施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六條第一項において同じ。」の条及び第九十六條第一項において同じ。」の

下に「若しくは介護予防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六條第一項において同じ。若しくは特例介護予防防

ササービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六條第一項において同じ。を加え、「特例施設介護サービス費」を「特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」に改め、同条第二項中「若しくは居宅支援サービス費」及び「若しくは特例居宅支援サービス費」を削り、「特例施設介護サービス費」の下に「若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」を加える。

第九十六條第一項及び第百四十四條の三第二項の表第九十六條第一項の項中「若しくは居宅支援サービス費の支給」及び「若しくは特例居宅支援サービス費の支給」を削り、「の支給若しくは特例施設介護サービス費」を、「特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」に改める。

第四十二條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十八條の二第三項中「第百三十四條第三項」を「第百三十四條第八項」に、「事業を」を「事業その他総務省令で定める事業を」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第四十三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号の十三を同表第二十九号の十四とし、同表第二十九号の十二を同表第二十九号の十三とし、同表第二十九号の十一を同表第二十九号の十二とし、同表第二十九号の十の次に次のように加える。

二十九の十一	介護支援専門員実務研修受講試験に係る登録試験問題作成機関の登録
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十九條の十一第一項(登録試験問題作成機関の登録)の登録	登録件数 一件につき十
	五万円

別表第三の二十四の項中「平成九年法律第百二十三号)第七條第二十二項」を「第八條第二十五項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四十四條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

二十一	地方公務員共済組合	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二	地方公務員共済組合連合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第四十五條 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項第四号の二中「第七條第五項」を「第八條第一項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に改め、「(限る。)」の下に「及び同法第五十三條第一項本文の指定に係る同法第八條の二第二項に規定する介護予防サービス事業(同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。)」を加える。

(老人保健法の一部改正)

第四十六條 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二中「及び施設サービス」を「、地域密着型サービス、施設サービス、介護

予防サービス及び地域密着型介護予防サービス」に改める。

第二十五條第六項中「第七條第二十三項」を「第八條第二十六項」に改める。

第四十六條の十八第五項中「第二十條の八」を「第二十條の八第一項」に改め、「市町村老人福祉計画」の下に「及び介護保険法第百七十七條第一項に規定する市町村介護保険事業計画」を加え、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第四十六條の十九第三項中「第二十條の九」を「第二十條の九第一項」に改め、「都道府県老人福祉計画」の下に「及び介護保険法第百八十八條第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画」を加え、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正)

第四十七条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号を次のように改める。

四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

(地価税法の一部改正)

第四十八条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改める。

(看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第四十九条 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に、「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に改め、「(限る。)」の下に「及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業(同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。)」を加える。

(健康増進法の一部改正)

第五十条 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定により健康増進事業を行う市町村

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第五十一条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に改め、「(限る。)」の下に「及び同法第五十三

条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業(同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。)」を加える。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第五十二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第五項中「前条第六項」を「第十五条第六項」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二条のうち第百三十四条第二項の改正規定中「第百三十四条第二項」を「第百三十四

条第七項」に改める。

(国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十四条 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第四号イ中「介護保険法」を「介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七

年法律第 号)第三条の規定による改正前の介護保険法(以下この号において「旧介護保険法」という。))に改め、同号ロ中「介護保険法」を「旧介護保険法」に、「同法」を「旧介護保険法」に改める。

附則第四条第一項第四号イ中「概算介護給付費納付金」を「概算納付金(介護保険法第百五十二

条に規定する概算納付金をいう。以下同じ。))に改め、同条第四項第四号イ及び第五項中「概算介護給付費納付金」を「概算納付金」に改める。

附則第五条第四項第四号イ中「概算介護給付費納付金」を「概算納付金」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

審査報告書

不正競争防止法等の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十七年六月十六日

経済産業委員長 佐藤 昭郎
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性の増大等にかんがみ、知的財産の保護を強化するため、日本国外における営業秘密の不正使用等に係る処罰規定を設け、他人の商品の形態を模倣する行為等に係る処罰規定を整備するとともに、不正競争を行った者等に対する罰則を強化し、あわせて知的財産に係る裁判外紛争解決手続における弁理士の役割を拡充する等の措置を講じようとするものである。なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

我が国産業の知的財産保護の強化が喫緊の課題であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 深刻化している模倣品・海賊版による被害の防止については、国際的な取組を図りつつ、侵害発生国等への働きかけを更に強化するとともに、関係省庁間の連携を一層深め、取締りの強化や中小・ベンチャー企業等の知的財産保護の強化等に向けた対策を強力に進めること。

二 退職者処罰の導入については、職業選択の自由の確保に十分配慮すること。また、企業と退職者との間の秘密保持契約や企業における営業秘密の管理方法等の適切な在り方について、関係者の意見を踏まえ事例を収集・検討し広く情報提供を行うとともに、良好な労使慣行の維持に努めることにより安易な秘密漏えいが生じる

ことがないよう指導すること。

三 知的財産に係る紛争解決業務に関するニーズの増大、業務の高度・複雑化等にかんがみ、弁理士の能力向上を図るための研修体制等について検討を行うこと。また、弁理士法第二条第四項に規定する「特定不正競争」に関し、弁理士の技術的資格及び弁理士制度の趣旨にかんがみ、業務範囲の拡大等その在り方について検討すること。

右決議する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年六月十日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

不正競争防止法等の一部を改正する法律案
不正競争防止法等の一部を改正する法律
(不正競争防止法の一部改正)

第一条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く。」を削り、「他人の商品と同種の商品(同種の商品がない場合にあっては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品)が通常有する」を「商品の機能を確保するために不可欠な」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律において「商品の形態」とは、需要

者が通常の用法に従つた使用に際して知覚によつて認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。

5 この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。

第四条ただし書中「第八条を」第十五条に改める。

第十五条第一項各号を次のように改める。

一 前条第一項第一号から第三号まで又は第十一号 三億円以下の罰金刑

二 前条第一項第四号、第五号、第九号又は第十号 一億五千万円以下の罰金刑

三 前条第二項 一億円以下の罰金刑

第十五条第二項中「前条第一項第六号の二の罪に係る同条第二項」を「前条第一項第四号、第五号、第九号及び第十号の罪に係る同条第三項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十四条第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同項第七号中「第九条、第十条又は第十一条第一項」を「第十六条、第十七条又は第十八条第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号の二を同項第十号とし、同項第六号中「をいう」の下に「次号において同じ」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であつた者であつて、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、そ

の営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者(第六号に掲げる者を除く。)

九 不正の競争の目的で、第四号又は第六号から前号までの罪に当たる開示によつて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

第十四条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第二項第一項第二号に掲げる不正競争を行った者

第十四条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項第七号(第十一条第一項)を」第一項第十一号(第十八条第一項)に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項第三号から第六号の二まで」を「第一項第四号から第十号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第一項第四号又は第六号から第九号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があつた時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5 第一項第十号の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

第十四条第一項の次に次の一項を加える。

2 不正の利益を得る目的で第二項第一項第三号に掲げる不正競争を行った者は、三年以上の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十四条を第二十一条とし、第十三条を第二十条とする。

第十二条第一項中「第八条」を「第十五条」に、「第十四条第一項第七号に係る部分を除く。」及び「第十五条」を「第二十一条(第一項第十一号に係る部分を除く。)」及び「第二十二条」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 第二項第一項第三号に掲げる不正競争次のいづれかに掲げる行為
イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者(その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。)がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

第十二条を第十九条とし、第七条から第十一条までを七条ずつ繰り下げ、第六条の七を第十三条とし、第六条の六を第十二条とし、第六条の五を第十一条とする。

第六条の四第一項第一号中「第六条第三項」を

「第七条第三項」に、「第六条の七第四項」を「第十三条第四項」に改め、同条を第十條とし、第六条の三を第九條とし、第六条の二を第八條とし、第六條を第七條とし、第五條の二を第六條とする。

附則第三條第二號を削り、同條第三號を同條第二號とする。

附則第四條中「第七條及び第八條」を「第十四條及び第十五條」に改める。

附則第五條中「第六條」を「第七條」に改める。

附則第六條中「第七條」を「第十四條」に改め、「第三號」を削る。

附則第七條中「第九條第一項ただし書」を「第十六條第一項ただし書」に、「第十條ただし書」を「第十七條ただし書」に改める。

附則第八條中「第九條」を「第十六條」に改める。

附則第九條中「第十條」を「第十七條」に改める。

附則第十條中「第十四條第一項第七號に係る部分を除く。」及び第十五條を「第二十一條（第一項第十一號に係る部分を除く。）及び第二十二條」に、「附則第三條第三號」を「附則第三條第二號」に改める。

（特許法の一部改正）

第二條 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一號）の一部を次のように改正する。

第五條の四第一項中「第二條第四項」を「第二條第六項」に改める。

第二百條の二第二項中「三年」を「五年」に、「又は三百萬圓」を「若しくは五百萬圓」に、「処するを」処し、又はこれを併科する」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第二百一條第一項第一號中「第九十六條」の下に「又は前條第一項」を加え、同項第二號中「第九十八條又は前條第一項」を「又は第九十八條」に改める。

（実用新案法の一部改正）

第三條 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三號）の一部を次のように改正する。

第六十條の二第二項中「三年」を「五年」に、「又は三百萬圓」を「若しくは五百萬圓」に、「処するを」処し、又はこれを併科する」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第六十一條第一項第二號を同項第三號とし、同項第一號中「又は前條第一項」を削り、同號を同項第二號とし、同項に第一號として次の一號を加える。

一 前條第一項 一億五千萬圓以下の罰金刑

（意匠法の一部改正）

第四條 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五號）の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項第四號中「第二條第四項」を「第二條第六項」に改める。

第七十三條の二第二項中「三年」を「五年」に、「又は三百萬圓」を「若しくは五百萬圓」に、「処するを」処し、又はこれを併科する」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第七十四條第一項第二號を同項第三號とし、同項第一號中「又は前條第一項」を削り、同號を

同項第二號とし、同項に第一號として次の一號を加える。

一 前條第一項 一億五千萬圓以下の罰金刑

（商標法の一部改正）

第五條 商標法（昭和三十四年法律第二百一十七號）の一部を次のように改正する。

第七十二條第一項第一號中「第二條第四項」を「第二條第六項」に改める。

第八十一條の二第二項中「三年」を「五年」に、「又は三百萬圓」を「若しくは五百萬圓」に、「処するを」処し、又はこれを併科する」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第八十二條第一項第一號中「第七十八條」の下に「又は前條第一項」を加え、同項第二號中「第八十條又は前條第一項」を「又は第八十條」に改める。

（著作権法の一部改正）

第六條 著作権法（昭和四十五年法律第四十八號）の一部を次のように改正する。

第一百十四條の六第一項中「第二條第四項」を「第二條第六項」に改める。

第二百二十二條の二中「三年」を「五年」に、「又は三百萬圓」を「若しくは五百萬圓」に、「処するを」処し、又はこれを併科する」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の罪は、国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第二百二十三條第一項中「前條」を「前條第一項」に改める。

第二百二十四條第一項第一號中「を除く。」の下に「又は第二百一十二條の二第一項」を加え、同項

第二號を削り、同項第三號を同項第二號とする。

（弁理士法の一部改正）

第七條 弁理士法（平成十二年法律第四十九號）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第二號を次のように改める。

二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八號）第二條第一項第一號に規定する著作物をいう。以下同じ。）に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一號）第一條に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ。）であつて、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができるものと認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行ふものについての代理

第四條第三項中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八號）第二條第一項第一號に規定する著作物をいう。」を削る。

第八條第三號中「第十四條第一項第一號から第六號まで若しくは第七號（同法第十一條第一項に係る部分を除く。）を」第二十一條第一號から第九號まで若しくは第十一號（同法第十八條第一項に係る部分を除く。）若しくは第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第三条、第十三条及び第十四条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の不正競争防止法第二条第一項第三号の規定は、この法律の施行後にした同号に掲げる行為について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の不正競争防止法第二条第一項第三号に掲げる行為については、なお従前の例による。

第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正前の不正競争防止法第十四条第一項第一号から第六号の二まで若しくは第七号(同法第十一條第一項に係る部分を除く。)、第二条の規定による改正前の特許法第二百条の二第一項、第三条の規定による改正前の実用新案法第六十条の二第一項、第四条の規定による改正前の意匠法第七十三条の二第一項、第五条の規定による改正前の商標法第八十一条の二第一項、第六条の規定による改正前の著作権法第二百二十二条の二又は附則第六条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正

前の実用新案法(附則第六条において「平成五年旧実用新案法」という。)第六十条の二第一項に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

第四条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日後である場合におけるこの法律の施行の日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間の組織的犯罪処罰法第二条第二項第三号の規定の適用については、同条中「第十一条第一項」とあるのは「第十八条第一項」と、「第十四条第一項第七号」とあるのは「第二十一条第一項第十一号」とする。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 平成五年旧実用新案法の一部を次のように改正する。

第六十条の二第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第六十一条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「又は前条第一項」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑(不正競争防止法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第六条の三」を「第九条」に改める。

(裁判所法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第四号中「第六条の四から第六条の六まで」を「第十条から第十二条まで」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第九条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項ホ中「第六条の四第一項若しくは第六条の五第一項」を「第十条第一項若しくは第十一条第一項」に改める。

(商標法の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

(商標法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第三項中「第十条第一項及び第十一條第一項」を「及び第十条第一項」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第十二条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項第二号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改める。

(組織的犯罪処罰法の一部改正)

第十三条 組織的犯罪処罰法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号ロを次のように改める。

ロ 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二十一条第一項第十一号(外国公務員等に対する不正の利益の供与等)の罪(同法第十八条第一項の違反行為に係るものに限り。)

別表第二第十九号を次のように改める。

十九 削除

(犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条中「別表第一第四号」を「又は別表第一第四号」に改め、「又は別表第二第十九号」を削る。